

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する

▼ 移動

開催日:1日目/2日目

## 平成19年12月愛荘町議会定例会

1日目(平成19年12月7日)

開会:午前9時17分 延会:午後5時48分

## 議会日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 承認第11号 平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについて

日程第 5 議案第74号 愛荘町情報公開条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第75号 愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第76号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第77号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第78号 愛荘町総合計画基本構想につき議決を求めるについて

日程第10 議案第79号 訴えの提起について

日程第11 議案第80号 平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)について

日程第12 議案第81号 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第13 議案第82号 平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第14 議案第83号 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第15 議案第84号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

日程第11から日程第15まで議事日程に同じ

## 出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡ゑみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 珠久清次

## 欠席議員(0名)

なし

## ◎開会の宣告

○議長(珠久清次君)皆さん、おはようございます。

本日、平成19年12月定例会を開会するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

師走を迎えまして一段と寒さも増してまいりましたが、議員各位におかれましては、本定例会にご出席いただきまして高壇からではございますが厚くお礼申しあげます。

地方分権の進展により、自治体の権限や昨日は拡大し、議会の果たすべき役割と責任はますます増大するものと思われます。

一方で、住民の皆様の行政に対するニーズは多様化しており、そのニーズが満たされるように、町議会としては執行機関に対する監視機能をしっかりと果たしていくことはもちろんのこと、住民皆様の意見などを町政に反映させるべく、町政の各分野にわたり積極的に政策提言を行うなど、政策立案機能の強化を図っていく必要がありますと考えております。

このような議会の責務を十分果たしていくためには、皆さまのご理解とご支援が不可欠であり、そのためには、より一層開かれた議会として、さまざまな情報を的確にわかりやすく提供していくことも最も大切であると考えております。

さて、本期定例会では、合併後初めての愛荘町の将来を見据えた総合計画の基本構想の審議ならびに各案件につき審議をお願いすることになっており、後刻理事者より詳細ごわたって説明をいただくと存じますが、議員各位におかれましては、清新で活発な議論のもとに適正にて妥当な決議をいただきますことを心からお願い申し上げます。また、理事者各位におかれましては、町政全般にわたって日夜ご努力いただいておりますことに敬意を表するところであります。本期定例会ならびに各常任委員会協議会・特別委員会協議会を通じまして各議員より出されます意見等に十分配慮されまして、愛荘町発展のため力強い推進をしていただくことを念願し、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。本日は、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって、平成19年12月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩午前9時17分

再開午前10時00分

## ◎開議の宣告

○議長(珠久清次君)これより本日の会議を開きます。

## ◎議事日程の報告

○議長(珠久清次君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

## ◎町長提案趣旨説明

○議長(珠久清次君)町長提案趣旨説明。

### 〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本日ここに、平成19年12月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中、早朝よりご出席賜り厚くお礼申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを、心から厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、愛荘町にとって誇るべきものが一つ増えました。去る11月9日に全国の図書館の年度代表、つまり日本一を選ぶ「ライブラリー・オブ・ザ・イヤー2007」の大賞を愛知川図書館が受賞いたしました。全国には2千数百の県立・市立など公立・私立の図書館がありますが、その中で日本一に選ばれました。

その理由は、本来業務である本の貸し出し冊数におきまして、秦荘図書館も含め、年間愛荘町住民1人当たり約15冊ということになっておりますが、これは全国で2位と聞いております。

このような本来業務のほか、高く評価されたのは、これまで蓄積されてきた地域や住民の歴史的・文化的資産、資料を、年月をかけて把握収集し、分類し、系統的に展示し、内外に発信してきたことであります。あわせて、いろいろな分野でがんばっておられる人材を発掘し、登場していただきて、私たちに生きがいや生き方の示唆を与えていただきました。

さらに、町内自治会で発行されている広報紙を集め、館内に展示することによって、活動状況の各自治会の把握、今後の自治会活動の参考になるなど、交流の拠点づくりにも意を用いてきたところであります。

また、駅前コミュニティのるーぶるギャラリーにおきましては、常時企画展を開催し、芸術文化を目指す人たちの発表の場となっております。図書館に併設されているひん細工でまりにおきましても、今日多くの人々に愛好されるようになりましたが、これまでの多様な発信活動に貢うところが大きいと感じております。私自身も就任以来、愛荘町について大変多くのことを図書館活動の中から学ばせていただきました。

今回の受賞は、これらの幅広い活動がこれからの新しい図書館活動のあり方として期待され、実績が認められたものと思っております。渡辺館長とスタッフの皆さんの努力を讃え、今後のますますの活動を期待するものでございます。

さて、本期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)の専決処分承認案件1件、改正条例議決案件4件、愛荘町総合計画基本構想議決案件1件、訴えの提起議決案件1件、平成19度愛荘町一般会計補正予算(第5号)ならびに愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、老人保健事業特別会計補正予算(第1号)、下水道事業特別会計補正予算(第2号)、介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の5件、合わせて12案件をご提案させていただきました。

まず、平成19年度一般会計補正予算(第4号)の専決処分承認案件1件につきましては、10月5日付けにより専決処分をさせていただいたものの承認をお願いするものでございます。

次に、改正条例議決案件4件につきまして説明いたします。

情報公開条例の一部を改正する条例および個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、郵政民営化法の施行に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例および職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行にともない、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、愛荘町総合計画基本構想議決案につきましては、その計画期間を愛荘町の将来を展望し、平成20年度から平成29年度までの10年間とし、社会経済情勢の変化等にあっては、愛荘町の基本的課題に的確に対応するとともに、新しい愛荘町にふさわしい夢と希望にあふれるまちづくりの指針として提案させていただいたところあります。

計画策定にあたりましては、町民の皆さんとともにづくり上げることを基本において、2,000の方々を対象にしたまちづくりアンケート調査、住民フォーラムの開催、また、100人委員会からの提言等を踏まえ、愛荘町総合計画審議会で原案の策定をお願いしてきましたところでございます。

審議会委員は、各種団体の代表者、識見者、公募委員の19名で組織し、昨年の11月から8回の審議会を経まして、去る11月16日、愛荘町総合計画の答申をいただいたところでございます。

これらの住民意見や審議会答申を府内で十分調整し、まとめ上げました基本構想案でございますが、その主な内容は、自分たちのまちのことは自分たちで考え、話し合い、決定し、ともに取り組むという自己決定・自己責任の原則に立って、相互理解と信頼に基づいた自助・共助・公助で、住民と行政の協働によるまちづくりを目指すこととしております。

「自然と人が輝き、豊かさを協働で追及するまちづくり」を基本目標にすえ、『安心・いきいき笑顔あふれる「くらし』』、『快適・便利で元気な「まち』』、『心心れあい、学び合い、分かち合う「ひと』』を基本理念としました。そして、「心心れ愛・笑顔いっぱいの元気なまち』をまちの将来像に掲げました。

そして、これらの実現のため、1つ目としまして、「安心すこやか健康・福祉のまちづくり」、2つ目としまして、「安全・安心・やすらぎ生活環境のまちづくり」、3つ目が、「明日を拓く都市基盤のまちづくり」、4つ目が、「元気な産業活力のまちづくり」、5つ目が、「共に育つ学びと文化のまちづくり」、6つ目が、「共に築く協働のまちづくり」の6つをまちづくりの基本方針の柱と定め、構想をもとにした基本計画の中で数値による目標指標を掲げ、それぞれの施策ごとに自助・共助・公助の具体的な分担を掲げました。このように自助・共助・公助の具体的な分担を掲げた総合計画は、県下でも初めてだろうと言われているところであります。

また、基本方針の中でも、横断的政策により進めなければならない重点施策につきましては、具体的な重点プロジェクトを掲げ取り組むことといたしております。

さらに、この協働の仕組みを具現化するため、自治基本条例を整備し、住民の参画意識の醸成を図り、住民と行政がそれぞれの役割分担を担いながら、パートナーシップのもと施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

また、審議会から、本計画の推進にあたっては、次の5点について配慮するよう要望をいただいたところであります。

1点目は、住民参画のもとに計画推進を図るため、計画の内容をわかりやすく親しみやすい方法で住民への周知に努め、愛荘町住民の一体感と住民の参画意識の醸成を図り、住民と行政の協働によるまちづくりを展開すること。

2点目は、住民と行政が協働によるまちづくりの仕組みについて、住民が町政やまちづくりに参画する方法などを規定する、いわゆる自治基本条例を整備するとともに、地域社会が参加する新しい手法を積極的に施行するなどによって、住民参加によるまちづくりを推進し、さらにこのような住民と行政の協働作業の積み重ねを通じて、住民活動やNPO活動などの育成に努めること。

3点目は、まちづくりの推進にあたっては、住民と行政が自助・共助・公助のそれぞれの役割を担いながら、パートナーシップのもとに連携・協力して、計画の推進を図ること。また、計画の着実な実現を図るために、計画的な財政投資と効率的で有効性のある行政運営のもと、住民にわかりやすい形で具体的な推進方策を確立していくこと。

4点目は、計画の推進にあたっては、今後一層社会情勢が流動的となることを踏まえて、常に時代の潮流を認識し、新しい発想のもとに、弾力的かつ機動的に対処すること。また、必要な場合には、計画の見直しも含めて柔軟な対応を図ること。

5点目は、計画の実行にあたっては、情報公開を常に念頭に、進捗状況を公表するとともに、行政評価も行われたい。

以上、審議会長からいただいた5点の付帯意見を尊重し、本計画の推進にあたり、十分配慮してまいりたいと考えているところでございます。

次に、訴えの提起につきましては、旧愛知川町下水道工事の入札執行に関わり、昨年の12月から5名が相次いで逮捕され、競争入札妨害罪および贈収賄罪で、本年5月から6月にかけて刑の確定がなされました。この競争入札妨害の3件の工事につきまして町が被った損害を、愛荘町建設工事請負契約約款に定めるそれぞれの諸負担金の10分の1に相当する額を、民法第709条の規定により請求するため、損害賠償請求に関する民事訴訟を提起することとし、地方自治法第96条第1項12号の規定によりまして議決をお願いするものでございます。

次に、平成19年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。まず、一般会計補正予算の主なものであります、町が保有する土地等の財産を有効活用するため、公有財産有効活用検討委員会を組織し、ご検討いただくための経費、また、損害賠償請求にかかる弁護料および手数料などを計上いたしております。

国民健康保険の被保険者証につきまして、平成20年、来年4月から個人カード方式を採用することから、電算ソフトを改良するための経費として141万8,000円、1市4町で進めています湖東地域一般廃棄物処理広域化事業について、ごみ処理施設の建設予定地の地質調査を行うための本町負担金として243万円、長野東地区の上田池揚水ポンプの改修工事費として525万円の追加をお願いするものであります。

また、防災行政無線であります、各自治会ごとにスポット放送ができる遠隔装置について、本年9月にその装置本体が故障いたしました、今まで自治会にご迷惑をおかけしておりますが、整備から7年が経過し、既に部品も廃盤となっており、修繕が不可能ということが判明いたしました、今回、遠隔装置について新たに整備する経費として550万円余りの追加をお願いするものであります。

また、長期借入金のうち金利が7%以上の政府資金につきまして繰上償還が認められることとなり、過去に借り入れをしている義務教育施設整備資金、小集落地区改良事業資金の4件について繰上償還額5,113万4,000円の追加をお願いします。

その他、既に事業を終え確定したもの、また各事業について、年間見込みを精査いたしまして、今回、予算の追加および減額をお願いするものであります。その結果、19年度一般会計で歳入歳出それぞれ8,141万8,000円増額し、総額87億3,631万3,000円とするものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計補正予算であります。一般被保険者および退職被保険者等の診療費の増大によりまして、療養諸費として6,923万円、高額療養費として586万8,000円を追加し、受給者数の増加および今後の見込みにより、葬祭費に81万円、出産育児一時金に350万円をそれぞれ追加するものでございます。

また、老人医療費拠出金が確定いたしまして4,176万2,000円、介護納付金の確定によりまして577万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

諸支出金につきましては、平成18年度の国庫負担金が確定し、返還が生じました863万6,000円を追加するものでございます。

その結果、歳入歳出4,050万8,000円を追加し、総額16億2,536万4,000円とするものであります。

次に、老人保健事業特別会計補正予算であります。平成18年度の県負担金が確定し、これにつきましても、本年度に返還するため552万7,000円の追加補正をお願いし、予算総額15億5,932万7,000円とするものであります。

次に、下水道事業特別会計補正予算であります。長期借入金のうち高金利のものにつきまして繰上償還が認められ、296万3,000円の補正をお願いし、予算総額15億5,869万2,000円とするものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算であります。居宅介護から入院や施設入所等への要介護者移動に伴いまして、居宅における介護サービス費を1,000万円、同じくサービス計画費を300万円それぞれ減額し、施設における介護サービス費に1,600万円を追加することなど、これに伴う財源補正をお願いするものであります。歳入歳出620万円を追加し、予算総額8億9,858万2,000円とするものであります。

以上、平成19年12月愛荘町議会定例会に提案させていただきましたので、何とぞ慎重なご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(珠久清次君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定期会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、吉岡ゑみ子君、11番、森野榮次郎君を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○議長(珠久清次君)日程第2、会期の決定についてお尋ねいたします。

お詫びします。今期定期会の会期は、本日から19日までの13日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの13日間とすることに決定しました。

#### ◎一般質問

○議長(珠久清次君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇本田秀樹君

○議長(珠久清次君)6番本田秀樹君。

(6番本田秀樹君登壇)

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、一般質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、教育再生会議についてお伺いいたします。

乳幼児から社会に巣立つまで、子どもたちの年齢や発達段階に応じ、一貫した教育を切れ目なく行うことや、一人ひとりの協働といった基本姿勢は、子どもたちを巡る課題の多くが、子どもだけの問題として片付けられるものではなく、社会の有り様、言い換えれば、親や教員、地域の大人たちすべてに突きつけられた大きな課題であると考えます。

これまででも都道府県教育委員会は、地方教育行政の責任者として、地域の実情に応じた教育を市町村教育委員会と連携して、次代を担う子どもたちが健やかに学び、成長できるように取り組んでいますが、今の子どもたちを取り巻く厳しい社会状況の下、教育はさまざまな課題を抱えており、見直しが必要だと思います。

地方教育行政の責任者として、地域の事情に応じた教育を責任を持って展開していただきたいと思いますので、何点かの質問をさせていただきます。

教育再生会議の7つの提言がありますが、教育委員会としてのお考えをお伺いいたします。1.ゆとり教育の見直しについて。2.学校を再生し、安心して学べる規律ある教室について。3.すべての子どもたちに規範を教え、社会人としての基本を徹底することについて。4.あらゆる手立てを総動員し、魅力的で尊敬できる先生について。5.保護者や地域の信頼に真に応える学校について。6.教育委員会のあり方について。7.社会経験がかりでの子どもの教育について。以上、7項目について教育長の答弁を求めます。

次に、児童・生徒と通学時の安全対策についてお伺いいたします。小学校は集団登校、中学校では個人登校と差異はありますが、各学校では、児童・生徒等の安全を考え、通学路を定めています。各学校の通学路を実際に歩いてみると、学校周辺では歩道が整備され、学校から離れるに従い、少なくなっているのが現状であります。

常安寺の子どもたちは、現在は歩道のない道路を集団登校されていますが、町立常安寺元持線の歩道整備が今年度に実施され、安全に登校されています。

しかし、円城寺の子どもたちの現在の集団登校は、町道円城寺安孫子線を通り、県道松尾寺豊郷線を通学路として通っていますが、歩道がないのが現状であります。歩道があれば、学校まで遠回りをせずに通学ができると思います。子どもたちは、平等に教育を受ける権利があるのでですから、安全で安心な歩道の設置が必要だと考えますが、町長に答弁を求めます。

西日本を中心に、多くの市町村で、子供たちの安全を守るために、地域の交通事情、道路事情の状況や防犯上の面から安全性が高い道路を児童生徒の通学路として設定していますが、愛荘町全体として、通学路に問題はないのかお伺いいたします。

これから冬季になりますが、部活動のために下校時間が遅くなります。日没となりますと、通学路周辺が大変暗いところがあります。特に、円城寺、常安寺周辺は防犯灯の設置が少ないと思いますが、設置については万全であるのかお伺いいたします。

次に、消防団についてお伺いいたします。

消防団員は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災時における消火活動、地震や風災といった大規模災害時における消防力・防災力の向上において重要な役割を担っています。今後も大いに活躍することが期待されています。

消防団が今以上に住民のために活躍できるように、環境をさらに整備されることについて何点か質問をさせていただきます。

消防団は、若年層の減少等に伴い、消防団員数の減少やサラリーマン団員の増加による昼夜の消防力不足等の課題を抱えています。各消防団においては、このような状況の中で、それぞれの課題に向けて努力しています。現役団員だけでなく、これから入団しようと考えている人にも不安が広がり、今以上に団員の確保が難しくなる恐れもあります。団員の確保策についてお伺いいたします。

大震災の発生時に、訓練された消防団員が多くいれば、多くの方々に救いの手を差し伸べることができると思われます。消防団員の意識と資質の向上や訓練につながると考えます。大規模災害が起れば、消防団員を派遣されると思いますが、災害時の消防団員の派遣についてお伺いいたします。

現在、各施設にはさまざまな災害に対応すべく装備が整っていると思いますが、大震災などに十分に対応する設備がどこまで整っておられるのか、お伺いいたします。

次に、山川原小集落地区改良事業の今後の事業計画についてお伺いいたします。

今まで山川原小集落地区改良事業については、一般質問を数回させていただきましたが、町としての答弁は、平成9年3月末をもって当地区的残された事業については、地対財特法の補助対象外になったことから、以後町独自の事業として取り組んでいます。また、地区住民、自治会の協力なくしては推進できないことから、一日も早い事業の早期完成を目指して取り組んでいくという答弁をいたしました。

町としての答弁は、大変理解ができます。今まで行政任せの事業でしたが、今後は地元も努力しなければいけないと考えます。しかし、交渉が難航して事業期間が長引いたと聞きますが、交渉の難航した理由と事業期間が長引いた理由を町長にお伺いいたします。

次に、残地処分委員会は、平成6年に自治会役員を中心とした答弁をいたしております。当時の平元町長時代に、残地処分委員会の立ち上げをしないといいう内容の文書の通達があったと聞きます。当時の行政は、積極的に事業に取り組んでいたと思いますが、いつの日かわかりませんが、事業の遅れた理由を地元や委員会の責任にしているように思われます。なぜ、残地処分委員会が数回の開催で終わったのか、理由について町長に答弁を求めます。

最後に、少子高齢化についてお伺いいたします。

明治時代に人口調査が行われるようになって以来、人口は増え続けてきました。最近になって、この人口構成に少子高齢化という問題が起きています。

日本は、18歳未満の子どもの数が65歳以上の高齢者よりも少なくなった少子社会であると同時に、高齢化率が7%を超えた高齢化社会となり、高齢社会に突入となりました。現在の社会福祉は、若い現役世代が高齢者の医療費を一部肩代わりすることで成立しています。

しかし、少子高齢化が進むと、底辺で社会福祉費を支払うべき若年層が少なくなり過ぎます。これでは、若年世代の生活基盤が極端に不安になってしまいます。その結果、高齢者も満足な福祉を受けることはできなくなります。愛荘町としての少子高齢化に伴う社会福祉について町長に答弁を求めます。

少子高齢化問題を考える時、一番深刻な危機として年金問題があげられます。年金制度の仕組みは、基本的には社会福祉の仕組みと同じです。少子高齢化が進めば進むほど年金を高齢者に供給できなくなるのです。年金制度の崩壊は、即高齢者の生活に影響を与えます。愛荘町としての少子高齢化に伴う年金問題について町長に答弁を求めます。以上で一般質問を終わります。

○議長(珠久清次君)町長。

#### 〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) 本田議員のご質問のうち、少子高齢化につきましてお答えさせていただきます。

少子高齢化は、先進諸国共通の問題ですが、中でも我が国は、65歳以上の人口に占める割合、つまり高齢化率は20.8%、滋賀県では19.0%となっておりますが、愛荘町では、最近の流入人口の増加で高齢化率18.9%と比較的若い町であります。

日本の少子高齢化の原因は、出生数が減り、一方で高齢者が増えているためであります。調査によりますと、将来の我が国の高齢化率は、2020年には29%、2050年には40%になると言われています。2020年には、2005年と比べ人口は1割減りますが、70歳以上の高齢者はいま3倍になると試算されています。

少子高齢化による高齢者の増加は、生産年齢人口の減少に伴う労働力人口の減少、国力の低下を来たした上、年金、福祉の社会的負担が増加いたします。

末恐ろしい日本の将来が見えてきますが、年金問題につきましては、国民にとっての最重要課題であります。いかんせん町独自で構築できる問題ではありませんが、年金、医療、介護について持続可能な制度設計が必要であると考えるところであります。

町といいたしましては、出生率の回復を図るためにも将来の担い手であります現役世代が安心して子どもを儲け、ここで働きながら子育てできる社会を実現することが何より大事なことと考えております。

将来に夢と希望が膨らむ元気な町を目指し、新しい総合計画に沿って、明るく、生きがいの持てる、ここに住み続けたい町、安心して子育てができる町を創造していきたいと考えているところでございます。

○議長(珠久清次君)副町長。

#### 〔副町長宇野一雄君登壇〕

○副町長(宇野一雄君)山川原小集落地区改良事業の今後の事業計画についてのご質問についてお答えいたします。

小集落地区改良事業につきましては、地域改善対策事業の一環として、昭和57年4月1日に施行されました「地域改善対策特別措置法」に基づき実施されており、山川原地区におきましては、昭和54年11月に小集落地区改良事業推進委員会を組織し、基本計画を策定した後、国の事業認可を受け、事業着手し推進してきたところでございますが、約28年を経過した現在、進捗率は97%で、残念ながら一部事業を残す結果となっております。

まず、ご質問の「交渉が難航した理由と事業期間が長引いた理由」でございますが、山川原地区は住宅戸数が多く、また早くから京阪神や東京方面に多くの方が出られておりました。

このようなことから、都市部と地方との土地の価格問題で格差が生じ、小集落地区改良事業の実施に際し、既に決定しておりました買収、譲渡の価格面で理解が得られず、交渉が難航したことでも事業を長期化した要因の一つであると考えております。

また、一部の方の個人的な事由により、事業が円滑に進まなかったことも長期化した要因の一つでもございます。

次に、残地処分委員会が数回の開催で終わったという理由についてのご質問でございますが、平成6年に自治会役員で構成した「山川原自治会残地処分委員会」が立ち上げられました。残地処分委員会発足当時より、委員会の運営・会議の招集等は委員会が直接行っておられ、町いたしましては、会議の都度、招請を受け出席いたしておりました。会議の内容につきましては、当時の記録によりますと、代替地の問題、二男・三男を対象とした分譲問題、譲渡金の精算等々についてが議題として上がっていました。それらについて議論がなされたと思料いたしております。

残地処分委員会は、組織化されてから平成10年まで5回の会議を開催されておりますが、現在は休止状態に陥っております。休止状態に陥った理由につきましては、その会の運営に町が直接かかわっていなかつたこともございまして、「何故か」といったことは定かではございません。

いずれにいたしましても、昨年度来、現組織の山川原小集落地区改良事業推進委員会および山川原残地処分委員会の組織再編に向け、自治会と関係者が一丸となって取り組んでいただいており、組織が再編された段階で町いたしましても、推進委員会と合い協調し、一日も早い事業完了に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、地元住民のご理解とご協力をお願いするものでございます。

○議長(珠久清次君)総務課長。

#### 〔総務課長山田清孝君登壇〕

○総務課長(山田清孝君)本田議員の「通学路の安全対策」、とりわけ防犯灯についてお答えさせていただきます。常安寺の小学生は、町道常安寺・元持線を集落の入り口から約700m通り、秦荘東小学校へ通学しております。その間に防犯灯は4基設置していますが、設置基準としては40mから50mという間隔からすると十分とは言えません。現在、歩道の設置計画を進めていますので、歩道設置後に地元と協議して設置するようこいたしたいと考えております。

また、円城寺の小学生は、町道円城寺・安孫子線を約600m通り県道松尾寺・豊郷線を通って秦荘東小学校へ通学しています。特に、町道円城寺・安孫子線の約600mの区間は、防犯灯を3本設置している状況で、この区間も十分とは言えない状況ですが、この町道は旧県道で道幅も狭く、増設が難しいことから、平成17年度に街路灯を整備した町道常安寺・円城寺への通学路の変更を関係機関と協議をいたしたいと考えております。

中学生については、同じ町道を使って秦荘中学校へ通学しています。特に、古川オートモーティブパーク秦荘工場西側については、現在変えるというような状況でございますので、早急に対応を検討し、今後におきましては、教育委員会等関係機関と協議して、より安全な通学路を目指していくたいと考えております。

次に、消防団員の確保と災害対策についてお答えさせていただきます。

まず、消防団は消火活動のみならず、大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防ぎよ活動など、非常に重要な役割を果たしています。平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒など、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。

しかし、当町においても近年の社会経済情勢や就業構造の変化の影響を受けて、消防団員の確保や継続に厳しい状況であります。

こうした中にも関わらず、各自治会の区長さまには大変ご苦労をいただき、消防班の中から消防団員をご推薦いただき、77名を任命しているほか、団長をおはじめとする幹部団員18名、消防ポンプ自動車を運用する機関団員に31名、今年度から女性消防団員8名の確保に努め、現在6分団46班、134名の方に入団をいたしております。

団員確保や継続を図るため、町条例に基づき、年間報酬および出動した場合の費用弁償としての出動手当の支給、消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償する「公務災害補償制度」や、団員が退職した場合、階級および勤務年数に応じて退職金を支給する「退職報償金制度」があります。

また、各自治会の自衛消防団員の活動支援として、「自治消防防災組織育成交付金事業」や消防小型ポンプや資機材の充実を図るため「消防施設等整備補助事業」および「自主防災組織資機材整備費補助事業」を活用し、今後、消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時の消防団員の派遣の関係でございますが、県内に大規模災害が発生した場合に、消防団の応援体制については、本年3月16日に滋賀県下消防団広域相互応援協定を締結したところでございます。「協定実施細目」により、応援要請方法や派遣の運用を迅速に行うため、必要な事項を定め、要請があれば愛荘町消防団から最大20名と司令車、消防ポンプ自動車各1台を派遣することとしています。

この応援協定に基づき、今年9月2日に実施されました「滋賀県総合防災訓練」において、甲賀市信楽町へ1隊派遣し、訓練に参加しているところでございます。

また、ご承知のとおり、10月10日には、桶木県那珂川町と「災害時の相互応援協定」も含めた姉妹都市提携を行い、必要があると認めた場合は、消防団の派遣についても考慮するところでございますので、よろしくお願ひいたしま

す。

次に、大震災に対応する装備の整備状況についてございますが、現在のところ、消防センターを中心に各種資機材および備蓄品の整備を遂次進めており、今後さらに充実するよう順次行っていく予定をしておりますので、ご理解とご協力くださるよう、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)建設課長。

【建設課長藤田由起雄君登壇】

○建設課長(藤田由起雄君)児童・生徒と通学時の安全対策についてのご質問のうち、通学路の交通安全対策についてお答えいたします。

子どもたちに安心・安全な生活環境をつくることは、我々に課せられた大きな課題でございます。通学時における交通安全対策、防犯対策についても学校、地域、社会、家庭が連携して、事故を未然に防ぐよう日夜ご努力をいただいているところでございます。

通学路は、歩車道が完全に分離されている道路であるのが理想ではございます。しかし、町内には通学路でありますながら歩道が設置されていない道路がまだたくさんございますので、順次歩道整備をしてある次第でございます。また、県道につきましても、歩道の未整備区間が多くございますので、早急に整備していただくよう、湖東地域振興局建設管理部の方に強く要望をしているところでございます。

本田議員ご指摘のとおり、現在、円城寺の子どもたちは、町道円城寺安孫子線を経て、県道松尾寺豊御線を通り通学をいたしておりますけれども、町道円城寺安孫子線につきましては、歩道整備がなされていないというのが現状でございます。

しかし、そんな中で、現在、今年度の事業としてしまして、町道常安寺元持線歩道整備工事を常安寺から一級河川岩倉川までの全体の約3分の2を施工することで準備を進めているところでございます。

また、残り秦荘東小学校までの3分の1の区間につきまして、20年度できるだけ早い時期に施工いたしまして、全線完了する予定でございます。

完工した暁には、円城寺の子どもたちも安全で最も近道となることから、町道常安寺円城寺線を経て、歩道の完成いたします常安寺元持線を利用していただき通学してもらうよう、保護者方とも協議の上、通学路の変更をお願いすることです。より子どもたちの安全を図っていくよう対応していきたいと思います。

愛荘町内には、4小学校・2中学校がございまして、どの学校の通学路も学校周辺は歩道整備が進んでいるわけでございますけれども、少し離れるにつれ整備区域が少なくなってきたのが現実でございます。

それぞれ各地域の理想の通学路といたしましては、安心・安全かつ最短コースであると考えますけれども、子どもたちのより一層の安全性を高めるためには、交通量等も考慮しながら、若干遠回りになってしまって歩道の整備された道路を通学路とするべきであるとも考えます。

今後も教育委員会、学校、保護者等とも協議しながら、通学路の変更、歩道未設置区間の整備を図ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解をくださるようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(珠久清次君)教育次長。

【教育次長西沢和一郎君登壇】

○教育次長(西沢和一郎君)本田議員の「教育再生会議について」のご質問にお答えします。

国では、平成18年10月に「教育再生会議」を設置し、21世紀に日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図っていくために、教育の基本にさかのばった改革を提言されています。

その提言につきましては、今後文部科学省や県教育委員会からの通達により対応することとなります。第1次の提言の内容につきましては、現在、次のように考えております。

最初に「ゆとり教育の見直し」ですが、ゆとり教育は、人の心を育てるこどもや考える力をつけるなどの効果も多く、学習活動を進める上で大切であります。しかし、学力低下の傾向がありますので、現在国において見直しがされているところでございます。

次に、「学校を再生し、安心して学べる規律ある教室にする」についてであります。本町では、すべての学校において、いじめや校内暴力をなくして、子どもたちが学びやすい学校づくりに取り組んでいただいております。今後も関係者のご協力をいただき、安心して学べる規律ある教室づくりに努めてまいりたいと考えております。

3点目の「すべての子どもたちに規範を教え、社会人としての基本を徹底することにつきましては、経済の発展・少子化の進展などにより、子どもたちは我慢することや協力する力が低下しています。そのため、地域の人々との交流を深めながら、子どもたちにさまざまな体験活動を通して、人と人が協力することの大切さや苦労のいること、自然を守ることの大切さなどを学ばせる機会をもっていく必要があると考えております。

4点目の「あらゆる手立てを総動員し、魅力的で尊敬できる先生を育てる」についてであります。教育については、先生の力量を高めることができますので、先生の研修会をさらに充実するとともに、校・園長会などの横の連携も充実してまいりたいと考えております。

5点目の「保護者や地域の信頼に真に応える学校について」につきましては、開かれた学校づくりのため、学校と地域の人たちや保護者の皆さんとの連携を深めることや地域教育協議会・青少年育成町民会議などの活動に今後も積極的に参加し、保護者や地域の信頼に真に応える学校づくりに励みたいと考えております。

6点目の「教育委員会のあり方」につきましては、教育委員会は、定例会以外に臨時会や学校訪問、研修会などをまいり、できる限り毎月教育委員会を開催し、教育の諸問題について適切に対応できる教育委員会に努めております。

7点目の「社会縦がかりで子どもたちの教育にあたる」についてであります。議員ご承知のとおり、子どもの教育は、家庭や学校だけではできるものではありません。地域の皆さんのご協力があってこそ教育が行き届くものと考えます。

そのため、地域の子どもたちは地域で育てる運動や子どもにかかるわるい活動がさらに高まるよう努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆さま方のご協力をお願いし、答弁といたします。

○議長(珠久清次君)6番本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再質問を行います。教育再生会議について再質問を行います。今ほど提言は文部省や県の主要部分で考えていくというお答えをいただいたので、よろしくお願ひしたいと思います。

去る6月20日に、教育再生3法が国会で可決されています。地方教育行政法、教育免許法、学校教育法です。地方教育行政法では、教育委員会の改革に意義があります。一連のいじめや自殺、必修科目などの機能は不全でしたが、今度は問題が発生したら学校現場を支援し、解決を図っていくという本来の責任を果たしていかなければなりません。

教育委員会の機能を回復するために、高い識見を持ったさまざまな分野の人材が集まる仕組みが重要とし、教育委員会が識見を持って、学校生活を点検・評価する責務を明確化していますが、教育委員会としての地方教育行政法についてお伺いしたいと思います。

また、教育免許法では、やる気もなく、指導力不足教員や問題教員の管理を強化し、質の高い教員を確保する目的です。教員の問題点はさまざまですが、いじめや不登校などの対応ができない教師が全国的におられます、教育免許法についても教育委員会のお考えをお伺いしたいと思います。

また、学校教育法では、教えることを義務教育の目標とし、小中学校に副校長、主監教員などを置くことができるようになりましたが、現場の先生や教育委員会が責任を持って従事した指導や取り組みを期待するものですが、教育委員会としての学校教育法についてのお考えをお伺いいたします。

次に、児童生徒通学路の安全対策について再質問をいたします。

下校時になれば、危険度は登校時に比べて増加いたします。提案があるのですが、通学路をカラー舗装にして、運転手の注意を喚起し、通学する児童・生徒の安全を図っていかかがかと思います。

併せて、学校通学路の路側帯をこのカラー舗装にして、児童や生徒が通学および下校時に利用すれば、通行車両、住民さんにも通学路を区別化し明確することにより、少しでも事故防止につながると考えます。

最終的には、すべての通学路を歩車道分離、もしくは専用道路とする安全な道路建設の一日も早い実施を望みますが、町としての見解を求めます。

安全確保のためには、歩道の確保が必要となります、人家が重なっていることや新たに道路用地や人家等の拡幅が必要とあります。このため多くの費用と時間が伴うことや地元関係者の協力が必要となります、今後の施策として町としての考え方を答弁求めます。

次に、消防団について再質問を行います。

消防団は、火災が発生した時、現場で消火活動を行います。また、火災だけではなく、自然災害が発生した場合には救助活動を行います。住民の生命、財産を守るために、昼夜を問わず愛荘町住民の生活を守るために働いている人々によって構成された組織だと考えます。消防団と消防署は、災害から生命、財産を守るという点では大きな違いはありません。

消防署は、災害現場活動はもちろんのこと、消火器・火災報知器のような消防設備の設置指導をはじめガソリンなどの危険物の規制など、予防活動の面からも住民を守る専門職です。

消防団は、通常はそれぞれの仕事につきながらも災害時には駆けつけて現場活動を行ったり、災害予防のため町内の巡回を行うなど、地域に密着した防火活動を行っています。緊急車両の自動車の使用者に対しては、交通安全教育の必要があると思います。

特に、消防車両の運転者に対しては、個別な教育をして運転をされていると思います。緊急車両の場合は、赤色等やサイレンを鳴らせば追越車線でも追い越しができるのです。広域消防などは講習などを受け、安全教育に対する教育ができていると思います。消防団や自警団については、緊急時の車両の運転などのように教育をされているのか、お伺いいたします。

次に、山川原小集落地区改良事業の今後の事業計画について再質問をいたします。

今日までの町としての答弁は、休止状態である小集落地区改良事業推進委員会の組織編成を行えば、町として協力するという答弁をいただいております。

自治会としては、現在は、小集落地区改良事業推進委員会の立ち上げに向けて、日々努力をしています。早ければ19年度中に編成ができると思いますが、本当に町として、どこまでの協力が得られるのか、具体的な答弁を求めます。

残地処分委員会の申し合わせの中に、事業が100%完了しなければ残地処分は行わない 것입니다。しかし、100%の事業完遂はできないと考えます。町として、本当に小集落地区改良事業ができると考えておられるのかお伺いいたします。残地の処分ができるずに地元として問題となっているのが現状であります。

このように、問題となっている事業の100%の完遂をやめなければ、残地の処分もできると思いますが、町としてのお考えをお伺いいたします。

最後に、少子高齢化について再質問をいたします。

先ほど町長から、安心なまちづくりという答弁をいただいておりますので、またよろしくお願ひしたいと思いますが、このまま少子高齢化が進むれば日本の社会はかつて経験したことのないような危機が訪れます。すべての住民が安心で暮らせるために、再度質問をさせていただきます。

現在では、適齢期を迎えて結婚をあえてしない若者が多数おられます。彼らは、もちろんそれぞれに考えがあってこそそうしております。しかし、結婚して子どもができるても女性が職場をリタイアする必要がない労働環境を整えることが重要だと考えます。そのようなリスクを愛荘町は責任を持って取り除く対策をとれば、自然と出生率は向上すると考えます。少子高齢化の流れを止める起爆剤となるような対策について、町長に答弁を求めます。

また、現在の定年年齢は、一般的に60歳から65歳です。これでは高齢者の方々は、その後まだまだ続く人生に不安を感じます。高齢化が現実として必ず進行するのですから、定年後の高齢者が働く環境づくりについて町長に具体的について答弁を求めます。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)大変たくさんのお質問をいただきましたが、私の方から所管の、所管と言いまいか全部所管しているわけですけれども、私の方から少子高齢化の問題について答弁をさせていただきます。

まず、その少子高齢化対策として、これはもう日本全国的な大きな課題であるわけですけれども、町として何ができる

るのないといふ点がゆること私は、今、丁寧に御座いますように、これまでのところは本当に月一回しておる。安心して子育てできる、それが何よりも地域として、町としてできる仕事かなと思っているところでございまして、これからそれに努めていく総合計画もできました。これから、そういう若い人たちが働きながらできるセンターづくりといったものもございますし、そういうものを手がけていきたいなと思っています。

また、企業等におかれましても、育児しながら働く環境、労働力確保の面でもそういうことが有効であるというこから、先般も全国に先駆けて、企業内保育所に対する、これは誘致企業ありますけれども、企業内保育所に対する助成制度も設けたところであります。あれも全国的に徐々に広がりを見せていると聞いています。

また、定年後のいろいろな経験を積んでこられた方々の仕事の場といったものも、これからは大いに期待をしたいし、ぜひそういう人たちの力をお借りしたいと思っています。そういう環境を整えていくということは、非常に大事なことかと考えているところでございます。

○議長(珠久清次君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)山川原小集落地区改良事業の今後の事業計画についての再質問についてお答えをいたします。

まず、19年度中に小集落地区改良事業推進委員会の組織再編ができれば、町としてどこまで協力をするのかとのご質問でございますが、今ほども答弁を申し上げましたとおり、自治会と関係者のご努力によって委員会が組織再編され、立ち上げができましたならば、町といたしましても残事業の完成に向け、推進委員会と協調し、努力してまいりたいと存じます。

次に、100%の事業完成はできないと思うが、町として、本当に小集落地区改良事業はできると考えているのかとのご質問でございますが、ご案内のとおり、小集落地区改良事業につきましては、強制力を伴わない事業で、請願性が濃い事業でございます。

したがいまして、町自らが強制力を用いて事業を行うといったことはございません。あくまで、地元住民の事業に対するご理解や小集落地区改良事業推進委員会役員の強力な指導力と町との協働のもと、共に助け合い、協力が得られれば事業の完成は可能と考えているところでございます。

また、事業が100%完了しなければ残地処分はできないといったことの町としての考え方でございますが、このことは、当初の事業着手の段階で小集落地区改良事業推進委員会の申し合わせ事項として確認されているものでございます。

今後、残地処分に関し、100%完了のしばり、いわゆる当初の申し合わせ事項を外すかどうかにつきましては、組織再編されます推進委員会でご議論をいただき、決定いただきたいと存じます。

町といたしましては、今ほども申し上げましたとおり、請願性の濃い事業でありますことから、決定された事項に関しては、特に異論を申し上げることは考えておりません。

○議長(珠久清次君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)緊急車両、いわゆる緊急事態が生じた時、災害の発生した時の緊急出動の場合の運転の指導状況でございますが、これにつきましては、入団式等の時に文書で注意を促しているところでございます。特に、可搬式ポンプを便乗した自動車については、基本的には、交通ルールを遵守してもらわなければならない。いくら緊急であっても、それは一般車を見なされますので、そこについてもお願いをしているところでございます。

また、消防自動車、いわゆる緊急車というような形で登録できている車でありますと、基本的には、先ほど来話がございました一般団員の方々に乗っていただいている状況でございますので、交通ルールを遵守して、お願いしているところでございます。

なお、今夜また班長会を開催いたしますので、そういう部分についても、特に交通事故、交通ルールを遵守できるように、再度徹底を図っていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長(珠久清次君)農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)再質問の児童・生徒の通学時の安全対策についてお答えさせていただきます。

通学路をカラー舗装にして歩道・車道の区分をすることは、児童・生徒の安全を確保するための一つのよい方策であると考えております。しかしながら、通常の密粒土アスコンや開粒土アスコンに比べまして、コストが約4倍程度かかりますので、施工に二の足を踏んでいるところでございます。カラー舗装と通常の差額において生じる財源で、交通安全対策施設の充実や道路照明灯、また防犯灯の設置などを推進することも一つの方策ではないかと考えております。

今後におきましては、安全な道路建設の推進に向け、地域住民の声も聞きながら、中山道のように、どうしてもカラー舗装が必要なところにつきましては対応をしていきたいと思います。

集落内道路などの歩道設置の必要な道路につきましては、用地の確保等の困難な問題もありますが、地権者や地元住民のご協力を得ながら、地道に推進を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(珠久清次君)教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)本田議員の再質問にお答えいたします。

教育3法の改正のところでございますけれども、地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部の改正でございますが、こちらにつきましては、先ほどお話しのように6月27日に公布され、平成20年の4月1日から施行されるようになっております。

この中には、概要でございますが、教育委員会の責任体制の明確化であります。それには、教育長の委任することができない事務の明確化等も入っております。こういうものについては、今後教育委員会の規則等の改正も必要と考えております。

そのほか、教育委員会の体制の充実でありますとか、教育における地方分権の推進の中では、教育委員会の数の彈力化でありますとか、それから教育委員への保護者への専任の義務化等も入っております。今後、教育委員会の中で十分協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

それから、教育免許法、それから学校教育法の改正に伴うものでございますけれども、こちらについては、ご承知のように、町内の小・中学校につきましては、県職員の教職員が入っております。したがいまして、県の教育委員会の方とも十分調整と言えどか、連携を図ながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長(珠久清次君)6番本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再々質問を行います。

今ほど、少子高齢化について町長に聞いたわけですが、少子高齢化の流れを止める起爆剤となるような対策、そしてまた、定年後の高齢者が働く環境づくりについての私は具体的な答弁がいただいてなかったと思いますので、お考えがあるならば答弁を願いたいと思います。

次に、教育再生会議について再々質問を行います。ゆとり教育の見直しでは、授業時間の10%増加と具体的な数字が明記されております。授業時間10%増やしただけで、ゆとり教育で生じた学力の低下が回復できるのかという疑問と学力向上と、授業時間の増加により不登校が増えるという疑問が残ります。教育委員会としてのお考えがあると思いますが、具体的な答弁を求めてみたいと思います。

生活習慣の改善をはじめとした子どもたちの健やかな成長を図るには、本来家庭が子どもの基本的生活習慣や社会的マナーを身に付けさせる場があると自覚した上で、家庭、学校、地域の3者が連携を密にして取り組むことがますます重要となってきています。

教育委員会は、家庭、学校、地域がその役割を十分に発揮し、協働して教育の推進に取り組むことができるよう十分な支援が必要だと考えておりますが、教育委員会としての見解をお伺いいたします。

次に、山川原小集落地区改良事業の今後の事業計画について再々質問を行います。

小集落地区改良事業の目的は、歴史的・社会的理由により、生活環境の安定向上が阻害されている地域における不良住宅の集合する地域で住宅地区改良事業の対象要件に該当しない小集落地区について、その住環境整備を行うことを目的にしていることを行政はご存知だと思います。

平成9年3月末をもって、地対財特法の補助対象外となったことから事業は町単独事業の同和対策事業として取り組んでいますが、今後も町の単独事業として取り組んでいくのかお伺いいたします。

また、字内に点在する町有地の区画整備や町有地と個人敷地の民々協会、官民境界の実施予定についての答弁を求めます。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)この少子高齢化の起爆剤となるようなものはないのかという再々質問をお受けしたわけですが、これは起爆剤と言えるのかどうかですが、この新しい総合計画の中に、地域子育て支援センターというのを明確にうたいました。そして、ある施設を活用しながら、ぜひこれについては積極的に取り組んでいきたいなと思っています。

また、昨日の新聞かに載っていたのですけれども、保育要件の緩和をしていただきたいということも国の方で、これは国の施策として保育所の入所要件を緩和したいというようなことも載っております、働きながら子育てをしておられる方の入園要件が入りやすくなるといったことも今後起こってくるのではないかと思っているところでございます。

また、定年後の働く場の確保につきましては、今、企業の方からときどき話を受けるのですけれども、人が集まらないと、いくら応募してもなかなか来てくれないという現状の話を聞くたびに、いや私たちの町には、高齢化の方で非常にまだまだ元気な方がいっぱいおられる。こういった人の活用をぜひ考えてほしいということを申し上げております、「そうやな」というような返事をいただいているのですけれども、こういった運動も、今後もこういった企業向けにも、また説教しようとする企業に対しましても、「労働力がありますか」とよく最近は聞かれるのですけれども、そういうことを今後、定年後の高齢者の働く場の確保と併せて、そういうものを取り組みができたらなと考えているところです。

○議長(珠久清次君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)山川原小集落地区改良事業の今後の事業計画についての再々質問にお答えいたします。平成9年3月末をもって地対財特法の補助対象外となり、以降、町単独事業として取り組んできたが、今後も町単独事業として取り組めるかとのご質問でございますが、ご案内のとおり、地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法でございますが、平成14年3月末をもって失効となりました。

一方、山川原地区の小集落地区改良事業につきましては、平成8年度(この予算は平成9年度に繰越明許いたしております)がもって補助金が受けられなくなりました。その理由につきましては、何年も同じ申請を行い、事業が進まないということから、それを取り下げるといったことの繰り返しがあって、その結果、国においても、これ以上の進捗は望めないと判断されたものでございます。したがいまして、平成9年度から今日まで町単独事業として取り組んでまいっています。

先ほど来、答弁で申し上げておりますとおり、推進委員会の新たな出発にご期待を申し上げ、今後も財政上は町単独事業として取り組んでまいる所存でございます。

次に、字内町有地の区画整備や町有地と個人敷地の民民・官民境界の実施予定についてでございますが、過去実施いたしました事業で、設計から分筆登記等処理まで相当期間を要しております。一例ではございますが、字の西側の一段の土地も既に分筆作業が終了し、1人の方に代替として譲渡いたしておりますが、この土地も測量や隣地者の同意、造成工事、分筆登記処理まで9年を要しております。関係者わずか数名の実印印鑑証明が得られず、また委員会の後押しもなかったということで、行政が取り組んでまいりましたことは、結果、長期の年月を要したものでございます。

たひたび申し上げますが、組織再編されます委員会の全面的なご協力や地域住民のご理解がなければ推進することは困難と考えております。

今後、残事業の推進や町有地の問題解決に向け進めてまいりますが、本田議員をはじめ地元住民や推進委員会のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

○議長(珠久清次君)教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)ゆとり教育の見直しにつきまして答弁させていただきます。

先ほど、答弁をさせていただきましたように、教育につきまして非常に大きな改正を言っておられますので、県教育委員会の方では、各市町の教育委員会の担当者を寄せまして、いろいろ説明をしていただいているところでございます。

その中でも、今議員のご質問にありましたように、学校の中でどのように教えていかかという中では、平成19年11月7日でございますけれども、中央教育審議会が教育家庭部会におきまして、これまでの審議のまとめという形で審議

の方の答申をいただいていまして、その中では、今のお話で、学校で習う時間数を増やしたり、そういうものとか、教育内容についての見直しでありますとか、そういうものが提言されております。  
これらについては、平成20年度に周知、21年度から実施されるのではないかという現段階でございますので、まだこれということは決まってないわけですが、先ほど申し上げましたように、県の教育委員会とも連携を図りながら、先ほどのお話しの不登校とか、そういうものが生じないように一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長(珠久清次君)暫時休憩をいたします。

休憩午前11時19分

再開午前11時35分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

13番瀬すみ江君。

(13番瀬すみ江君登壇)

○13番(瀬すみ江君)13番瀬すみ江。一般質問を行います。まずははじめに、旧愛知郡役所庁舎の保存と活用について質問します。

11月1日・2日と、議会で大分県豊後高田市にお伺いし、まちおこし事業でつくられた「昭和の町」を視察してきました。「古い町並みにこだわって保存し再生することを、市民と行政が手を取り合ってがんばってきた」という経緯をお聞きし、感慨深く研修させていただきました。本町においても、中山道の活性化やまちじゅうミュージアムなどが課題となっているので、今後の取り組みの参考になったと考えています。

「旧愛知郡役所庁舎」の建物は、愛荘町役場愛知川庁舎や愛知川図書館、愛知高校などの近くにあり、歴史と文化を物語る風情を漂わせています。滋賀県下・京都府・大阪府の中でも、現存する郡役所がこれひとつのことです。関西圏では3つしかないとのことで、貴重な建物であることは間違ひありません。

100人委員会でも提言されていますが、「まちじゅうミュージアム」の拠点として、旧愛知郡役所庁舎を保存し、活用する考えがあるのかどうかについての行政の見解を求めますが、答弁をお願いします。

旧愛知郡役所庁舎については、町民の有志の方々が自発的に保存の行動を始めておられます。「自分たちでまちづくりを進めていく」という貴重な行動であると私は考えます。

しかし、この土地・建物は、現在愛荘町の持ち物ではありませんので、保存・活用するためには、まず町の持ち物にしなければなりません。旧愛知郡役所庁舎の土地・建物ができるだけ早く愛荘町の持ち物にしていただくことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、2008年4月からの医療制度改革について質問します。これについては、9月議会でも質問をさせていただいたところです。1点目として、「後期高齢者医療制度」について質問します。

11月26日において開かれた後期高齢者医療広域連合議会におきまして、滋賀県の保険料が決定しました。均等割が3万8,175円、所得割率が6.85%とのことで、1人当たりの平均保険料は年額7万2,955円で、月額約6,080円です。厚生年金の平均的な年額の208万円、1ヶ月約17万3,000円の受給者の医療保険料は年間7万5,850円で、1ヶ月6,321円ということです。後期高齢者医療の保険料の算出根拠をこの場で公開していただき、町民の方が納得できるよう説明責任を果していただくことを求めますが、答弁をお願いします。

県内の日本共産党の議員が、保険料が発表され、広域連合議会が行われるまでに、滋賀県後期高齢者医療広域連合長宛に、後期高齢者医療制度の改善や撤回の申し入れを行っています。事務局の方が対応されたのですが、その中で、後期高齢者の健診についての質問が出ました。広域連合の方は、健診については、各市町に委託し、個人負担金については、それぞれの市町で決定していただくことを明らかにされました。京都府・大阪府では無料ということに決められたようです。

本町の老人健診は、「個人負担金なし」で行われていますので、そのサービスを低下させないために、来年4月からの後期高齢者の健診においても、個人負担金なしにすることを求めるが、答弁をお願いします。

2点目として、来年4月からの基本健診やがん検診の受診体制や内容についてです。

9月議会で「健診項目や実施内容等について、県下統一した実施ができるよう検討されているところです」という答弁をいただいていますが、今はどのような状況になっているの。現在、具体的になっている内容についての説明を求めます。

次に、国民健康保険税滞納者に対する対応について質問します。これについても、6月議会で取り上げさせていたいたところです。「平成20年度からの後期高齢者医療制度との整合性などから、短期被保険者証や資格証明書の発行を考えています」というような答弁をいただいています。来年4月からの後期高齢者医療制度において、保険料滞納者には資格証明書の発行が義務づけられることに合わせて、低所得で国保税を滞納せざるを得ない方にも制裁が加えられるようになるわけです。愛荘町は今まで、被保険者全員に国民健康保険証をだし、町民の健康を守る大切な使命を果たしてきたのに、来年度からの後期高齢者医療制度の実施は、高齢者だけではなく町民全体の健康が守れない状況が生まれてくるでしょう。

既に、『広報あいしょう』の11月号の「みんなのこくほ」のページには、国保税の滞納後、督促がきても納めない場合は、有効期限の短い短期被保険者証が交付され、納付期限から1年過ぎれば資格証明書が交付され、医療費がいったん全額負担になるという内容の記事が掲載されました。

現在、短期被保険者証や資格証明書の交付が行われているような書き方となっているのですが、現在、短期被保険者証や資格証明書が発行されているのかどうか、答弁をお願いします。国保税を全額納められなくても、1,000円、2,000円なら払えるという方もおられると思います。その方の能力に応じて1,000円からでも払っていただくという納付相談を行っているのかどうかについても、答弁を求めます。

次に、障害者自立支援法による自己負担金軽減策について質問します。平成18年度からはじまった障害者自立支援法は、応能負担が応益負担に変わったことによる負担の重さに、今年度からは国の特別対策によって負担が少し軽減となりましたが、それでも実施前と比較すると、重い負担であることに変わりはありません。

このような中、東近江市では、食費を除く通所利用者負担をなしにするという施策を市単独で行っています。「愛荘町

障がい者計画および障がい福祉計画の基本理念に書かれている「障がい者が真に一人の人間として尊重され、社会の構成員として地域の中で誰もがともに生活を送れる社会づくり」を実現するためにも、障が者に重い負担を負わせる自立支援法による利用者負担軽減のための町単独補助を実施していただくことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、公共交通の推進について質問します。昨年10月に「道路運送法の一部改正」が、また今年5月に「地域公共交通の活性化および再生に関する法律」が成立しており、「地方の公共交通の推進」を進めるための条件整備が図られるのではないかと考えています。

これらの法律の成立によって、地方自治体が公共交通の施策を行う上で、具体的に運用・活用できる点があれば、その内容についての説明を求めますが、答弁をお願いしまして一般質問といたします。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午前11時44分

再開午後1時00分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

総務主監。

#### [総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)それでは、瀧議員の質問のうち、5番目の公共交通の推進につきましてお答えさせていただきます。

まず、昨年の10月に改正されました道路運送法の一部の改正であります、目的いたしましては、少子高齢化の進展や過疎化の進行により、生活交通の確保や移動制約者の個別輸送についての需要が増加する中、コミュニティバスや乗合タクシー、個別輸送サービスの導入など、地域の実情に応じた運送サービスの提供が進んでいる状況を踏まえ、多様な輸送ニーズに対応しつつ、旅客の利便および輸送の安全の向上を図るため、乗合旅客の運送にかかる規制の適正化、それから自家用自動車による有償旅客運送制度の創設などの見直しがなされました。

このことは、簡単に申しますと、1つはコミュニティバスや乗合タクシー、またデマンド交通など、ニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及促進が図られ、乗合事業の対象範囲が拡大されました。もう1つは、市町村バスやNPOによるボランティア有償運送の制度化であります。本町の公共交通をこれから考える上で、これら法改正をもとに、詳細な運用面について今後研究・検討をしていかないと考えております。

また、もう一方の地域公共交通の活性化および再生に関する法律であります、本年10月から施行されました。この法律は、地域の鉄道やバスなどの公共交通が、近年路線廃止が相次ぐなど厳しい状況にあることを踏まえ、地域公共交通の活性化、再生に向けた地域を総合的に支援することを目的とされております。

そして、法律に基づく協議会を設置し、地域公共交通総合連携計画の策定調査が必要であります。公共交通サービスの利用促進のための情報提供システムの開発に要する費用を補助するものでございます。そういうことで、こちらの方は、本町の地域については馴染まないものであると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

#### [政策調整室長宇野太佳司君登壇]

○政策調整室長(宇野太佳司君)旧愛知郡役所庁舎の保存と活用につきましてお答えさせていただきます。当旧愛知郡役所庁舎は、大正11年5月に建てられたもので、同15年3月には郡制が廃止され、同年7月の郡役所廃止後は愛知郡教育会に移管、その後、滋賀県信用農業協同組合連合会愛知川支所として使用され、戦後になって農協の所有に移り、現在に至っているものであります。その所有の持ち分につきましては、東ひがわ農協と湖東農協が共有しており、それぞれ割合に応じて所有しているものでございます。

平成14年に、旧愛知川町は、旧愛知郡役所庁舎について希少価値が高く、文化的価値の観点から景観的価値、意匠的価値、また技術的価値において貴重であるとして、旧愛知川町総合計画を検討・推進する「まちづくり協議会」において、地方自治の歴史を示す貴重な建物として保存するとともに、活用方法を活かすことが必要であるとの提言を受け、所有されている東ひがわ農協に対して、解体計画の予定があるため解体の猶予をお願いされており、この時点での検討されていたことは、旧愛知郡役所庁舎を移築する計画で検討されていた経緯があります。

これにより、東ひがわ農協および湖東農協と町は、建物の賃貸借契約を行い、旧愛知郡役所庁舎の維持管理に努めているものであります。建物の延べ面積は531.3m<sup>2</sup>、敷地面積につきましては、2,132.89m<sup>2</sup>であります。

全国に現存する郡役所は、現時点で20道府県、33箇所に現存しております。近畿地方には4府県、7箇所現存しております。その中においては、改修されたもの、移転・移築されたもの、一部解体されるなどされて資料館・記念館的なものや事務所・倉庫などに使用されている現況であります。

今回策定いたしました総合計画におきまして、本町には金剛輪寺はじめ豊かな文化や歴史、また自然の宝があり、これら魅力ある宝となるものを町全体の屋根のない博物館とみなし、ネットワーク化を進め、文化を創造した活用を促し、学びと交流と文化創造の場となるよう、この旧愛知郡役所庁舎の利活用につきましても、(仮称)まちじゅうミュージアム構想と併せて検討することとしております。

旧愛知郡役所庁舎につきましては、先に申し上げましたとおり、土地・建物とともに町の所有ではありません。また、建物自体大変老朽化しており、したがいまして移築することは至極困難であります。建物を改修するにしても、土地を購入するにいたしましても、相当な費用が伴います。今後、十分検討していかなければならないと考えているものでございます。

総合計画に沿って、これから当町の事業・施策を進めていくことを考えますと、特に、住民サービスにかかる事業や、教育・福祉にかかる施策・事業など、今後より取り組まなければならないことが山積しております。優先して進めなければならないことを十分考慮し、今何をしなければならないのか、何を必要としているのかを検討していくなければならないと考えております。

なお、今年度新規につくりましたまちづくり活動支援事業補助金を活用し、町民の有志の方が旧愛知郡役所庁舎の

保存と活用をしていくことを目標に申請をされております。年度末には、保存とその後の有効活用につきまして企画提案をいただくことになっております。これらも一つの材料として、十分検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(珠久清次君)住民課長。

〔住民課長福田俊男君登壇〕

○住民課長(福田俊男君)議員のご質問のうち、平成20年4月からの医療制度改革についてと、国民健康保険税滞納者に対する対応についてお答えします。

まず、医療制度改革についての3点の質問の1点目の後期高齢者医療の保険料の算出根拠についてですが、後期高齢者医療制度においては、医療給付に必要な額の1割を保険料により賄うこととされており、この保険料は、介護保険と同様に、後期高齢者一人ひとりに対し賦課することになっています。保険料の算定にあたっては、被保険者均等割の応益割と所得割の応能割で構成し、その割合は50対50を標準とされています。

滋賀県後期高齢者医療広域連合では、11月26日開会の広域連合議会定例会において、後期高齢者医療給付、保険料の設定、保健事業の実施など所要の事項を定める条例の制定議案が審議され、可決されました。

保険料率算定につきましては、本県の1人当たり老人医療費が全国平均より低く推移していること、所得水準が全国平均を下回っていることにより、国の交付金の上乗せが予定されること、また審査支払手数料を市町分賦金としたことにより、保険料は低く抑えられ、1人当たり平均賦課額では、月額6,080円、年間で7万2,955円となり、また国が示している厚生年金収入が208万円の方でありますと、月額6,321円、年間で7万5,850円となります。

なお、本県の所得割額の賦課されない被保険者は約65%と見込まれ、また所得の少ない方にあっては、国民健康保険と同様の軽減制度が規定されており、所得や世帯構成に応じて、保険料均等割額を7割・5割・2割を軽減されることから、例えば、7割軽減に該当される方の保険料は、月額954円に減額されることになり、均等割額が軽減される被保険者が約40%と見込まれることから、皆さまにご納得いただける水準に設定されたものと考えております。

また、説明責任など広報活動についてですが、制度の円滑な実施にあたりましては、被保険者である後期高齢者はもとより、関係機関や住民の皆さまへの制度周知が大変重要であると考え、町では、住民説明会や各関係機関団体への説明会を開催するほか、各地域の老人会への出前講座を行うとともに、『広報あいしょう』や医療機関等を通じて制度周知に努めているところです。

今後におきましても、広域連合と連携を図りながら、パンフレット・ポスターの配布、広報紙や医療費通知などの媒体を活用した広報活動に積極的に取り組むことと考えております。

2点目の後期高齢者の健診においても、個人負担金なしにすることについてですが、これまでにも70歳以上の高齢者については、老人保健法に基づき、医療機関委託により基本健康診査を町が実施しており、自己負担金は無料としております。

今般の後期高齢者の医療の確保に関する法律では、後期高齢者の保健事業は広域連合の努力義務とされたところですが、生活の質の確保、介護予防の観点や糖尿病等の生活習慣病の早期発見のためにも重要であり、市町への委託事業として実施される予定であります。

健診に伴います自己負担金は、課税区分に応じて3割または1割となっていますが、これまでの健診が高齢者の健康の保持増進に成果があったことや高齢者の負担のあり方などから、高齢者の自己負担金は徴収しないことと考えております。

3点目の基本健診やがん検診の受診体制や内容で、現在の状況と具体的になっている内容についてですが、平成20年度からは高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳までの者は医療保険者に内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病に関する特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられたことから、国民健康保険被保険者は町が実施し、被用者保険の被保険者は各保健者が特定健康診査を実施することになります。

このため、これまで老人保健法に基づき実施してきました基本健康診査はなくなり、30歳から39歳の者の健康診査やがん検診につきましては、健康増進法に基づき、町で実施し、また65歳以上の介護保険の1号被保険者は、特定健康診査にあわせて、介護保険による生活機能評価を必要に応じて共同実施することとしています。

なお、被用者保険の被扶養者が町で特定健診を希望される場合は、被用者保険者が国民健康保険で実施する健診機関に集合契約をされることになります。

国民健康保険者が実施する特定健診にあたって、関係機関等で協議をいたしましたところ、検査項目・方法、医療機関委託単価および契約などについて、県下統一した内容で実施する方向で調整をいたしているところです。

また、具体的な内容についてですが、健診の実施にあたっては、これまでの健診が健康の保持増進に寄与してきたことや受診者の利便性などから、集団健診と医療機関委託方式により国保と衛生ならびに介護部門が連携して実施することと考えております。

なお、受診に伴う自己負担金につきましては、課税区分により負担割合が示されており、またこれまでの健康診査負担金徴収条例により負担いただいておりますことから、負担区分に応じて一定の自己負担金を徴収することと考えております。

次に、国民健康保険税滞納者に対する対応についての2点の質問の1点目の「現在、短期被保険者証や資格証明書が発行されているのか」についてですが、被保険者証は生命にかかわる問題であり、受診をためらい重篤な疾病や死に陥らないよう健康の保持増進を図る観点から、被保険者証の交付に際し、該当世帯に納付相談や納付制約など、制度の理解と納付指導により更新しており、これらの交付は見送ってきました。

しかしながら、医療費総額は増加する反面、保険税収納率は年々低下をいたしており、保険財政基盤は厳しい状況にあり、国民健康保険運営協議会において、激減緩和措置を講じながら税率の改正を行うとともに、善良な納税者の意識や保険税負担の公平化と適正な事業執行に資するため、資格証明証・短期被保険者証の交付が求められたところです。

こうしたことから、平成20年度からこれらの交付に向けて、今年度は周知期間として、被保険者証交付時の説明や広報紙による啓発、窓口での納付相談のほか、特別な事情がないのに納付いただけない方には、短期被保険者証切り替え予告通知を行なうなど周知を図っているところです。

2点目の「その方の能力に応じて1,000円からでも払っていただかうという納付相談を行なっているか」についてですが、納

11月相談の機会で訊り、お問い合わせを多く受けましたことから、1回目としてこの問題について相談を行っているところです。

納付相談においては、滞納に至る事由や滞納額および納付能力などにより判断させていただき、事情によっては、分納や誓約書による納付をお願いいたしておりますことから分納いただいている方もあります。

疾病等に対する保険給付を行うための財源としては、被保険者から納めていただく保険税が主体となっており、納付可能な時期には、納付すべき額を納付いただくよう指導いたしておりますので、ご理解くださいますようお願いいたしますして答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)健康福祉課長。

〔健康福祉課長杉本幸雄君登壇〕

○健康福祉課長(杉本幸雄君)続きまして、「障害者自立支援法による自己負担金軽減施策について」のご質問にお答えいたします。

障害者自立支援法によりまして、これまでの利用者負担が増額となることから、本県においては、昨年10月から独自の施策として、障がい者自立支援緊急特別対策事業を実施してまいりまして、利用者負担の軽減を図ってきました。本年度からは、国の特別対策事業として、月額負担上限額の軽減措置を実施しております。

さらに、本県独自の障がい者自立支援緊急特別対策事業で、負担軽減の対象者を拡大した内容で実施しております。

ご質問にありましたように、東近江市では、障害福祉サービスの利用者負担のうち、通所施設につきましては、食費を除く利用者負担を全額補助されておられます。他のサービス利用者を含めた全体の中では、全体を見渡した時に課題もございますことから、本町におきましては、現在のところ町独自の軽減策は考えておりませんが、国におきまして、障害者自立支援法によるサービス利用者負担について、福田総理自らが問題を感じておられる発言等がございますことから、国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。再質問を行います。

はじめの日愛知郡役所の件ですけれども、町の持ち物にできないと、十分今後検討していくということですが、早急にはできないという理由としては、言われているのは、費用が伴うので優先的なことから、取り組んでいかたいというように受け取れました。

ですが、買い上げるという方法しか考えられないのかと言えば、いろいろな知恵を絞って、町の持ち物にしていくということを提案させていただきます。今まだ使い道のない愛荘町の所有の土地がございますので、その土地を代替地として交換していただく、このようなことも1案であろうかと思います。

そのようなことで町民の方々も本当に一生懸命がんばっておられますので、それを応援する意味でも保存を進めていくためにも、早急に町有地としてしていただきような方策を、知恵を絞って打っていただきたいと思います。

そして、今答弁で言われました費用が伴う以外にも障害があるのかどうかということについても答弁をいただきまして、先ほどの知恵を絞って、早急に町の持ち物にしていっていただきたいということを再度求めておきますので、答弁をお願いいたします。

次に、後期高齢者医療の保険料の件ですけれども、私どもの日本共産党の関係議員が後期高齢者医療広域連合の方に交渉の申し入れをさせていただいた時にも、この後期高齢者医療の保険料を決められたけれども、その根拠となる積算は何かと聞きました。しかし、明らかにされませんでした。今も説明まいりいろされましたけれども、本当にととなるものが何かというようなことの説明はありませんでした。やはり、これが大事だと思いますので、これから保険料を払っていかれる町民の方が納得して保険料を払えるような説明をいただきたいと思いますので、それについて答弁を再度求めます。

そして、軽減についても7割・5割・2割ということであるような答弁でした。ですので、やはりそれについても言われていきましたけれども、7割・5割・2割の場合の保険料、2割軽減の場合の保険料などについても十分に周知に努めていただきたいと思います。いろいろな場所に行って、説明会を行う際にも、軽減だけではなくて、この所得の方だったらしくなるとか、本当に細かく示していただきたいと思いますので、どのようにこれからされるのかということで答弁を求めます。

そして、特定健診またはがん検診の来年4月からの実施についてですけれども、内容としては、40歳から74歳が特定健診となり、これは国の進行方向ですので、国保の加入者だけになるとは思いますけれども、その健診項目など、30~39歳の健診、今行われている基礎的な健診の項目、その項目が後退するのかしないのか。今行われているのと同じ健診なのか。それについて今わかっているのであれば、具体的になっているのであれば答弁をお願いします。併せて、がん検診についても今行われている胃がん検診、乳がん検診・大腸がん検診とか、このような検診が同じように行われるのかどうかについて、答弁をお願いしたいと思います。

次に、先ほどの後期高齢者医療の保険料のことにもかかわりますけれども、国保税の滞納者についての対応ということになりますけれども、先に後期高齢者医療制度の保険料の滞納者についての対応ということで、関連的に質問させていただきたいと思います。

これは、11月26日に行われた広域連合の議会の中で、私の知り合いで傍聴されていた方が、この保険料を滞納された方についての対応は、機械的にはせずに市町村で十分に協議してほしいというような内容をお聞きしたわけです。今後どうされるのか。これは後期高齢者医療の方の保険料の滞納者の方ですけれども、4月からどうされるのかどうかについて答弁をお願いしたいと思います。

そして、先ほど申し上げた国民健康保険税の滞納者の対応についての再質問をさせていただきます。

これについては、平成20年度からこのような短期被保険者証とか資格証明書を発行するというようなことを実施するという答弁がありました。そもそも滞納世帯への資格証明書の発行は、発行という制裁措置は1986年12月に制度化されました。それ自体が、憲法が保障する基本的人権の侵害でしたけれども、実際の運用について、当時の厚生大臣は、特に悪質な滞納者に対しての給付を一時差し止めるにすぎないものであり、所得がなくて払えない方も悪質と見なすようなことはありませんと約束しました。

資格証明証が発行されることに伴い、医療にかかりず病状が悪化し、死に至るなどの悲惨な自体が全国で数多く発生し、大きな社会問題となっています。

国保法は、災害その他、政令で定める特別な事情があると認められる場合は、資格証明書を発行することができないとなっています。

先ほども「善良な納税者」という言葉を使われましたけれども、この「特別な事情」のある・なしの規準というものは各自治体が判断されることになっていますので、やはり先ほどの後期高齢者の法の滞納者と同じように、機械的ではなく、世帯ごとの状況をよく聞いて対応することが大切であると考えますけれども、行政の見解を求めさせていただきますので、答弁をお願いしたいと思います。

そして、次に、障害者自立支援法における負担を町単独で軽減施策をとっていただきたいということに対しての再質問ですけれども、県の施策や福田総理の方もそういう姿勢になっておられるので、国の動向を見ていきたいというようなことで、町単独は考えておられないということでしたけれども、やはり自立支援法が始まってから障がい者がどのような状況に置かれているかということを、やはり直接かかわっておられる行政の方々ですから、把握はされているかと思います。けれども、日本共産党の国会議員団と障がい者の全面参加と平等推進委員会が、今年度になってからの障害者自立支援法における影響調査を行っているのですが、それによると、97%の方が「負担増になった」と答えているそうです。

自治体の独自減免制度では、「負担が軽減されている」との回答もあります。やはり、独自減免制度をやられているところでは、「負担が軽減されている」と回答されたそうですが、全体としては、応益負担による影響が月日を経るごとに深刻化しています。愛荘町内の障がいの方も例に漏れず同じ状況であろうと私も考えています。

私も町内の障がいの方から先日お話を伺いました。その方はどう言られたかと言うと、「健常者は道を歩く時もお風呂やトイレに入る時も無料、でも、障がい者は同じようなことをするためにお金を払わなければならなくなつた」と言られたわけです。ですから、国の動向に従う県の軽減施策がある。それを運動の成果で進められてきたことだと思うのですけれども、今なお負担が重いという事実があるわけですから、やはり弱い立場の人々を救うためには、何かできるのではないかと考えられる福祉の心があれば、町単独施策を行うことができると思います。

やはり愛荘町独自で子育て支援策などを行っているわけですから、これがそれと何ら変わりなくて、やる気があれば障がい者の負担を軽減することができるのではないかでしょうか。

9月に日野町で開かれた母親大会で、東近江市の対象者、今私が一般質問の中でも申し上げましたこの軽減策の対象者は163名ということで、半年間で778万円の費用だったことを報告されています。町財政を搖るがすほどの莫大な費用がかかるとは思いません。

今晚は「人権を考える市民のつどい」も開催されることになっていますが、障がい者の人権を尊重するためにも、障がい者の負担軽減施策を実施するということについて、町長の見解を求めたいと思いますけれども、答弁をお願いしまして再質問を終わります。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)愛知郡役所庁舎の保存と活用でございますけれども、町の持ち物でないことから、その費用が伴うということを申し上げました。町の施設としては、買い上げるというような方法で検討しているわけでございますけれども、移築するにしても、あの施設は非常に問題があるということで買い上げをしていかざるを得ないかなと。そして、あの場で改修をするならしく必要があるなというように思っていますけれども、相手が、民間が持っている、儲けを主にしている、営業を主にしている業者であります。したがいまして、町が保有しています町有地の提示をいたしましたが、そこが果たして利益を伴う場所であるかと言うと、そうではないということになりますので、その意向も十分問い合わせはいたしておりますけれども、決してそうではないということになっております。

そうしますと、相手の注文に応じての場所を代替地としていきますと、非常に多額な費用がかさんでくるということになりますし、その施設そのものにつきましても、仮にあの場所で購入するにいたしましたとしても、非常に傷んでありますし、数年前にもそこを見積もりをされている状況を伺いますと、相当な金額が要るというように考えております。また土地代につきましても、鑑定評価を入れますと2,000m<sup>2</sup>以上ありますので、それも相当な費用が要ると。こういうことを考えますと、本当にこれから進めしていく教育・福祉というものをなおざりにしながら、そっちの方を優先していいのかどうかということを、これから十分に検討していかなければならぬと考えています。

保存ということを中心に行ってみると、その施設は死んでしまうと思います。保存のあとに、その施設をいかに有効活用するか、それが一番必要ではないかなと思っています。そして、その施設を活用して、地域の皆さん、またいろいろな方に来ていただいて、活用していただけるような、活用していただけるような施設として、これから検討していくなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)再質問を5点いただきましたので、順次説明をさせていただきたいと思います。

まず、後期高齢者医療の保険料の算出根拠についての関係でございますが、保険料の料率の算定につきましては、先ほど申し上げましたが、それ以外に医療費の支払額、それから財政安定化基金拠出金、保険事業に要する費用等の支出と、それから国庫負担金等の収入を精査いたしまして、加入者数、あるいはまた被保険者の所得をもとに、2年間の財政運営を見通し、決定をすることになっております。

そういうことから、その費用と見込まれる医療費のほか、特定健診等の保健事業、あるいはまた葬祭費等の費用を加味いたしまして、今申し上げました国・県・市町の負担金、あるいは現役世代からの支援金、それから国・県の補助金等を差し引いた費用を保険料として賦課総額としてお願いすることになっています。

本県の場合につきましては、医療費の伸びが平成18年～20年、4.8%、20年～21年を5.5%の医療費の伸びとして推計をさせていただきながら、今ほど申し上げましたように、50%の被保険者割の均等割と50%分の所得割で率を掛けさせていただいて保険料が設定されたということになっております。

それから、2点目の「これら軽減制度についての説明」でございますが、現在、各地域老人会の要請によりまして、説明会に行かせていただいております。その中で、11月26日以降の説明においては、具体的な金額を提示をしながら説明をさせていただいております。

ただし、今回、7割・5割・2割の軽減される方という方は、一定均等割部分についての減額をされる方でございますので、先ほど言いましたように、人によりましては7割軽減がかかる方、あるいはまた5割軽減のかかる方、2割軽減がかかる方がそれぞれ起こってまいりますので、その世帯の構成なり所得によってそれらの軽減については変わってまいりますので、その辺については個々の説明で対応することになろうかと思いますので、十分この辺については

説明をさせていただいているところでございます。

それから、3点目の「健診項目の内容の相違点」ということでございますが、高齢者医療に関する法律に基づいて、今回、特定健診を実施してまいります。この基本健診の項目につきましては統一されておりまして、従来の老人保健法で言います健康診査との大きく変わっている部分と言いますのは、腹囲、(腹回りの)目安を計る測定の部分が追加されている部分、それから血液関係につきましては、ヘモグロビンA1Cが追加されていること、あるいはそれに変わって、従来心電図やがん検診等が入っておりましたが、これらにつきましては詳細な検診に移行になっております。そういう意味で統一した項目について、今回の特定健診での健診項目には、そういうふうな統一になっております。

それから、4点目の「後期高齢者医療の滞納者の対応」の関係でございますが、これにつきましては、現在、後期高齢者医療広域連合において、県下の保険者代表が集まりましてワーキンググループが結成されておりまして、その中で、これら保険料と、あるいはまた保険税の滞納等含めた徴収についての議論をさせていただいているところでございます。

したがって一定、災害等の事情、あるいはまたその他の特別な事情によって保険料の減額等が生じているわけでございますが、これらについては、現在それぞれの市町の状況も国保において違いますので、その辺を若干検討を加えながら、統一した内容で進められるように研究をいたしているところでございます。

最後に、5点目の「国民健康保険の滞納者の対応について」でございますが、これにつきましては、一定法律で決められておりまして、保険税を1年以上滞納されている世帯につきましては、国民健康保険法で被保険者証の返還、あるいはまた被保険者資格証明書の交付ということがうたわれてあります。そういう中で、愛荘町の条例準則の中で、保険給付の支払いの一部または一部の差し止めなどの「保険給付の制限」というものが規定されていますので、これらをもとに準じて、来年度以降、短期被保険者証の発行もしくは資格証明書発行を考えております。現在ここにかかります周知をさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、発行する段階には、被保険者さんと窓口での納付相談等をさせていただきながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

先ほど3点目の健診項目の中で、一部抜けた部分がございますので、訂正箇所も含めて申し上げたいと思います。そのほかの30歳から39歳の健診、あるいはまた各種がん検診の部分につきましては、一定、今回の特定健診に合わせた形での健診項目になると思います。各種のがん検診等については、そのまま移行をする予定でございます。

なお、先ほど特定健診項目の中で、一部健康診査と特定診査の項目の中で言い間違いをいたしましたが、がん検診と言いましたが、目の眼底検査の部分でございますので、訂正させていただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)障がい者自立支援にかかわって町長の見解をということでございますので、思いを述べさせていただきたいと思います。

私も、ある障がいを抱えておられる方から、東近江よりも施設は悪いということで、あっちに移動しようかなと思っているという強いお声を聞いたことがあります。私自身、正直言って、福祉や医療制度については他の市町村に負けたくない、住民の皆さんにとって一番大事な福祉医療問題については何よりも大事にしていかたいという想いがあったものですから、そんな悪いものがあるのかなと正直思ったのが、今おっしゃっておられるところということは私も認識をいたしました。

今後、この障がい者自立支援にかかわる問題については、国も今、制度を大きく、大きなテーマとして取り組んでいるところもありますし、また一方県では、この前の財政改革プログラムで補助制度を大きく見直しております。大雑把なことはだいたいわかってきてはいるのですが、まだ詳細な部分が県も詰めきれていない。そういう面で、障がい者に対する支援制度をどういうふうに変わってくるのかということもよく見ながら、私どもの財政事情も勘案しながら、今後十分な検討をしていかたいと思っています。

○議長(珠久清次君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江です。旧愛知郡役所のことですけれども、即今が難しいという答弁と思いますけれども、それならば、農協との賃貸契約ですか、その契約がどうなっているのか。農協の方がその動向について、それを指図をするとか、そういうことができるのか、できないのか。それによって、やはり保存が難しくなったりとかすると思いますので、賃貸契約を今まで長くにわたって、なるべく早く町のものにしていただくのがいいのですけれども、町の持ち物になるまで賃貸契約が続くのかどうか。続けていただきたいと求めるわけですけれども、それについて答弁をお願いしたいと思います。

もちろん、それに保存したら活用の方も本当に考えていかなければならぬのですが、その前に、やはりそういう課題がありますので、よろしくお願ひします。

次に、国民健康保険税の滞納者のことですかけれども、結局、分割で納入された場合は、今1,000円しか払えないということで納入された場合、その方の場合は、短期被保険者証が与えられ、どういう流れになっていくのかということについて答弁をお願いします。

そして、厚生労働省が国保課長名で各都道府県宛てに、2005年2月15日に出した通知、『収納対策緊急プランの策定等について』のあとに、同課長名で『収納対策緊急プランの考え方と作成方法』と題する通知と解説する文書を出しました。

その中で、資格証明証を発行していない保険者にあっては、発行基準を作成するように求めています。その発行基準は、機械的なものだけではなく、地域の状況や市町村の政策課題を考慮し、具体的な事例として、乳幼児の医療費助成の上乗せ支給をしている地域では、対象となる乳幼児が含まれる世帯は資格証明証の対象外とすることを検討すべきであるとしています。

愛荘町でも、町独自で乳幼児医療費助成制度を実施しています。このような経緯の通知やその解説文書があつたことを把握しておられるのかどうか。その趣旨を尊重していただけるのかどうかについても答弁をお願いしまして終わりります。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)農協との賃貸者契約がどのようにになっているのかということですけれども、管理の

かり契約ございまして、1年ごとの契約を更新しております。したがいまして、官署と言いましても昔1箇月障もへつておりますので、電気代、通報する電話代、警備保障との管理をしているその分の費用を町が持っているということです。

また、農協の施設の考え方でございますけれども、農協の経営計画におきまして、遊休資産の活用の検討に入っているということでございますので、いつまでもそのままにしておけないということでございます。日々の間に町も早急には検討して、農協の方と協議を進めていかなければならぬと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)再々質問にお答えさせていただきます。

まず、国民健康保険の滞納者の分割納付についてでございますが、先ほど申し上げましたように、納付相談を十分させていただきながら、特別な事情がありまして、分割いただけている方につきましては、相談の上、保険証を現在も交付させていただいております。

短期被保険者につきましては、基本的には月単位で発行するものでございますが、1月単位からずっと、3月とか6月とかいう形での発行にならうかと考えております。

次、2点目の緊急対策プランの通知等について把握しているかということでございますが、そういう緊急対策プランが現在講じられてあることにつきましては承知しておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)1番、辰巳保君。

#### 〔1番辰巳保君登壇〕

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。一般質問を行います。

まずははじめに、競売入札妨害事件にかかる質問を行います。

当局は、今議会において競売入札妨害事件の刑事確定を受けて、損害賠償請求をするための民事訴訟手続きを行う提案がされます。その請求は、愛荘町建設工事請負契約約款に基づき、刑事確定したものおよび関係企業に対し、旧愛知川町が平成17年6月24日に入札執行された1号ランク業者に該当するものです。

町当局は、損害賠償請求するにあたり、顧問弁護士から刑事確定記録を受け取り、読んでいると推察します。その刑事確定記録には、「平成17年6月24日の工事入札を1号ランク5業者で談合した」と、1号ランク5業者自身が認めています。町当局は、平成17年6月24日の1号ランク業者への下水道工事入札を、1号ランク5業者の談合と認めるのかどうか、答弁を求めます。

旧愛知川町助役石部稔英氏個人に対して、損害賠償請求を行う考え方がないのかどうか、答弁を求めます。石部元助役の刑事確定記録には、平元旧愛知川町長との平時の会話であろうと推察できる部分があります。それは、「業者の不協和音は選挙に影響するので何らかの対応策を頼まれた」との解釈で、「1号ランクも仲良くしなければだめだ」との1号ランクの談合を説明したかのような記述であります。その上で、旧愛知川町長平元真氏の道義的責任が考えられます。平元真氏から道義的責任に対する何らかのアクションがあったのか、お尋ねをしておきます。

次に、仮称「湖東三山インターチェンジ」について質問します。

11月21日に行われた議員全員協議会において、湖東三山インターチェンジの説明の中で、政策調整室長は、「ETC専用インターなので工事費用における財源は安価である」「ETC専用インターは社会実験を6ヶ月行わなければならない」「結果的には、フルインターにもっていく」などと言われています。

国土交通省は、現在存在するサービスエリア・パーキングエリア管理道路を利用し、ETC専用機の設置だから「設置費用は安価ですむ」と言っています。国土交通省が言っている「安価」、それと湖東三山インターチェンジ期成同盟会が言う、「その設置費用の財源は安価」という違いはどこにあるのか、答弁を求めておきます。

17億円も投資する湖東三山インターチェンジについて、工事費用の財源が安価とは、どのような諸点から安いというふうに言われているのか、答弁を求めます。

中日本道路株式会社は、何のために社会実験を6ヶ月行わせるのか。このことについても答弁を求めておきます。

次に、「小規模修繕工事希望者登録制度」の創設を求ることについて質問をします。

地域経済と地元中小業者の活性化対策として、「小規模修繕工事希望者登録制度」の創設を求めます。

景気が上向いたなどと報道はされていますが、現実、愛荘町の中小業者は全く実感しません。それどころか仕事が減る一方で、借金返済を含む事業計画が立たないところまで追い込まれています。

現在、公共施設物において、軽微な修繕および改修でも入札登録業者に打診しなければならず、事務処理の簡素化からいっても逆行します。教育施設では、既に愛知郡の建築組合からのありがたい申し出によって、「軽微な修繕」がボランティアによってされていると聞いております。これは、中小業者が願う「小規模修繕工事希望者登録制度」のイメージを行政に持っていたく一つの行動ではないかと考えています。軽微な修繕の有効性はご理解いただけると考えます。よって、平成20年4月1日からの実施に向けて取り組まれることを求めておきます。

次に、要介護認定者への「障害者控除対象者認定書」の交付の対応について質問します。

私は、この3月、平成18年度確定申告に向けて、18年度の確定申告で要介護認定者への「障害者控除対象者認定書」の交付実態をお尋ねしました。本町は、「障害者控除対象者認定書」に対する認識が薄かったと私は受け止めています。その後、改善がなされて、その交付を行っているところです。

今年、通常国会の財務金融委員会で日本共産党の佐々木憲昭議員が「老化における肢体不自由等の障がいのある者と認められれば、障がい者控除の適用対象となる」このことを確認したのに対し、当時の尾身大臣は「その通り」と答弁しました。中村吉夫厚労省障害福祉部長は、「要介護認定も判断材料の一つ」と述べ、窓口での拒否について、「申請があれば受け付ける」と答えています。

以上のことから、愛荘町はどのような対応を行っているのか、答弁を求めます。

以上、一般質問とします。

○議長(珠久清次君)町長。

#### 〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)辰巳議員のご質問のうち、競争入札妨害事件についてお答えさせていただきます。

まず、下水道工事入札は5業者の談合と認めるかとのご質問ですが、今回の事件は司直の手によって捜査され、公

ナリソノロホ、競争アハレシカガタリシ。川が唯此のアハレシカガタリシ。よし、アハレシカガタリシム止メウタタキ云々。但利川の提供もいたしましたが、未だ動きは承知いたしておりません。したがいまして、町としましても、安直に判断しかねるところであります。

次に、石部氏個人に対し損害賠償請求を行う考え方がないかとのご質問ですが、今議会に提案させていただきました民事訴訟の提起は、公の法定で競争入札妨害罪が認められ、刑が確定されたものについて、民法による損害賠償請求をさせていただく予定であります。

石部元助役は、それぞれの被告に対して、すべてに関連があり、民法第719条の共同不法行為にあたり、各被告らとの連帯の責任を負うべきであるとの考え方であります。

次に、平元元町長から道義的責任に対するアクションがあったかとのご質問ですが、現在までそのようなアクションは一切ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

#### 〔政策調整室長宇野太佳司君登壇〕

○政策室長(宇野太佳司君)湖東三山インターチェンジにつきましてお答えします。

先の11月議会全員協議会で説明いたしましたことについてのご質問でございますけれども、説明につきましては、その内容は経過的なことでありましたが、繰り返し説明をさせていただいたものであります。

(仮称)湖東三山インターチェンジの整備につきましては、ETC専用のスマートインターチェンジであります。一般的に、インターチェンジをつくろうといたしますと、だいたい40~50億円かかるわけございますけれども、このスマートインターチェンジでありますと、建設コストや管理コストが少なくてすむことから、スマートインターチェンジは経済的メリットがあると申し上げたものでございます。

現在、県当局で現在の事業費より、さらに事業費を抑えた整備方法を検討しております。整備の形付けができましたら、それに基づき、検討会等で協議を進めていくことになっているものでございます。

全国のサービスエリア・パーキングエリアは756箇所あるわけでございますけれども、整備・施工していくにつきまして、設置場所が地形的に安易なところ、そうでないところなど多々あります。いずれにいたしましても、限られた場所で、できる限り経済的でより良い施設をつづいていくことを基本にしなければならないと考えております。

次に、社会実験の目的でございますけれども、国土交通省は、スマートインターチェンジの円滑な導入を図るため、その効果や整備、運営上の課題の把握をする目的に実施することとしています。

内容については、ETC出入口の管理・運営を行うことにより、スマートインターチェンジの整備・運営上の課題、スマートインターチェンジの導入に伴う高速道路や周辺道路の利用形態の変化、周辺施設の利活用の状況、地域の活力向上の整備効果について把握することとしております。

また、その社会実験を行うために、社会実験準備会を組織し、計画書の採択後、社会実験協議会を設置し、実験開始に向けて工事、機器の設置等に着手いたしまして、完了後供用することとなるものでございます。

この社会実験の期間につきましては、概ね6ヶ月を目途に行うこととしております。なお、当初計画した社会実験は、延長して、引き続き効果の計測を行う場合もあるとしているものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)管理課長。

#### 〔管理課長村西作雄君登壇〕

○管理課長(村西作雄君)次に、小規模修繕工事希望者登録制度の創設についてお答えいたします。冒頭、愛知郡建築組合会員の方の愛知中や秦荘東小等での修繕ボランティアの活動に対して、心からお礼を申し上げるものであります。

さて、平成18年度におきます町内各施設、学校等の修繕でありますか、自動ドア等、特殊技術を要する修繕を除いた1件50万円以下の実績を調査しましたところ、平均発注額は1件約4万円で、発注総件数の約8割を町内業者にお願いしているのが現状であります。

本来、町が発注する工事等を受注いただくには、「入札参加資格審査申請書」いわゆる「指名願い」を提出いただき、当該年度の入札参加資格者名簿に登録されていることが原則でありますが、1件あたりの発注額が少額なことや急を要する簡易な修繕が多くを占めていることから、名簿登録の有無にかかわらず、そのほとんどを町内業者さんへ随意契約により発注しているのが実態であり、すべての修繕を名簿登録業者に限っているものではございません。

したがいまして、事務の効率化から見ても、一定額以内の軽易な修繕については、当面現行のまま運用したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)健康福祉課長。

#### 〔健康福祉課長杉本幸雄君登壇〕

○健康福祉課長(杉本幸雄君)次に、要介護認定者への「障害者控除対象者認定書」の交付についてのご質問にお答えいたします。

障害者控除対象者認定証明書の交付にあたりましては、愛荘町高齢者の障害者控除対象者認定書交付事務に関する要綱に基づきまして、身体障害者手帳等の交付を受けておられない高齢者でありますても、介護保険の要介護認定にかかる主治医意見書などによりまして、知的障がい者の軽度・中度・重度の準ずる障がい、身体障がい者1・2級、あるいは3~6級に準ずる障がいや寝たきり老人と認められる場合に交付いたしております。

毎月発行しております町広報『あいしょ』に毎回介護保険についてお知らせをいたしておりますが、今月20日に発行いたします広報1月号に「介護保険と税申告」について掲載をいたしております。その中で、障害者控除につきましての説明と手続きを記載しておりますことをご報告申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)1番、辰巳保君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。再質問を行います。

某特定の業者と、競争力を發揮するための取引をすることによって、競争が激化し、結果的に消費者が価格競争の犠牲者となることがあります。本町が示す条例に基づいて、その条項に基づいてのみ説明責任を果たすという行為がなされています。

しかし、今言わされた中で、公正取引委員会に情報の提供を行っているという答弁がありました。この中で特に注意をしておきたいのは、公正取引委員会の権限は、当然言うまでもなく、独占禁止法違反の事実がある時、通常の訴訟に準ずる方式をもって、審判および審決を行い、その違反状態の排除を命ぜることができる。また、独占禁止法違反者に対し、適切な措置をとるべきことを勧告することができる云々とされています。

特に、判決の中で裁判長自身が言っているわけですが、同者が業者間における協定によりと、独占禁止法の談合による基本合意、このような基本合意を受け止めるようなことを言っています。

また、愛知川町において入札執行される平成17年度下水道工事の次回落札予定者とされていることに兼じて、順番、これは独占禁止法の談合による個別調整行為、この談合問題の2つに該当するようなことを論じているのです。それ自体が業者談合を認めたということになるわけです。

何が言いたいのかと言えば、やはり先ほども言いましたように、刑事確定記録は、すべての業者が、他の業者の談合を言っているのではなくて自らの談合を認めているわけですから、ただ私が言いたいのは、情報の提供をしたと言うのであれば、では公正取引委員会に審判・審決を求める情報の提供をしているのかどうか。そのことを確認しておきたいと思います。

次に、総務課長にお尋ねいたします。刑事確定記録は、平成17年6月24日に執行された下水道工事入札に際し、業者自らが談合を詳細に述べているわけです。その中で、ある日の会議において奇妙な記述をしてあります。述べていると言うのか。出席者の中で、〇〇建設の出席者は、実質的な経営者で〇〇さんと書いています。また、そういうふうに社長なら社長の〇〇さんと言います。また、別の業者の記録にも、その場には〇〇建設株式会社の実質経営者の〇〇さんほか3人が集まり、こういうふうに書いてあるわけです。

もっと、全く別人のことではありますけれども、平成7年の町長選のこと回想している部分があります。この中にも、〇〇建設を実質経営する〇〇さんという有力者をはじめ、建設業者の強力な支持のもと、この場合にも、「実質経営者」という言葉を使っています。

もっとひどいのは、私が愛知川町会議員の、〇〇を実質経営する〇〇が本命で受注する工事で、何々をした時というふうなことが書いてあります。この時に、言いたいのは、こうした公職に万が一、公職にある者がそうした席上にいた場合は、誓約書もしくは職員の規定等々においてどのように該当するのか、問題が生じてくるのか、そのことを答弁いただいておきます。

次に、湖東三山インターチェンジについてです。

もう所管も知ってのとおりだと思います。使えるハイウェイ推進会議が答申書を出しています。その中で、今使えるハイウェイとして異常にインターチェンジのあり方、またそれらがずっと述べられています。今も言わされたように、安価で済むといふことも、しかも地形上といふことで書いています。これは一番新しい提言です。

こうした中で、ではこの湖東三山インターチェンジが地形上どうであるのかということ。しかも、インターチェンジの形式も、ダイヤモンド型の簡単な構造となるためにそうしたいろいろな費用が安くつくということを言っています。トランペット型の立体交差を有するインターチェンジでは、非常にコストが上がりすぎるという警告がこの中にあります。特に、ETCスマートインターについては、最後の方にしか述べていませんが、そうしたところから、この湖東三山インターチェンジがどうであるかということは検証しなければならないと思います。

特に、違った書物の中で見ると、ETC専用インターチェンジは要するに、候補地に対して、まず接続する一般道路の構造改変が軽微で用地買収が伴わないことにと記され、実験の目的が明確で、実施機関において効果把握が期待されること。先ほど言ったように、社会実験の目的のことが、先ほど言わされたことがあるわけです。

要するに、軽微なETC専用インターチェンジだからこそ、そうした社会実験を行う。しかし、湖東三山インターチェンジは10数億円の投資をして、そしてから社会実験をやる。これは本末転倒ではないのか。どんな場合でも、本当にかなりの研究をした上で、本格的に軌道に乗せていくのが筋です。要するに、ここで言っているのは、本当に設置費用が数億円で済むという前提で言っているわけです。それとは大きくかけ離れる湖東三山インターチェンジ。そうしたETC専用インターチェンジを紹介するに、利点や効果やそうしたものの中に、同じようなことがすべて書いてある。想定は、湖東三山インターチェンジが立体的なものを想定していないということ。このことをまず指摘しておかなければならぬと思います。

今言われた答弁の中にもありました。6ヶ月はしなければならない。ただ延長されるかもわからない。10数億円かけたインターチェンジが延長される社会実験、先ほども言いましたようにまさに本末転倒、そのように思われないのかどうか、答弁をいただいておきます。

また、このインターチェンジについて、今要望されているのが7箇所と出てきました。今要望している中には、社会実験と言え、監視員を置かない場合もあり得るという言い方をしています。では、湖東三山インターチェンジは監視員を置くのかどうか。そこは、中日本道路会社とどのような話し合いになっているのか。また、その費用負担は誰が持つかということ。また、特にETC専用の問題で、既設のフルインターにETCを付けることの重要性は、要するに、料金収集所において混雑が予想されるために、スマート、要するにノンストップ型の料金所を設置するということが促進されています。

もう一つ、ETCスマートインターを付ける場合の条件として、既設の一般道路の渋滞緩和というものもあげられているわけです。随所に渋滞緩和というのがあります。では、平時から307号は渋滞を及ぼすのかどうか。ETC専用スマートインターのそうした設置条件・要件に当てはまるのかどうか。

室長は先ほど答弁の中で、地形やそういうものを勘案してと言われました。まさに地形やそういうものを勘案して取り組んでまいり。確かに、フルインターの距離間が長い、そのことはあるわけです。でも、ただ単にそこだけではないのだということは抑えています。特に、監視員を置かなかった場合、社会実験が終了して、本格導入になってしまわないわけですが、その場合の議論はどうなっているのか聞いておきます。

要するに、ETCのカードが機能しない場合がある。それは、ドライバーの過失によるものではなくて、機械の不備、要するに読み取り不能による不備、そういう問題が起こると書いてあります。要するに、ドライバーの責任ではない、システムトラブルもかなりあると聞いています。監視員がいなければ、ETCの突発的なトラブルにどのように対処する

のか。このことについてどんな説明を受けているのか。答弁をいただいておきます。以上がETCスマートインターについての質問です。

そして、小規模修繕工事の希望者、今現在も随意契約でやっているということが言われました。それはそれで非常に大事なことなのです。でも、果たしてこれから非常に事務的ないろいろな意味で、税務対策上もそうですが、結果としてそうした書類が整ってこなければ問題提起がされますので、あえてこうした今随意契約をされている方も含めて、こうした一定の制度をつくって、とりあえず登録してもらう。そして誰もが、職員さんが簡単にコンタクトがとれる。そういう体制をしかも言わされたとおり、1件の工事が非常に低いわけですから、手間取る必要はないわけで、だからこそ、そういう情報提供一覧表をつければいいと思いますので、そういう提案をしているわけです。今のやっていることがどうのこうのではなくて、それより、すべての職員さんがわかる状態をどうつくるかということも必要ではないかと考えたもので、登録制度を創設されはどうですかというふうに提案をしました。

以上、その点についての考え方だけは、もう一度答弁をいただいておきます。以上、質問いたします。

○議長(珠久清次君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)質問の中で、公正取引委員会の情報提供の関係でございますけれども、これは審判をどうのこうのということではなくて、地方公共団体において、談合情報の提供を公正取引委員会の方へ提出をするというようなことであります。平成17年6月24日に実施させていただきました下水道工事の入札執行等にかかる関係書類等の情報を、一切提供をさせていただいているというようなことでございます。

また今、課長の方に質問があったわけですけれども、刑事確定記録を見てみましても、固有名詞が消されておりますので、なかなか前後を誂ませていただいて解釈することは非常に難しいようなところもございます。法的なことにつきましては、これから勉強させていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)湖東三山インターチェンジにつきまして、地形のことなど質問されましたけれども、先ほど申し上げました地形上の問題につきましては、特に、名神高速道路につきましては山沿いについておりまして、また橋脚とか土盛りでつくられておりまして、当初日本が高速道路を一番につくった道路でございます。

その後、いろいろ高速道路をつくっていますけれども、一般道路と平坦地に高速道路をつくっているところが多いわけでございますけれども、名神高速道路につきましては、今申し上げましたように、土盛りなり橋脚でもってつくっておりまして、そこに取付道路等がしてあるところが、サービスエリア・パーキングエリア等が設置されてあるところが大半ついてあるわけでございますけれども、秦荘パーキングのところにつきましては、その取付道路がないわけでございます。したがいまして、そこへの取付道路を工事する必要があるということで、その費用がついてくるということでございます。したがいまして、それに伴います用地等も必要になってくるということになってくるわけです。

社会実験の問題でございますけれども、概ね6ヶ月ということになっております。先ほど申し上げましたように、管理の問題とか、そして地域との問題、その周辺との道路の問題、公安の問題、そういうことを鑑みて、再度延長ということにもなる場合もございますけれども、できるだけ早期に、このインターチェンジにつきましては本格導入をしていただくように進めていかたいと思っております。

また、その場合のETCでございますので、渋滞緩和ということを申されましたけれども、当然、観光地の湖東三山があります。そうすると、今年もそうございましたけれども、307号、また、その交差しております県道も非常に混雑をして停滞しております。そういうものを回避するということを一つありますし、また地域の活性化も含めてこのインターチェンジは重要なことでございますので、その辺を進めているものでございます。

ETCが機能しない場合のこともご質問にございますけれども、ETC専用インターの設置につきましては、当面、監視員を置いてその状況を見るということになっているということでございますけれども、秦荘のパーキングのところにつきましては、まだその段階には至っておりませんので、お答えをすることはできないわけでございますけれども、今後十分詰めていく上において、協議をしていかたいと思っております。以上でございます。

○議長(珠久清次君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)今ほど、小規模修繕工事希望者登録制度をもう一度検討したらどうかという辰巳議員からの申し出であったように思いますけれども、私の方の回答としましては、金額が少額なために随意契約により発注しているのが実態だというようなお話をさせていただきました。ただ、その随意契約の回り方についても、今後議論があるところでございます。

今後は、公正透明な入札確保委員会でも、このような隨契のあり方等についても協議もした上で検討を加えることとしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)1番、辰巳保君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。インターチェンジについて、混雑は当然どこの地域でも、観光地と言われるところは一時期集中します。そのことをもって、すべてが万事になるのか私は疑問である。逆に、この使えるハイウェイを読まれたならわかるとおり、要するに既設のフレインターからの取付道路の整備という全体を見て、使えるハイウェイ政策の推進というものを作らています。ですから、こうした観点でも見るべき必要がある。

点で見るべきかどうか、では、それだけの投資効果があるのかどうか。1,200台と言わっていましたから、600台と計算して、ではどこまでの距離を使えるのか。では、ETCを使って、使えるハイウェイを使うために割引制度を使う。では大津まで行く。片道分で済むかということになればどうなのか。この中にも、今7割かいハイウェイを利用していないというように書いてあります。

ただ、愛荘町民の単純に3割の方、対象者を絞って4,500人、その方がETCのカードを使っての、ここの中には旅行距離と書いてありますが、旅行距離を出すと、私なりに見て、高く見積もっても2,000万円。ではその2,000万円、町民さんの3割が使っていただけて2,000万円の高速料金を払う、使う。それに対する費用対効果はどうなっているのか。

先ほど、そこまでは話がないとしていないと言つたけれども、しかしそういう話を事前にしないと、どれだけの費用負担がかかるのかわからないということになりますよ。監視員は置くのだと。その監視員は中日本会社が持つのか、持たないのか。実験中は持つのだ。実験が終われば置く必要がないというふうになるのかどうか。要するに、「その段階ではない」ではなくて、どういうものが起因してくるか。当然、事前の協議が必要であります。それぐらい、17億円を投資するということは大事な問題だということです。

再度この場でお尋ねするのは、そうした協議を持たれるかどうか。要するに、インターネットをたたいたら推進会議の提言が出てきます。したものやらを含めて、それで中日本会社は、この使えるハイウェイ政策を見て、実際に行為を起こすことの一ついなります。

ですから、当然いろいろな問題、ETCスマートインターについての記述がいろいろと出ています。その点で、愛荘町における湖東三山インターチェンジはどうであるのかということは、自ずとして疑問が出てくるはずですから、協議の対象にはなると思います。その協議をなされるかどうかだけは確認をしておきます。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調製室長(宇野太佳司君)辰巳議員のご質問でございますけれども、若干お願ひしたいのですけれども、17億円が先行しておりますけれども、決してそうではありませんので、それをより以上に検討して、少しでも安価にということで検討しておりますので、17億円が先行しているような発言になっておりますけれども、そういうような状況ではございません。できるだけよりよいものを安くつくってくように検討をしております。

そういうような中で、当然社会実験を行っていく中では安全確保というものが必要ありますので、監視員というものは必要になってくるということは聞いております。そういう中で、社会実験の間につきましては、地方自治体がその費用は、補助を得ながら設置をするのだということは確認しておりますけれども、本格で活用していくとなりますと、中日本高速の方での活用になるか、また、そのまま引き続いて地方自治体の活用になるのか。その辺のことは、これから協議をしていく中で検討をしていきたいと思っております。

いずれにつきましても、できるだけよりよいものを安価につくってくように努力をしていますし、今現在、高速道路の利用者が少ないということでございますけれども、ETCの車載器の補助の出しておりますし、全国的にもそういうことをやっておりますし、また高速道路そのものの利用も、時間帯をおいて5割引または3割引ということで推進をしておられますし、国交省の方でも言われていますけれども、全体的に高速道路を3割ぐらりに下げていってはどうかということも言われておりますし、そういうことを考えますと、より以上にこれから高速道路の利用価値は出てくるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午後2時32分

再開午後2時50分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続きまして会議を始めます。

2番上林貞君。

〔2番上林貞君登壇〕

○2番(上林貞君)2番、上林貞。一般質問を行います。

まず、学童保育について質問させていただきます。当町の学童保育は、現在、愛知川地区においては、愛知川小学校に「えちっこクラブ」、愛知川東小学校には「いーすとキッズ」として、それぞれの学校の敷地内において、1年生から6年生まで指定管理者制度を設け、自主的に運営されています。秦荘地域においては、秦荘東小学校区にあっては秦川保育園・秦川愛児園に、秦荘西小学校区にあっては八木荘保育園に、小学校3年生までの学童保育を希望される児童が、この制度を受けています。

さて、現在の愛荘町としては、この学童保育のあり方に大きな差異を感じずにはいられません。施設も制度も整った愛知川地区の学童保育には、秦荘地区から見れば、同じように希望したいと思われるところであります。しかし、愛知川地区的学童保育が現在に至るまでには、このことに関心を持たれたごくわずかの保護者の皆さんとの地道な活動の一歩からはじまったとお聞きしています。

当初、愛知川小学校区の保護者の中で、学童保育を希望される方数名が立ち上がり、児童数は10名以上でなければ学童保育の対象にならないということで、愛知川小学校区内では足らず、あえて愛知川東小学校区の保護者にも呼びかけて、近くの沓掛地区の旧公民館をお借りしての発足であったとお聞きしています。指導者もハローワークなどから募集をされたり、一から関係保護者の手で準備され、すべてにかかわって自主運営されてきています。

その後、当時の愛知川町が関係保護者の要望に応え、ちょうど、折しも当時の校舎大改修の時期に、順次、現在の施設が設置されたと聞いています。現在、愛知川小学校、愛知川東小学校の敷地に各施設がありますが、学校の管理や管轄ではなく、あくまでも全面的に、関係保護者の自主運営に任せているところでございます。

愛荘町としては、この議会に提案されます総合計画の基本計画の中に、第1章3項に示されました「子育て支援の充実」において、この学童保育をひとつの大きな課題としておられます。一部抜粋しますと、「屋間、留守家庭の小学生を対象とした放課後児童健全育成事業(いわゆる学童保育をさしますが)、町内5箇所で実施していますが、より児童に配慮した効率のよい運営に向け、実施場所を整理する必要があります」とうたわれ、施設方針では、「町内統一した基準実施し、延長時間の検討など必要な支援を進めるとあります。さらに、「働きながら子育てをする家族、安心して働ける環境づくりにも取り組む」とのことですとあります。

今回、秦荘東小学校の保護者の中で、愛知川地区のような1年生から6年生まで預けられ、時間も遅くまで預けたいと、学童保育の充実を特に希望されているところです。昨今の核家族化の増加、若い夫婦の共働きの支援、子を持つ女性の就労支援、そして全国各地で頻繁に起こる子どもたちがかわる事件から守るために、放課後子どもの安全を願って、早急な設立が望まれます。

しかしながら、今のところ、学校には空き教室や学童保育に充当できる教室はなく、部屋もなく、学校の施設内では学童保育所は開設できない状況をお聞きしています。また、秦荘西小学校においては、近くの長塚総合センターにおける自主活動もあり、八木荘保育園の学童保育とは制度上においても違いがありますが、児童が施設を自由に利用しているところは、少し似通ったところを感じることができます。しかし、秦荘東小学校の周辺には、立地的にも近くにそのような公共施設もなく、今すぐ学童保育を自らの手で立ち上げようとする皆さまの要望に応えられない課題であると思います。

幸いにも、各小学校の大改築が実施、あるいは予定される昨今、何らかの施策で、学校敷地内に学童保育所に値する施設の提供を考えただけないかと思うであります。秦荘西小学校においても、近い将来、町内一円同じような学童保育の施設が必要ではないかと私は感じています。この点についての答弁をお願いしたいと思います。

それと同時に、今、町が行える学童保育開設の支援はどの程度までできるのか、お聞きいたします。  
2つ目に、放課後子ども教室について、関連がありますので、質問させていただきます。町では来年度より、放課後子ども教室がはじまろうとしているとのことでございますが、その取り組みと学童保育との違いについて質問いたします。

3番目に、秦荘公民館の存続はどうなるのか。秦荘公民館は蚊野地先にあり、地元議員さんもおられる中、まことに恐縮と存じますが、このことについて私から質問させていただきます。

この件につきましては、私も秦荘時代の時におきましたが、何回となく執行部の方に一般質問させていただきましたが、現在の秦荘公民館は、合併前までは秦荘中央公民館として、生涯学習の拠点や、青少年育成活動の中心的な役割を果してきました。しかし、昭和47年開設以来、時代とともにその状況変化は厳しく、合併以前から今日に至るまで、この存続については真剣な協議の進展が見えず、空調設備の不備やマイクを主とする音響設備の不備など、まことに公共性に乏しく、一部雨漏りなどの修繕や日常の点検はされているとお聞きしていますが、今この時代に似合った大改修までになっていないのが現状であります。

平成7年にハーティーセンター秦荘が完成してから、年々その利用価値は下がり、今ではすべてにおいて、あまりにも中途半端な維持管理としか考えられません。これから秦荘公民館として存続なのか、廃止なのか、どうあるべきだとお考えなのか質問いたします。以上です。

○議長(珠久清次君)社会福祉課長。

#### 〔社会福祉課長西川都々子君登壇〕

○社会福祉課長(西川都々子君)上林直議員の「学童保育について」のご質問についてお答えをいたします。  
現在、学童保育事業につきましては、愛知川地域においては愛知川小学校に「えちっこクラブ」、愛知川東小学校には「いーすとキッズ」として、それぞれの学校の敷地内に施設を設け、年間を通じ授業を実施しております。秦荘地域では、長期休業期間外は放課後児童保育対策事業として、秦荘地域内の3保育園で実施し、長期休業期間(夏休み・冬休み・学年末年始)につきましては、秦荘幼稚園を利用して、長期休業期間中保育対策事業として実施しております。

またその運営形態は、愛知川地域では保護者の方を中心として指定管理者制度のもとに運営されていますが、秦荘地域では保育園への委託および直営となっております。

昨年度末から、秦荘地域の保護者の中に、愛知川地域の学童保育所のように、保護者会を中心に自主的に運営をしていくという機運が高まりまして、秦荘地域保護者会が組織されました。そして、その保護者会が秦荘地域の保護者を対象に、学童保育のアンケートを実施され、その結果を踏まえ、秦荘地域の学童保育の拡充を求める要望書が、先般提出されたところでございます。

町としては、総合計画(案)の中で、「子育て支援の充実」において、町内が統一した基準の中で、より児童に配慮した効率よい学童保育所の運営に向け、実施場所を整理し、延長時間の検討など、必要な支援を進めしていくこととしています。学童保育施設の建設につきましては、同一町内の施策の均衡という面からは、当然考えいかなければなりません。今後、対象となる児童数や運営の状況、財政面での施設の有効活用、両小学校の施設の状況等を考え合わせて、教育委員会と連携しながら進めていく所存でございます。

また、来年度に(仮称)幼児保育・教育検討委員会を設置し、秦荘地域の学童保育について十分検討協議いただきたい上で、具体的な方策を定めて、どのようにしていくべきかをまとめていきたいと考えております。その後において、町としての支援の方法等も検討していくかもしれません。以上のことから、関係機関等で十分協議しながら、学童保育所の整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)教育次長。

#### 〔教育次長西沢和一郎君登壇〕

○教育次長(西沢和一郎君)次に、「秦荘公民館の存続について」のご質問にお答えします。  
秦荘公民館につきましては、昭和48年に建設以来34年が経過し、外壁の亀裂や汚れ、内壁の剥離、雨漏れ、空調設備の機能不良などにより、利用に支障をきたしていることから、一部の事業につきましては、ハーティーセンター秦荘で公民館活動をしていただいている現状であります。

このため、今回策定します町総合計画の施策の検討の中で、秦荘公民館のあり方をも含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)生涯学習課長。

#### 〔生涯学習課長林吉次君登壇〕

○生涯学習課長(林吉次君)「放課後子ども教室の取り組みおよび学童保育との違いについて」お答えします。  
放課後子ども教室は、子どもたちにかかわる重大事件の発生、青少年の問題行動の深刻化、地域や家庭の教育力の低下などの緊急的な課題に対応し、未来をつくる心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、すべての子どもを対象として、安全・安心な場所、学校や公民館などで、地域の大人の方の協力を得て、放課後や週末などに勉強やスポーツ、体験活動や地域住民との交流活動を行うものです。

一方学童保育は、保護者が共働き等留守家庭で子どもの面倒が見られない家の児童が対象で、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図るもので、開所日数につきましても、学童保育は年間250日以上となっておりますが、放課後子ども教室は流動的でございます。

今後、本町の放課後子ども教室の推進につきましては、現在実施しております学童保育を尊重しながら進めることが重要ですので、福祉部局との連携を図りながら、「こどもトライアル」、「自主活動学級」、「エコロジーキッズ」や「スポーツ少年団活動」などのさまざまな活動の充実を図るとともに、大変重要なことであります未来を担う子どもたちの育成を、町総合計画に基づき、推進してまいりたく考えておりますから、ご理解、ご協力をいただけますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)2番上林直君。

○2番(上林貞君)2番、上林貞。再質問をお願いします。

今ただいま、学童保育また放課後子ども教室につきまして、ご答弁いただきました。かねてより、この放課後子ども教室がはじまれば、学童保育の制度の方に大きな影響をおよぼすような考え方もありましたのですが、今課長から答弁いただきました中では、決してそうではないと。放課後子ども教室が主であり、学童保育はその中からまた参加していただけるようなことも感じることでございますが、二股にならないように、制度をはっきりと進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

また、学童保育につきましても、町として、今秦荘東の小学校の保護者の中から立ち上げたいと強く要望されてある中でございますので、どうぞアンケートも採られて進められてきているところだから、特に町の熱い支援をお願いしたいと思うわけでございます。西小学校においては、もう少し保護者の意向がちょっと定まってないということですので、至急に何とか方向性を持っていただきたいなというふうに希望するところでございます。

また、これに関連しましてですが、秦荘公民館のことですけれども、今次長から答弁いただきましたけれども、この答弁は從来から変わらないかな、前もこういうような答弁だったのと違うかなというふうに回顧しているところでございます。「常々協議します」そのうち何とかなるかなというふうに期待するような答弁でございますけれども、まさしく、また今回もこのような答弁で終わってはいけないと違うかなというふうに思います。

当然合併もされて、これまで2年経ち基盤ができるまできました。総合計画も立とうとしていますので、早急な公民館のあり方について、審議会でも検討委員会でも討議されて、十分な意見を出されて、本当にどういうふうな使い道がいいのか協議を重ねていただきたいなというふうに思います。

秦荘の時には、もう合併寸前でしたけれども、児童館とか青少年活動の拠点となるような施設に転換してもいいのではないかというふうな、ちょっと将来を夢見る子どもたちへのプレゼントとして話もあったようにも思い出すところでございますけれども。今、愛荘町となって、総合センターの中で子ども支援センターを設立しようとかいうお話をございます。決してこれが正しいとは言えませんけれども、重ねてそうした中でのご検討をいただき、よりよい活動にしていただきたいなというのが夢ですけれども、あえていつも施設は要らんとか、ハーティセンターがあるから着物はもういらん、とかいう意見もございますので、その点も含めてご協議願いたいと思います。

その裏には、蚊野の自治区の皆さん方の熱いその施設の思いもございますので、それは決して無視することなく、地元と協議を重ねていただきまして、よりよい活用、利用方法をお願いしたいというふうに感ずるところでございます。早急な審議をよろしくお願ひしたいと思います。

この点につきまして、次長にもう一度尋ねたいと思います。

○議長(珠久清次君)教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)それでは、ただいまの再質問にお答えをいたします。

町の方には、総合計画の中でさまざまな施策を考えております。その中で、それぞれの施設をどのように有効利用していくかということは、非常に大切なことでありますので、教育施設、福祉施設、さまざまな施設をどのように有効活用していくかということを、内部でも検討するようになっておりますので、その中で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

○議長(珠久清次君)2番上林貞君。

○2番(上林貞君)再々質問になりますが、重ねて、秦荘公民館の件ですけれども、大ホールのエアコンが使えないというのが、もう10年ぐらい続いているかというふうに思います。一度も改修されておられません。これは大きな、町の行政の怠った行政ではないのかなと思います。また、マイクの設備も先ほど申し上げましたけれども、不十分でございます。先日、ある団体からハーティセンターが使えないから、あえて公民館の方にまわされた中で、そういう不便さが十分に伝わっておりますし、こういう面からしても、秦荘公民館の利用客、利用度というのか、昨年度の18年度の利用を見ましても、ハーティセンターから見れば10分の1ぐらいい。愛知川の公民館から見れば3分の1ぐらいの利用しかございませんので、どうかもう少し利用価値が上がるような何らかの施策を、本当に早急にお願いしたいと思います。以上です。

○議長(珠久清次君)町長。

#### 【町長村西俊雄君登壇】

○町長(村西俊雄君)秦荘公民館のあり方につきましては、いろいろ議論のあるところだと思いますけれども、これは地域にこりばなハーティセンターがあるわけです。行政の基本方針は、経営の責任者としては、ビルド＆ビルドでは、町は成り立っていない。やはり、ビルドもあれば、それを片一方で廃止していくことを視野に入れながら、スクラップ＆ビルドの精神で、やはり町は見ていかないと、常に経費が増大していくことについては、これは住民の皆さんに責任が持てない。やはり、そこは効率的な運営というのは、一番の根本において町政経営が大事かなというふうに思っている次第であります。

そういうことから、今もその空調設備とかあるいは照明とかいろいろ、それは立派なハーティセンターがあるわけですから、そういうものが必要な時はハーティセンターを十分ご利用いただきたいなというふうに思っているところでございまして、今度幼稚園ができますと、また今現在の幼稚園のあり方も検討しなければならない。その辺は、県のダイナミックな今回の見直しを見直しても、どんどん廃止をしたり、休館したりしてやっています。町もまったく一緒にあります、そこは節度をもった運営をしていかなければならないというようなことを思っておりますので、その辺はご理解を賜わりたいなと思います。

○議長(珠久清次君)5番河村善一君。

#### 【5番河村善一君登壇】

○5番(河村善一君)5番、河村善一。一般質問を行います。

【河村善一議員質問】5番、河村善一。一般質問を行います。

ここ近年、愛荘町は分譲による新築ラッシュ、共同住宅のアパート・マンションの建設ラッシュで、各集落の自治会活動に少なからぬ影響が出てきています。そこで問題点をあげ、町としてどう取り組もうとされているのか、お尋ねいたします。

第1の問題点として、各自治会では、集落におられる住民の掌握に非常に苦労されています。昨年の10月までは、

区長の責任で、町の住民票に登録されている方の名前が確認でき、集落に住んでおられる子民を把握することができました。その意味で区長は、住民票に登録されている方を知り、福祉・防災等々あらゆる意味での責任を持ただと思います。

しかし、昨年の11月以降は、個人情報保護法の問題があるとのことで、住民票での名前の確認ができなくなりました。そのため、各自治会では住民に名前を書いていただいたりして、何とか掌握されているのではないかでしょうか。ところが、名前を書いていただける方は自治会に入っていたりしている方のみで、自治会に入っておられない方は書いていただけません。特に、マンション・アパートに入っておられる方は出入りが激しく、1年間入っておられるとも限らず、なかなかわからないのが現状であります。端的な例が、防災無線放送で「〇〇集落の誰々さん、誕生おめでとう」と言われても、自分の集落にそんな方がおられるのかと思う時があります。

また、2年前にあった話ですが、1人住まいの方で、朝刊が3~4日、新聞受けに入ったままなので、近所の方がおかしいと思われ、区長に連絡されました。すぐに警察を呼び、その家の格子戸を開けてみると、玄関前でその方が倒れておられました。救急車を呼び、即入院されましたが、脳梗塞で倒れられ3日が経過していたため、数日後にお亡くなりになりました。

このことから考えると、新聞が3日も溜まつたりしていたら、何かおかしいと連絡し合うことが大切だと思います。亡くなった方は1人住まいでしたが、数日前まで元気にしておられましたので、短期間の旅行をされておられるのだろうと、近所の方は思っておられたそうです。名前のわかっている方でそうなのですから、名前のわからない方については、もっと責任が持てないのが現状ではないでしょうか。

町も「あなたの集落にはこんな方がおられますよ、確認してください」、集落では「この方は住んでおられるが、この方は現在住んでおられませんよ」と、お互いに確認し合うことによって、より良い情報交換ができるのではないかでしょうか。各自治会での安心・安全が、町の安心・安全になると思うのです。個人情報保護法を盾に取り、何も教えないのではなく、一定の枠内での情報交換はあってよいと思うのですが、答弁を求めたいと思います。

第2の問題点として、新築の一軒家・マンション・アパートの建設ラッシュで、今までの各自治会の活動に、戸惑いと不安をもたらしています。町は、建設業者からの建築申請調査意見書が出た場合、建物等々の条件だけで意見書の回答を出すのではなく、各自治会の活動に配慮して、十二分に自治会と話し合いをするように進め、各自治会との合意があった時に回答するようにしていただきたいと思うのです。

具体例として、最近、ある集落の真ん中に位置するところに10戸建ての共同住宅が建てられようとしています。ワンルーム形式の建物で、もし住まわれる方が24時間3交代勤務の場合、「夜中の出入りもあり不安だ」と、近くの住民の方はおっしゃっています。住んでいる方との交流ができればよいが、自治会活動への参加を強制することもできず、誰が入っているのかわからないのでは管理上も困ります。もし、住民票を持って来られない方がおられても、なかなか調べようがありません。特に、この共同住宅の場合、オーナーの方は県外、建設業者は町外のため、何か問題があった場合、すぐに対応してくれない心配もあります。ごみ出しもちゃんと責任を持ってくれるのか。住民票を持ってきていない人のごみを集めのかの疑問も残ります。

建設業者の中には、一方的な説明会でも一応説明したことにして、許可申請を出すところがあります。自治会との話し合いの文書も提出するようとして、意見書の回答を出すようにしていただきたいと思うのです。今述べたことについての対応において、区長および自治会役員が専門的な知識を持っているとは限りません。また、町民、住民が増え続けることによって、今まで行ってきた各自治会活動に変化が起こってきています。町は各自治会のあらゆる相談に応じ、適切なアドバイスをすることを求めたいと思います。それについての答弁を求めます。

続きまして、全国学力検査の町と各学校の平均点の公表を求めるについて質問いたします。小学校6年と中学3年の原則全員を対象に実施された43年ぶりの全国学力テストの結果が、10月24日、文部科学省から公表され、翌日の25日の各新聞紙に大きく報じされました。基礎知識を問うA問題の正答率は7.8割と比較的高得点でしたが、応用力を試すB問題は6~7割ほどとなり、記述式や思考力を試す問題が苦手だということが判明しました。各都道府県での正答率も発表され、滋賀県での小学6年生の正答率は、国語140.6、算数142.6、合計283.2で全国平均を下回り、都道府県別順位は39位でした。中学3年の正答率は、国語149.8、数学131.3、合計281.1で全国平均を下回り、都道府県別順位は42位でした。

発表はこれのみで、市区町村単位・学校単位の公表はされませんでした。しかしながら、昨年末成立した新しい教育基本法は、目標達成型の法律に改められ、行政は教育水準の維持向上に責任を果たすことを義務付けており、さらに学校、家庭および地域住民が、それぞれの役割と責任を自覚して、連携・協力するよう求めています。

本来、児童・生徒に最も身近な存在として学校教育に高い関心を有する保護者や地域住民に対して、地域の学力情報を公開しないということは、かえって公教育に対する不信感や不安感を助長するものと危惧されます。地域の教育のあり方について、活発な議論が生まれるためにも、市区町村単位・学校単位での情報公開こそが必要不可欠であると考えるのであります。

11月4日のNHKによると、全国で150の市町村が地元の情報を公開し、そのうち宇都宮市などの22自治体が、学校別のデーターを公表すると報道されました。富山市、神戸市、西宮市では、新聞およびインターネットで、学力テストの結果を発表しています。文科省の消極姿勢にもかかわらず、こうした自治体が現れることは、地域や保護者に対する説明責任を果たす中で、学力の向上策を目指すという考え方が広がっていることを示すものです。

既に同じような学力調査と学校評価を積極的に実施しているイギリスでは、成績の悪かった学校に対して、改善を要求するだけでなく、その学校の教職員を増強したり、同じような条件で良い結果を出している他の学校の情報を提供するなどの支援を行っています。

結果を受けて、教師や保護者が課題を共有して対策を考えていくことが大事だと思うのです。保護者にとっても家庭教育、親学など真剣に考えるチャンスでないでしょうか。教育長は、「学校の序列化や過度の競争による弊害を避けるため、町および各学校の数値を伴った結果を公表しない方針で臨む」と言われましたが、教師および教育委員会だけの議論で終わっていいものではありません。このままでは地域住民の不信感や不安感を持たせることになり、よりオープンな活発な議論をする意味でも、できるだけ公表し、地域住民の議論を仰いだ方がよいと思うのです。

その意味で、町と各学校の平均点を公表するべきだと思いますが、教育長の意見を聞いたいと思いました質問させていただきました。答弁をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君) 総務課長。

〔総務課長山田清孝君登壇〕

○総務課長(山田清孝君)河村議員のご質問の「自治会活動について」お答えをさせていただきます。  
町開発指導要項により、一定の開発事業および建築基準法による建築物は、事業者に協力を求める事により、一定の基準による適切な指導と規制を行うことによって、秩序ある開発を推進することとなっています。開発事業者が開発事業事前承認申請により、建設調査は関係調に用件・意見が文書で協議されます。  
ご質問の自治会活動については、総務課の協議事項として必ず協議するものであります。総務課としましては、まず自治会の位置付けについて地元自治会と協議し、その結果を報告することとして、地元自治会との協議結果を重要事項に指導しており、基本的に文書で協議結果の報告なり、自治会長の内容確認事項としてありますので、ご理解くださいとお願いいたします。  
また、自治会活動も時とともに変化し、運営が難くなっていることだと思います。町は、自治会長さんの相談はもとより、活動を支援いたしておりますので、併せてお願いいたします。以上、回答とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)住民課長。

〔住民課長福田俊男君登壇〕

○住民課長(福田俊男君)河村議員のご質問のうち、「集落における住民の確認のため、町の協力」について、お答えします。  
もっとも身近な地域住民の福祉の増進や地域の発展を目指して、各自治会を組織され、区長さまはじめ関係の役員の皆さまには、自治会運営にご尽力いただいており、敬意と感謝を申し上げます。日頃から、地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要でありますことから、自治会が住民情報の提供を申請された場合については、住民基本台帳の一部の写しと言われる住民閲覧台帳により閲覧を行っていましたが、個人情報の保護に関する法律の施行や、住民に関する記録の適正な管理を図るとともに、住民のプライバシーの保護および差別的事象の未然防止などから、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成18年11月に施行され、「何人でも閲覧を請求できる」という閲覧制度は廃止され、個人情報保護に十分留意した制度として再構築されたところです。  
このため、閲覧することができる場合が限定され、閲覧の利用目的、管理方法、閲覧した事項を取り扱える者の範囲の明確化、目的外利用や第三者提供の禁止、閲覧者の氏名、利用目的の概要などの公表のほか、偽り、その他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する罰則などの閲覧手続きが整備されたことから、昨年度の区長・総代会において、住民閲覧台帳の閲覧にかかる取り扱いについてご説明させていただくとともに、愛荘町住民基本台帳の一部の写しの閲覧または住民票等の交付に関する取り扱い要項の送付など、周知を行ってきました。  
こうしたことから、自治会への情報提供としましては、住民基本台帳法をはじめとする法令および当町の取扱要項に基づき判断いたしておりますのでご理解くださいとお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)学校教育課長。

〔学校教育課長山本佐千夫君登壇〕

○学校教育課長(山本佐千夫君)河村議員の「全国学力学習状況調査の結果の公表について」のご質問にお答えします。4月実施の全国学力学習状況調査の結果は、10月下旬に発表されました。前回のご質問にも回答させてもらったとおり、調査のねらいですが、児童・生徒の学力学習状況を把握・分析することにより、教育および教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。もう1つ、教育委員会・学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育および教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとなっております。  
教育委員会におきましては、学校間の序列化を防ぐため、また児童・生徒の過度の競争を避けるため、学力の一部である数値をともなった結果公表はしない方針で臨んでいます。学習到達傾向、今後の課題等については、学力学習状況調査を分析し、公表する予定をしております。  
児童・生徒は自分の成績を知り、全国の数値と比較して、自らの学習と成果を確認し、今後の学習方法等に活かしてくれればと考えております。あくまでも自分と全国との数値を比較し、家庭や学校での学習方法のあり方を、学校からの指導を受け、改善、発展させていってほしいと願っております。各学校においても、それぞれの結果を分析し、今回の調査を児童・生徒への個別の指導・支援や、学校の教育の指導改善に取り組むよう指導したところです。  
先ほど申し上げたとおり、全国学力調査については、数値については公表していませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上で答弁を終わります。

○議長(珠久清次君)5番河村善一君。

○5番(河村善一君)自治会活動について、再質問というか要望しておきたいと思います。非常に自治会活動、各自治会とも今までの集落からどんどん増えて、1.5倍から2倍近くに、ここ10年の間にになってきているのが現状であろうと思うのです。

人権啓発の演劇「みかん」でも、最後の歌の中に隣組の歌を歌われる。あるいは、先日も大分の豊後高田に行った時も昭和の町。今、映画でも『三丁目の夕日』が非常に受けている。それは、人の和の連携だろうと思うのです。今その和ができなくなっているのが現状ではないだろうかと、こう思うのです。

総合計画基本構想の中にもこれらは入ってくるでしょう。また、各自治会での自分たちの集落のそういうものが必要になってくるだろうと思うのですけれども、そういう自治会活動が、非常にそういう意味での難しい直面にきているというところは、町長も当然認識されているだろうと思うのです。それをどうやって盛り込んでいくって、やはり愛荘町が「まことにまちづくり」というか、そういうようなものをどのように考えておられるか。もし、町長のお考えがあればお聞きしたいなど、こう思うのです。

それと、学力検査については、やはりなかなか難しいというか、公表しないと言われているのであれでけれども、やはり、保護者・国民をいかにその議論に巻き込んでいくか、そういうことが非常に大切なことだろうと思うのです。一般質問で最初に申し述べましたように、教員・教育委員会だけの議論で終わってしまっては、何の意味もないのではないかと。

これだけ大きく、予備費で約30億円、本学力検査の実施で70億円、100億円を全国で使って実施されているわけですね。これも毎年、来年には4月22日に実施ということを言われているわけですから、毎年そういう議論、これは当

然出てくるだろうと思いますし、そのことについてやぱりどこに問題があるというか。先ほども言いましたように、親学あるいは家庭教育にも当然あるでしょうし、そういう意味での努力、諒諭はあって然るべきだろうと思うので、できるだけ、そういうようなものを公表し、発表してもらいたいというように考えるわけです。

そういう意味において、僕自身も自分たちの町レベルの、各学校は難くとも、町レベルの公表はあっていいじゃないかなどということを思っていますので、それこそが、よりオープンな議論ができるのではないかというふうに思っていましたので、そういう質問をいたしました。再度、そういうことを要望して再質問にしたいと思いますが、町長何かお考えがもしあったら、なければいいですけれどもお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)この自治会のあり方。そして、どんどん開発されて、新しい住民の皆さんのが来られる。そういう人との調整の問題。私自身も今年はいろいろ経験をいたしましたが、私が今区長も兼務しているということで、あそこには38戸の新しい団地ができるということで、開発承認の段階から、開発者からは2~3回、役員会に説明に来てもらいました。その段階で、ハードな面のほかにもソフト面での自治会の考え方について、開発者の考え方を確認をしてきて、そしてまずは現在ある自治会の中の意見集約も踏まえてきたところであります。

最近は、非常に近隣との関係が希薄になってきたというか、そういう社会状況の中で、新しい団地の方とどうしてうまくやっていくのか。従来やってきた人たちとの間にいろいろな考え方の違いがあって、必ずしも、「今の自治会に入つてもう必要もないやないかい」という意見もけっこうありました、最終的にはそんなに強い勧説はできなかった。

一度に家が30戸も建つわけではないので、私のところの例で申しますと、最初のうちは自治会に入つていただけで、全部詰まつた段階では、また皆さん方の意思を十分尊重いたしましょうというふうなことになっておるのですけれども。

そういうふうな1つの団地形成の中にも、ワンルーム的なアパート的な、そういう方々が多いところ、一戸建ちが多いところで、全然また違うと思います。各自治会長さん、区長・総代の皆さん方の悩みのひとつであろうかと思いますけれども、良好な環境を保つていく上においても、また、子どもやお年寄りの安全・安心のためにも、自治会活動はこれからますます大事になってきますし、この整合性というのは難しい問題ではありますけれども、連携が保てるように何とか話し合いをしていけたらなというふうなことで、あまり回答にならんのですけれども、そんな思いでございます。

○議長(珠久清次君)学校教育課長。

○学校教育課長(山本佐千夫君)私たち教育委員会も、河村議員の意見と全く賛成なのです。この調査結果を、やはり議論を起こすものにならないと意味はないというふうに思っております。特に家庭教育というのは、今非常に大事な、前から大事なのですけれども、特に今日の状況におきましては、本当に親が意識改革をして、この調査結果を学校からのアドバイスを受けて、子どもと真摯に語り合うことが大事かなというふうに思っております。

ただ、数値を伴うということになると、やはり数値が飛び交いまして、あの学校がいいとか、悪いとかという結果になってしまいますので、教育委員会としては数値の公表は差し控えたいなどというふうに思っております。

ある子どもが川柳で言っていたのですけれども、進路を決める時に、『お母さんお隣に書きたいのはあなたでしょう』というふうな川柳をつくったことがあるのですけれども、やはり保護者の実態としては、数値で子どもの評価をしてしまう。そのことによって子どもは悩んだり、不登校になったりすることもありますので、数値の公表に関しては、慎重に臨みたいなどいうふうに思っております。以上です。

○議長(珠久清次君)5番河村善一君。

○5番(河村善一君)再々質問になるのですけれども、結局、質問の中で、いまも1つ尋ねている「アパート・マンションで住民票を持って来られてない方」、この方々は、余計に我々としては、各集落の自治会における問題としては、オーナーから名前はもらうことはできるかもしれませんし、あるいはもう本当に口々口変わるのでもらえないというのも現実で、何戸入っておられるだけになってしまることが多いのですけれども、それは勧説されるのか。勧説努力はやはりされにくのか。

結局、ホテル代わりにという表現は悪いですけれども、結局、単身赴任で来られた方になるのだろうと思うのですが、そこら辺については、やはりそこまで規制、「住民票を持ってきなさい。絶対持ってきて下さい」ということはできないにしても、そういうところはどのようにされていくのか。あるいは、ちょっとそこがわからないのですけれども、現実的にはそういうような努力をされていくようになるのか。あるいはもうまったくかしになるのか。

そこら辺、もし何か考えがあれば、今検討中なら検討中になるのですけれども。そこら辺がどのように考えておられるのか。もし、お聞かせいただければありがたいと思います。

○議長(珠久清次君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)住民票を移動させない住民の方々の関係、アパートの関係も含めてですけれども、基本的には先ほど私答弁申し上げたような形の、その開発指導要項によっての指導はさせていただきます。

ただ1点、町としても今のそういう問題にしましても、非常に苦慮しておりますと同時に、集落のいわゆる外部、外側に新たに10戸ないしその前後の数の開発を申請された時に、今の場合は自治会に入るよう指導せよというふうな状況だったのですけれども、今度は逆にそういう外部であれば、もうそこまでの関与はできないので、自治会に入っていただきたくないという、逆のケースもまた今現在問題として抱えているのが実情でございます。ですから、そういう部分も含めまして、今後また検討を進めてまいりたいと思います。

今、河村議員おっしゃるその部分に関しましては、基本的には同じような形の指導はさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長(珠久清次君)11番森野榮次郎君。

#### [11番森野榮次郎君登壇]

○11番(森野榮次郎君)森野榮次郎、議長のお許しを得て一般質問を行います。

1点目は、町道ならびに一般河川の管理ということについて、お尋ねをいたします。長野地先の町道愛知川・川原線で、一般河川長野川と並行する部分で、法面が急勾配のため、路面が長野川の方に傾き、舗装部分が何箇所かで亀裂が生じ、年々その亀裂の幅が広がっている状態が確認されました。

平成11年度には、この町道愛知川・川原線の先線藤木橋付近で、砂利採集のため10数m以上路面の過半が崩壊し、交通不能と言いますか、交通遮断された経緯がございます。梅雨時、降雨のためなどで、いつまた長野川に向

かってずり落ち崩壊するかもわからない。れっきとした町道であり、利用者も相当数ございます。人身事故の危険も予想され、取り急ぎ町当局に通報をいたしました。早速にお採り上げいただき、そう大きな工事ではないと思っていたのですが、相当大掛かりな工事がありましたが、無事に修理していただきました。

ところが、道普請をされた当時であります、近隣の耕作者の方から、長野川の川幅七分方塞がれている、大水が出たらどうするのかという厳しい叱咤を頂戴したのであります。現場は、早速行ったわけではありますが、何分とまでは明言できなくとも、ご指摘のとおり、土留めの杭は川幅の半分以上のところに打たれています。

ご承知でない方がほとんどあるわけではありますが、もともと霞堤の内堤防を道路にしたのが、この町道愛知川・川原線である。堤頂を馬踏みと言います。端的な表現であります、馬しかし通れないような幅員であったと。そういう意味であろうと私は解釈していますが、かろうじて昔の大ハ車カリヤーが通れたくらいの道路であったのです。

堤防ですから、高さはかれこれ2mそこそこはあります。それを無理やり削り落として車を通るようにしたものでありますから、法面は切り立ったような急勾配であります。そうされる以前は手刈りで管理ができましたが、今はもう急勾配でありますから、足場がございませんので、刈払機で刈るのでも無理であります。逆に、丁寧に下草刈りをしたら、今度はほとんど崩落してしまうわけでありますから、現状は竹や雑木・つる草が生い茂って、おかげで崩れ落ちない。崩落が防げるという情けない状況であります。

長野川は、既に皆さんも何回も聞いていただいたとおりであります、早期改修をお願いする危険いっぱいの河川であります。閉塞状態のままでは極めて危険であると思います。何らかの対応が必要である。暫定的に今は土留めを外し、川と道路の境界線上に道路圧に耐えるバネルを打ち、土留めにするなど検討願えればありがたいと思います。

基本的には、町道と一般河川の管理の方針であります。道路をよくすれば、しわ寄せは河川にする。河川に寄せるという二者択一という方針は、場合によっては必要かも知れません。必要と言うのか、そうしなければならんということもあろうと思いますが、あくまで一時のぎであります。双方ともに町の管理下にあり、大事な機能のある施設であります。二者共存でなければならないと考えます。

河川と道路のせめぎ合いはここだけではなく、各所にあります。例えば、既にお気づきのお方も多いと思いますが、不飲川と町道中宿・川原線にも同様な箇所があります。町道が、これも無理やりであります拡幅され、路肩から即不飲川という状況であります。川ざらいをすると、道路の土砂が川に流入するような状況であります。場所的には長野新町の辺りであります。さらえた物をあげる場所も、安全柵を立ち上げる余裕もなく、危険いっぱいの状況であります。

どういうことで7点ばかりお尋ねをいたします。1つ、町道ならびに一般河川の管理方針について、町の見解をお尋ねします。2番目、長野川閉塞状態の解決方策。3点目、長野川の幅員をどれだけと把握しておられるのか。4点目であります。道路法に定める町道の幅員、法面の勾配はどうか。5番目、町道愛知川・川原線の幅員、法面勾配の現状と道路法の規定との整合性。6番目は未改修部分(藤木橋近辺東側)の改修方策。7番目、町道中宿・川原線の未改修部分の改修計画。なお、このことにつきましては、豊橋より町宮住宅跡地までと集落内区間にについてと、路肩と不飲川密接地域の路肩の改修計画なり、安全施設の整備について、2点お願いをいたします。

次に、学力調査の結果について、対応策をお尋ねする予定であります。今まで河村議員の方からお尋ねになつたこととほとんど一緒のようなことがありますから、急きょ、通告しました内容とちょっと変わりまして、インスタントで申し上げます。

1番目の知識・理解の部分であります。2つ目のところはこのとおりであります。一般質問を通告させていただきましたあと、学力調査の都道府県別の資料を入手いたしました。テレビで見てありますと、大阪が大変悪いと言って、大阪の皆さんがあまりがっかりしている。もう腹立たしくらいであると。果ては、太田知事がだいたいあれが悪いのだというような個人攻撃も批判攻勢も出ていた。そういうわけで、立候補は断念したというようなことがあります。私が見ました結果、滋賀県も大阪とちよほ位置の大変残念な状況であります。先ほど学校教育課長は、成績については、数値的な云々ということをおっしゃっていましたが、小学生の国語の回答率は、47都道府県で36番。三重県、岡山県、山口県が同じく37位。算数を小学校だけで総合した総合ランクが39位になっています。47のうちの36・37・39位でありますから、上の方か下の方か、誰でもおわかりいただけると思う。先ほどの課長の説明で、「数値的には学校の序列化である」とか、「競争の激化をあおるから心配なので発表しない。言わない」とのことです。言わないのではないのでしょうか、これは言えないのです。

中学生の国語がだいぶ落ちて滋賀が43番であります。数学が33番。国語の総合ランクで42番、47のうちの42ですから、大変りっぱな数字であります。ワースト11は沖縄、次が高知、大阪、北海道、和歌山。滋賀県がワースト5かからはずれていますが42番であります。ベスト11は福井、富山、秋田、石川、岐阜。小中総合解答率で見ますと、ベスト11は秋田、福井、香川、石川、青森。ワースト5が沖縄、高知、大阪、北海道、和歌山。滋賀はどうかと、かろうじてワースト5からはずれていますが、ワースト6であります。

県全体がこのような状況でありますから、県内市町村の市町村別の資料云々は、まあ言っても出さんと言っているのですからしょうがない。あえて求めてなくても、聞かされなくとも、滋賀の試験全体がかのような状況でありますから、本町児童・生徒諸君の学力実態はおよそ推測できるというものであります。

あえてお尋ねをいたします。何点というところまでのお尋ねはしないし、愛荘町の中学校・小学校がどうだということもいたしません。愛荘町児童・生徒諸君の平均得点は、滋賀県平均の上か下か。これが言えないというのは、学校の序列化でもなければ、競争の激化にもつながらない。

2点目お尋ねいたします。先ほどもご質問の中、あるいはご答弁の中で、議論をしていく。皆さんと一緒にもっと考えなければというところまで議論はされました。じゃあ、この結果をどういうふうにやっていくのか。そのことについて、文部省は平成19年度全国学力学習状況調査の結果の活用ということで、おそらく、これは各都道府県庁へ出した通知文であります。内容をちらっと見ますと、調査結果を活用した検証改善サイクルの確立に向けた支援、調査結果の分析検証や、問題はこれだと思う、教育指導等の改善の取り組みに資する資料の作成・配付。3点目、学力調査官等による助言。4点目、町職員の加配措置。5点目、学習指導要領改訂への対応というような文言で、平成19年度、この学力調査を実施した結果、それをどういうふうにして活かしていくのかというような通知がなされています。本町教育委員会としてこの今お聞きいただいた内容について、どのような対応をされたのか。明確にお尋ねをしたい。

総合学習2点目であります。実施されていました職場体験学習や郷土学習、さらには児童・生徒諸君の生活のあり方、考え方、保護者の考え方、家庭環境の影響等と、今回の調査における状況調査との関連が大きいと考えられます。校種・校別の違いがありますが、ありのままの調査結果と学習生活の関連についての答弁をお願いしたい。

これに関連して言います。冒頭、本日の一般質問で、本田謙員からお尋ねになった教育再成会議のお答えの中で、この学習状況調査の設問とぴったり合うような設問がいくつかあります。それについてのお答えに、学力調査結果との関連性は如何お答えになつてない。もう既に、先月この調査結果は公表されている。どの程度、教育委員会、優秀な教育委員会の職員各位は、その辺をどう把握しておられるのか。生徒諸君の「あいさつをしている」と調査結果とどう関連するのか。「読書をしている」とどうなのか。ことや細かい学習状況調査されているわけです。その辺の関連を本田君がお尋ねしたのだ。それに対する答弁で、学力調査結果とのつながりがありおっしゃっていない。なぜだろうなどと考えた次第であります。それも併せてご回答いただきたい。

3点目、指導体制について分析し改善につながるようにしたいというのが、先月20何日かの教育長報告でありました。これは議員諸君はご存知ないかも知りませんが、この設問で質問事項と、学校に対してこうなのだという調査項目があるのであります。指導体制について分析し改善につながるようにしたいと11月の20何日かの教育長報告があったのだが、世情取り沙汰されている学校に対する問題もあります。併せて対応策なり見解を求めます。以上であります。

○議長(珠久清次君)建設課長。

〔建設課長藤田由起雄君登壇〕

○建設課長(藤田由起雄君)町道ならびに一般河川の管理について、答弁を申し上げたいと思います。

町道愛知川・川原線は、二級町道でございまして、根本的に改良が必要な道路と認識しております。したがいまして、できるだけ急カーブをなくし、スマーズに車両が対向できるように道路改良をする必要があると認識しております。しかし、近々、愛知川右岸道路整備工事が計画されておりまして、その兼ね合いも考慮する必要があると考えております。

まず、ご質問の「町道・一般河川の管理方針についての町の見解は」でございますが、町では管理している約205kmの町道を、町民の皆さまが、安全で安心してスムーズに通行できるよう、常に良好な状態に管理していくことをを目指しております。このためには、町道の損傷箇所を早期に発見し、迅速に補修することが重要であると考えております。

このことから、日常的に道路・トロールを行いまして、道路および河川・付属物などの状況を的確に把握するとともに、発見した損傷箇所等は出来るだけ速やかに修繕を行い、常に町道の安全と円滑な交通の確保に努めているところでございます。しかし、道路の損傷箇所を早期に発見するためには、道路・トロールだけでは限界もございますので、町民の皆さん、あるいは役場職員からお情報を得ているところでございます。

また、河川につきましても、一級河川を除く普通河川については、洪水等による災害発生の防止、河川の適正な利用の推進、河川環境の保全などの観点から、十分とは言えませんけれども、道路パトロールと並行して実施しているところでございます。

2番目に、「長野川閉塞状態の解決方策は」でございますが、当該場所は維持補修の2期工事で、今年度の2期工事ですけれども、法面崩壊復旧工事における土留めシガラ工を行つたために打設した松杭でございます。当該箇所の上・下流の河川断面をこちらで見極めまして、一定の断面積を確保し、打設したものと聞いております。再度、調査をいたしまして、必要に応じて打ち替え等を考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、「長野川の幅員はどれだけと把握しているか」という質問でございますけれども、正しくは、現場の状況をよく把握されておられる方にお集まりをいただきまして、官民境界の確定をしなければわかりませんが、見た目では6尺ないし8尺程度と思われます。

次に、「道路法に定める町道の幅員・法面勾配」はござりますけれども、道路幅員は4mと認識しています。ただし、狭幅員道路、いわゆる狭い幅員の道路は2項道路、みなし道路あるいは狭隘(あい)道路と呼ばれるものにありますれば、2.7mと認識しております。道路を新設する場合における設計基準での法面勾配は、盛土の土質や通行車両の量や自重によって異なってきますが、一般的的には1対1.8前後で、角度的には約30度でございます。

次に、「町道愛知川・川原線の幅員・法面勾配の状況と道路法との規定との整合性は」でございますけれども、現道の有効幅員は広いところで約4.2m、最も狭いところで2.7m程度でございます。また、現道の法面勾配は、平均で1対1.2という程度で、角度的には約40度というようなところでございます。

新たに道路を新設する場合には、基準に則って設計し施工いたしますけれども、昔からの既設道路については、設計基準もおろそかであったこともございまして、整合性は取れていないうちのが現状でございます。

次に、「未改修部分(藤木橋近辺東側)の改修方策」でございますけれども、この議会で補正をお願いすることになっております道路構梁費の道路維持費によって、第3期の維持補修工事として発注する予定でございます。その中に含まれておりますと、計画では再度崩壊しないように鉤止め擁壁等を設置いたしまして、法面勾配を極力緩くした上で、法面の形成がしていくといふ、このように考えております。

次に、「町道中宿・川原線の未改修部分の改修計画」、特に「螢橋より町営住宅の跡地までと集落内区間の改修計画について」でございますけれども、ご指摘のとおり、この場所につきましては道路が先線に比べ狭小でございます。螢橋より町営住宅の跡地までの間につきましては、民家もなく、道路拡幅は可能ではあると思われますけれども、長野南集落内については、人が密集しておりますので、並行して流れる河川は県の管理下にあります一級河川不飲川でございますので、河積を犯すというようなことは治水上マイナス行為でありまして、人工的な災害を起こすことにつながりかねませんので、多くの河川法適用がありますことから、普通河川と違いまして、現段階では拡幅は不可能に近いというふうに思われます。しかしながら、現在、不飲川改修の早期実現に向けまして、県と不飲川改修推進協議会とがタイアップしながら、測量や解析調査を進めておりますので、今後においても地権者等の全面協力と住民の後押しながで実現していかないと、このように思います。

不飲川改修が完了いたしますと、現不飲川は法的措置を得まして、普通河川になります。普通河川になって町の管理になりますと、未改修部分の改修もできますので、その場合には、早期に道路改良をしていきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

不飲川改修が完了すれば解決するのではと思っておりますが、どうしても安全柵等が必要ということでございましたら、自治会長さんの方から文書を要望していただければと思っております。即、調査をいたしまして、必要に応じて交通安全施設、交通安全対策を設置していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。以上のとおりでございますのでご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)教育次長。

[教育次長西沢和一郎君登壇]

○教育次長(西沢和一郎君)森野議員の学力学習状況調査結果の対応策について、私の方から最初に答えていただきます。後ほど学校教育課長の方から答えさせていただきます。

私の方は、本日急に質問いただきました件について答弁をさせていただきます。最初に、「愛荘町は県の平均より上か下かというご質問で、それは言えるか言えないか」ということでございました。こちらにつきましては、公表しないということになっておりますので、言えませんので、ひとつよろしくご理解のほどよろしくお願ひをいたしたいと思います。

それと、「19年度の今までどのようにしてきたか」というご質問でございます。校園長会それから教頭・主任会、それから教育委員会の方にもお詫びをさせていただきまして行っています。教育委員会につきましては、内容についていろいろと質問しながら、愛荘町としてどのように取り組んでいくかということをしております。また、校園長会また教頭・主任会につきましては、発表がありましたものを、ただ単にその結果だけをどうということではないに、やはり、それぞれの子どもたち、児童・生徒一人ひとりに対してやりましたので、それを個々の学習上の課題とか改善とかに向けてほしいということを十分お願ひしております。

例えば、生活習慣に表れていますものが、その生徒は成績はどうかということとか、いろいろ関連性がすべてつかめていますので、それぞれの子どもたちについて、十分その結果を反映していただきたいということをお願いしております。

それと、県の方との対応でございますけれども、県の方からも12月に入りますと、学習指導改善の手引きとか、そういうものがいただけるようになっておりますし、それから、質問紙の分析結果とか、あとそういうものについても今後いただくようになっておりますので、そういうものを参考にしながら、今後、十分な活用を図ってまいりたいと思っております。

それと、このいろいろな愛荘町を通しての課題につきましては、先ほども答弁で答えたように、公表をしていく予定でございます。当然、地域の皆さん方に『あいさつ運動』ありますとか、『早寝早起き』ありますとか、いろいろな角度でお願いをしていく内容が非常にたくさんございますので、その時につきましては、どうぞ住民の皆さん方、また議員の皆さん方につきましても、ご協力いただきますようよろしくお願ひを申し上げまして、最初の私の答弁に代えさせていただきます。

○議長(珠久清次君)学校教育課長。

[学校教育課長山本佐千夫君登壇]

○学校教育課長(山本佐千夫君)森野議員のご質問に続けてお答えさせていただきます。

2つ目のご質問の学習状況調査と学力結果との関連についての質問にお答えします。総合的な学習の成果と状況調査結果関連についてですが、やはり、職場体験学習や郷土学習は、地域で働く・歩く・調べることにより、学校で学んだことを実際、力がついているか、その学校で学んだことの応用が利くかということを検証することになりますので、児童・生徒にとっては、本当によい機会となっていると思います。

学習状況調査と学習成果の関連ですが、これは予想されているとおり、規則正しく生活をしている児童・生徒、早寝早起き・朝ごはんをしっかり食べている児童・生徒は、そうでない子どもより、学習成果に違いが出ています。これは今までの国レベルでの調査でも明らかになっています。この調査は、国語と算数、中学校では数学の2教科が、小学校6年生と中学校3年生に実施されました。生活実態と2教科における学力の関係は容易に想像できると思いますので、県との比較で、愛荘町の特徴的なことを2、3述べたいと思います。

愛荘町の子どもですが、朝食を毎日食べる子は、小学生・中学生とも県よりも多いです。起床時刻は6時30分ということを目安にしていますが、小中学生とも6時30分前後に起きている子どもが、特に中学校では多いです。家庭学習をしている時間は小中学生とも平均です。県平均値とほぼ同じであります。学校の宿題の方も、小学生は県よりも少しあるかもしれません。中学生はかなり県平均値より多くの時間、家庭学習をしております。

その他の学習状況調査、たくさんあるのですけれども、学校の学習を日常生活で活かせる環境にいる、あるいはそういう環境におかれている家庭の子どもの正答率は、やはり高い傾向があります。

3つ目の学校の指導体制調査の結果のご質問にお答えします。指導体制調査の結果につきましても、県の結果と同様に少しばらつきがあります。学校によって少し違いが出ています。

現在、小学校では、算数の授業で習熟の遅いグループに、少人数による指導や個別指導、反復練習や家庭学習に課題として出して、定着を図っております。

中学校の数学での授業では、少人数学習を行い、わかる授業と学力の定着を進めています。長期休業には補充学習を行い、習熟の遅いグループを指導していますが、今後もこうした活動の定着が図れるよう努めていきたいと考えております。

小中学校とも、早い時期でのつまずきを見つけ、その原因と克服のための研究、日頃の実践をさらに進め、すべての子どもに学力の保障を図っていくなければならないと考えております。すべての学校で、その日のうちに、補充学習を放課後等にできるといいのですけれども、特に小学校では集団下校のため、その時間がとりこくい現実があり、今後の課題として残っております。

今後の対応策ですが、校内研修はもちろん、さまざまな機会をとらえ、まず教職員の資質向上を図ることを多面的に進めていかなければなりません。教育委員会といたしましても、学校ではわかる授業のため、指導方法の改善、可能な限りの少人数授業やTT授業を行う。少人数学級や特別支援学級に対応できるよう、学級の増設や教職員研修のための講師の費用の増加に努め、また、県に対しましては、加配教員の増加を強くお願ひしております。

また、家庭においては、今回の調査結果の個々を踏まえて意識化をすれば、其本的な生活の定着をお願いいたします。

ごろであります。

今後とも教育の充実・向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長(珠久清次君)11番森野榮次郎君。

○11番(森野榮次郎君)再質問を行います。

まず、建設課の方であります。1つは、あの土留めの杭は一定の断面積を取って杭打ちしたと。あなた、それ本当に信じているの。あの川幅は見た目では、あなたがおっしゃった言葉で言えばですよ、6尺から8尺と。ちょっと上流へ行き、ちょっと下流へ行ったら、面土覆った面土留めがある。それを図ったら、きっと川幅はわかるのです。その川幅から見て一定の断面積が確保できている。前の9月議会の時も言ったのですが、現場へ行って、どうしたら調べられるか。知っている人がどうこうと言っているよりも、あの川筋をすっと歩くだけ面土板の、亀原の前の元築山議員の家の横にもちゃんとある。もう少し下へ行ったらそこにも。2ヵ所もある。6尺というのではないですよ、9尺から。山川原の大鉢勇のところは12尺あったのです。あるのですよ。もう少し、議会で答弁をされるのなれば、きちんといたします、汗をかいことをおっしゃっていただきたい。

思いつきで言うというのはもってのほかであるが、次は思いつきで言ったとしてもいいことを言いましたね。というの1は、螢橋から町営住宅跡地までは、空地もあるのだから、きちんと拡幅は出来ます、こうおっしゃった。可能である。可能であったら、すぐ来年でも予算要求してあげてよ。このことをお尋ねする。

とりあえず法面で、あなたが言った法面は教科書どおりか知らないけれども、みんなものきちんとやったら、みんな落ちてしましますよ。だから、おっしゃるとおり、右岸堤の問題、右岸道路の問題、あるいはそういうような問題と含めて解決していくなければならないけれども、そういうところをきちんと詰めていただきたい。

次、教育委員会の方であります。教育次長、まあ愛想のない答弁を、あなたたは抜け抜けと言いましたが、「あれは言えない」と。じゃ、その理由をまずお尋ねする。なぜ公表できないのか。先ほど河村議員の時に150自治体がもう公開しているとはっきり言っているのです。

各新聞の論説を若干言います。朝日・毎日は『この調査に反対だ』。読売・産経・日経は『賛成』。どうも腑に落ちないのは『文部省は過度の競争などの心配があるとして公表には慎重な扱いを求める』これは25日の朝日新聞。同じく読売は『77億円の税金を投じて225万人の参加をさせた限り、その結果は宝なのであり、広く公開すべきである』。同じく、朝日の社説で『競争の激化、学校の序列化の批判を恐れるあまり、多くの自治体が過剰なほど結果公表に慎重になっている』

そもそも、広く全国で共通の試験を施したのは、地域や学校間の差から目をそらさず、これを指導改善に生かすためであったはず。先ほど来の教育委員会の答弁を聞いてみると、結果については個々の生徒諸君との対応だけだ。なぜ地域ぐるみでこの問題を論じようとしないのか。その辺の新聞でよきり書いてある。『小手先のフィルターをとおして、自己満足をするような官僚主義で、今後学力の向上が認めるのか』と。まさに、あなた方のおっしゃっているのは、言葉をばらばらと並べて、要するに個々の生徒諸君に対応します。そんなことだったら、来年も大きな金を使って、朝日さんがおっしゃるように、こんな調査やめてくださいと言いたい。

やめている、返上しているところはあるのです。私立学校は受けない。東京や大阪が悪かった。だから滋賀県は。そんな虫のいいことを言ったら、東京や大阪や京都は悪かったです。みんな私立学校や国立の学校へ入れている。アメリカではパブリックスクールというのは三流の下と言われている。

今、日本ではその傾向が現れている。そのパブリックスクールの管理・運営はあなた方が今している。43年前の学力調査の結果もあまり芳しくはなかったけれども、今ほどのようなベスト5に近い。例えば、滋賀県平均よりも本町児童・生徒諸君の得点差が低かったとしよう。このベスト5の中へ入るわけです。ベスト1になっているかもしれない。沖縄は日本の倒刷は選れたから、学習習慣ができていない。宿題がほとんどない学校です。そういうことについて、今新聞報道をご覧いただいても、お聞きいただいてもおわかりのとおりであります。以上、答弁を求めます。

○議長(珠久清次君)農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)長野川の件でございますが、私も質問書をもらった時と昨日と2回現場を見てまいりました。昨日は1時間かけて川の中をずっと、養鯉場中はちょっと歩かせてもらえたのですが、それ以外のところはすべて歩いてまいりました。議員さんが言われるとおり、3箇所ほど堰止め部分がありまして、その箇所につきましても断面を計ってまいりました。幅につきましては2.7mのところと3mのところと2箇所あります、深さにつきましても既に埋まっている状況もあることから、だいたい深さが70cmくらいということで測量をしてまいりました。

そして、シガラ工をしている場所につきましては、全体的に断面を計って見ますと、約0.9m<sup>2</sup>程度の断面のところに杭を打っているもので、0.66m<sup>2</sup>位の断面に今なってあります。これにつきましても、先ほど言いましたように訂正の方ができるようでしたら訂正をかけていただきたいと、このように思っております。

そして、中宿・川原線につきましては、中宿・川原線全線を見極めた上で、螢橋と長野南住宅の間ににつきましては、今後の計画としてあげていきたいなど、このように思っております。

特に、先ほども課長の方から言いましたとおり、愛荘町には299路線、205kmの町道があります。すべてを一気に直していくことは到底できないことでございます。そうしたことから、徐々に直していくかと思います。長野川まして愛知川・川原線につきましては、先ほども課長が言いましたように、愛知川右岸道路、そして不飲川の改修計画があります。その改修をしていく同時に、その愛知川・川原線、また長野川の改良も自ずから併せてしていく必要が絶対生じると、このように思っていますので、今後、これらが改修できますとすべてが払拭できるという、払拭して解決がされるということから、どうしても早期着工が必要なことですので、地元議員さんはじめ地元地権者、また地元住民、地元役員さんのご協力をお願いしたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長(珠久清次君)教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)学力学習状況調査の公表の件でございますけれども、滋賀県すべての市町におきまして、数値を伴う公表は、児童・生徒や学校間に過度な競争をあおることになりますので、公表をしないということになっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

先ほども申し上げましたのでけれども、愛荘町の傾向につきましては町広報等に掲載させていただきまして、住民の皆さん方のご協力をお願いさせていただくようになっておりますので、よろしくお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)11番森野榮次郎君。

○11番(森野榮次郎君)答弁をしてくれとも言いませんし、もう根性の悪いことは言わないようにしますが、とりあえず、建設の方につきましては、愛知川・川原線は、先ほども説明の中でも申していますように、非常に無理をして道路化されているのだから、やむを得ない措置であるということは十分に理解しています。

ただし、課長の答弁にあったように、とりあえず通行上、ご利用いただいている方に迷惑をかけるようなことのないよう、毎日パトロールというようなことは適当なことを言っているのですけれども、毎日してないのは知っているのですわ。パトロールも丁寧にやっていただきて、そういうことのないようになんとつご配慮いただきたい。

なお、先ほど2つ確認させていただいたように、堂橋の改修なり、路肩と密接区域についてとは、速やかに対応していくよう、また地元の方とも協議をさせていただきます。

教育委員会さんについてであります。あなたのおっしゃる公式的な解釈というのは、だいたい東京の省庁においても、文部省が一番へん固です。昔の内務省の勤務そのままである。だから、いろいろな面で報復されるのも困るから、あまり出すすぎたことは控えた方がいいとは思うが、とりあえず平均点より上か下かという、そのことを論じるのは、仮に下がどの程度下になるかと言ったら、本当にワースト1になるのですよ。全国レベルの。そういう切迫した状況にある本県の実態であり、何にも愛荘町の両中学校がある、あるいは小学校が、県下では有数であるということは、誰もここにいる人は思っていない。あんまりよくない方だということはわかっている。けれども、その辺の実態は十分把握した上で、問題はその改善策をどう講じていくか。そのことも内緒にしておいてくれては、何ら前に進まない。きちんと一定の措置をした上で、みんなで力を合わせてやっていかないと。学校の中で学校の先生方におすがりする部分は大きいですよ。しかし、それだけではない。

先ほどもちょっと言いかけたのですが、指摘されている事項で私自身が体験したのは、校下の指導でも、町内の校長の中には私の授業だと思ってやっていますという学校もある。さあどうなっていますかね。とまけている校長先生もいらっしゃる。愛知中では過呼吸症候群で2年引き続いてぶっ倒れている。秦荘町は全然知らん顔をしている。あれも精神的な自立をしていかないから起ころう。

以上であります。ひとつがんばってください。

○議長(珠久清次君)暫時休憩いたします。

休憩午後4時28分

再開午後4時40分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。なお、本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

7番小川勇君。

(7番小川勇君登壇)

○7番(小川勇君)一般質問を行います。

地震災害対応訓練の実施について、まず1番にお尋ねさせていただきたいと思います。去る11月11日に、目加田・深草の両自治会が、愛荘町消防団と愛知郡消防本部消防署の支援のもとで、地震災害対応訓練が実施されました。この訓練の目的は、新聞、ラジオ、あるいはテレビなどで報道されております東南海地震と琵琶湖西岸断層帶地震がかなり高い確率で発生するのではないかと言われている中での、このたびの防災訓練は大変大きな収穫があったと私は感じました。

その中で、私も区民の1人として、この訓練に参加しました。両区民の参加した人数は約300人余りで、区民のほとんど人が、このような地震災害対応訓練は初めての体験をされたためか、誰しもみな戸惑いの中であったが、この訓練は一応終わり、一定の目的が達成され、効果は大変大きなものがあったと私は感じおりました。

普通消火器の使い方、あるいは消火栓の取り扱いなどについては、地域なり、あるいは職場で、いろいろ訓練されているので、よく皆さんご存知のところでございますが、今回は地震の発生ということによって、その家屋が倒壊したその中で人が出た、あるいは一方で火災が起きたと、こういうような想定のもとで、今までにない訓練が実施されたのでございます。

けが人の搬送は救急本部の方へ搬送するなり、また一方で火災が起きたということで、普段ですと消火栓から、あるいは防火水槽からの消火活動であったのが、今回は農業用の灌漑用水を使って、それをずっと水路もってきて、それで集落内の火災現場へ水を誘導していた。これはいろいろ各方面的の字の全部の役員がこの活動に、あるいは、この訓練に参加したということで、そういう意味で大変大きな成果があり、よい体験をさせていただきました。これも、よく言われるように、備えあれば憂いなしと言われることわざのとおり、まったくそのとおりであったと、私はこの訓練を約1時間余りでございましたが、よかったという感じしております。

そういうことで、今回、私の地域自治会で訓練があった地震災害対応訓練が、各町内集落に、この防災組織を立ち上げて訓練されること私は望むものでございます。これについては、特に今、安全安心なまちづくりを言われておりますので、ぜひとも、この訓練は私なりによい成果があったと思っておりますので、これについてどういう今後の町内の計画をされているのかということについて、まずお尋ねをさせていただきます。

続いて、第2点目といたしまして、永源寺第2ダムの建設計画が白紙になったことについてお尋ねをいたします。戦後の食糧難を打開するため、愛知川を流れる豊富な水を、何とか湖東平野の地域に利用できないかということで、終戦まもない当時、昭和25年頃にその声があがったところでございます。当時の神崎郡の八日市町他11村と愛知郡の愛知川町他10村が、昭和27年に愛知川沿岸土地改良区、今の現在の組織でございますが、それを設立されて、愛知川の上流にダムをつくろうという建設計画が持ち上がったものでございます。それが30年頃から32、3年頃で、ようやくそういう中で、いろいろダムに水没する集落が4集落あって、そういう中で大変な苦難の中で、昭和37年に現在の永源寺ダム工事が始まったようことでございます。

その後、10年後の昭和47年によく現在のダムが完成して、翌年から土地改良なり、あるいは県営の、あるいは国営の水路を通じて、我々のところへ水が流れてきたようなことで、現在を迎えているようなところでございます。

しかし、その間、その後社会情勢が大きく変わり、農業の情勢も特に変わりました。基盤整備、ほ場整備でございますが、それとともに、以前と、馬・牛等、人力を中心と農耕されていた昭和20年代から、30年の初めからなると、もう到底考えられない現在のようなトラクターを、しかもそれが大型のトラクターが入るやら、あるいは田植機や

ら、あるいはコンバインと、もう機械化されたような時代になってきております。

そういう中において、米は増産の時代から、40年代になりますと過剰になりますて、転作とかあるいは休耕しなければならない。こういうような羽目になつたようなことでございますが、しかし、休耕・転作等によって、大変水が不足してきた。休んでいると、その翌年に大量の水があがってしまうのです。そういうようなことで水不足。しかもまたもう1つは、大型機械で耕運する関係で、一気に多量の水がいるということで、今の現在の永源寺ダムが水不足をきたしてきたのは、昭和50年に入つてからでございます。

これではどうもならんということで、その上流に第2ダムをつくろうではないかと、つくつてもらおうじゃないか、何とかこの水不足を解決してもらおうということで、農水省の方に要望されて、平成6年に国宮新愛知川事業所が開設され、第2ダムの計画が進められたところでございます。ところが、その計画もダム本体をはじめとして総事業費が476億円というようなことで進められてきた中で、地元の一部の人、あるいは全然関係のない地域の人の環境保護団体というように言われているのですが、そういう方々がダム建設に実は反対されてきたのでございます。

大津地方裁判所では実は勝訴されたのですが、大阪高裁で「このダムの計画はだめだ」という判定をされ、農水省はそんなことはないということで、高裁に異議を申し立てておったのです。それが、去る10月11日東京の高裁は「このダム計画は、国の設計基準に反し、建設地のボーリング調査もせず、極めて重大な欠陥がある」というような結果で、このダムは認められないということになって、永源寺第2ダムの建設計画は白紙になったということでございます。

大変、我々もその農家の一員として、特にこの地域、下流域の水不足をきたしている一員としても大変残念なことになつたということで、本当に苦慮しているのです。それでは、このダムがなかったら、これから水不足はどうしたらしいのか、どうしてもらえるのかということが起きてくるわけございます。一部の方では、循環方式とかいろいろ言われてあるのですが、元の水がなつたら循環もできない。あるいは、地下水といつても、もう地下水は年々低下して枯渇している。もう求めるところは山の水、降雨した水を利用するしかない。それはどういうことかと申しますと、永源寺の山の水源地のところは、だいたい年間2億6,000万m<sup>3</sup>の水の降雨があるのです。そのうち現在のダムで約1億m<sup>3</sup>を潜めておるのです。そして残りが8,000万m<sup>3</sup>足りないということで、2億6,000万m<sup>3</sup>からまだ残っても1億6,000万m<sup>3</sup>残った。この半分をもうひとつダムをつくって利用しようと、こういうような計画で進んできたものが、こういうような結果になって大変残念なことでございます。

これについて、町長さんも愛知川沿岸土地改良区の特別理事として就任していただいておりますし、この事情はよく知つていただいていると思うのですが、本日は町長としての立場から、ひとつこの水不足をきたしている地域の農業の振興としても、ぜひとも水確保についてお願い申し上げたいし、その考えをお聞かせいただきたいと思っておりますので、ご答弁をあとよろしくお願ひいたします。

続いて、ほ場整備についてということを申し上げたいと思います。今年から、皆さんもご存知の方が多いと思うのですが、担い手の農業者に国の補助金が付いてきて、担い手を育成するためでございますが、担い手でない農家には助成金がつかないというのは、もうよく知っておられる方でございます。そのため、各地域では集落富農というような形で、将来はその担い手となれるような集落農業を目指してがんばっておられるわけでございますが、こういうような今大変時期としては、農業は、先ほども申し上げた水の問題もさておいて、難しい時期に今突入しているのではないかと思うのです。

これも最近ちょっと聞いた話でびっくりしているのですが、うちの近くの人が、担い手でない人です。「転作して」と言われたので、妻を1反ほどやりました。そして、収穫をしてコンバインで刈ってカントリーに納入された。そうしたら、カントリーの方から加工料を。妻の代金では加工料が、利用料が足りないと。金をくれと。これまた妻をつくりて金を出さないといけないというのはどういうことやと。今まででしたら、その分、妻の販売代金で利用料が支払えた。今このようないい農業の実態。

また、一方、米価につきましても、ご存知のとおり、今、農協カントリーも1俵が9,800円ですか、9,500円。それからだいたい平均利用料が1俵に2,500円～2,800円位ついていると思うのです。実質9,500円から2,800円引いて、6千円程度しか、1俵にみんなもらえない。一応概算払いとは言えども。それが今の農家の実態である。

しかし、担い手農家はちょっと違うが、米価がこれだけ下落したのは何かと言うと、まず1点はやはり自主的な転作をしようと、生産過剰になっているのです。生産過剰というのはどういうことかと言うと、各都道府県に自主的に転作しなければならない者が、東北をはじめ新潟の米作県が転作をあまりできていない。生産調整ができていない。その結果、米がたくさん出てきた。あるいはまた、ミニマムアクセスと言って輸入をしていかなければならぬ。そういう米は在庫が増える。そういうことで米価は今現在1万円程度の価格になっています。

大変農家としてもこれから農業はどうなるんだろうと、愛荘町は農業を中心とした地域で私は進んでいくべきではないかと思っておるのですが、本当にこういうような時代でございます。そういうことから見て、田んぼをつくろうという人がない。耕作放棄。すなわち遊休地、これがどんどん増えしていくのではないかと私は感じています。これにつきまして、一応、耕作放棄をされている遊休地は町内ではどのくらいあるか。これについて一定お尋ねをしたい。

それからもう1点は、今現在の田んぼのほ場は、昭和40年代から50年代にされて、ちょうど30～40年前にほ場整備がされております。一部、国道から下の方はないです。そのほ場整備された田んぼが、今現在用排水路が大変傷んできております。何とか水が今足りないのに、用水路に水漏れがする。これは大変農家にとっても水が大変で、水がなつたら農業としては成り立たない。この用排水を修理するのですか、何とかして。しかもまた、こういう放棄田ができるのでしたら、1枚の田んぼを大きくして1haあるいは2haの大型農場をしていく。私はこれがまた地域の農業に、振興というのか、維持するためにもせひ必要ではないかなと思っています。

それに併せて、本町はまだ合併して2年目、縦横の幹線道路が今ひとつ十分できておりませんので、今度のほ場整備によって、その幹線道路の土地を道路敷きの確保計画をあげればどうかなど、こういうような考え方を申し上げるところでございます。

以上、このようなことにつきまして、関係課長、当局からのご答弁をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせさせていただきます。

○謙長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)小川議員のご質問のうち、永源寺第2ダム建設計画白紙についてのご質問にお答え申し上げます。

この愛知川ダム、実は私も大変な思い出があるのですけれども、22歳の時に県職員に就職した時に、最初の任地が、当時八日市市事務所土地改良課というところで、その時、昭和36年、37年だったのですが、愛知川ダム係という係りがその土地改良課の中にあります。最初の任地がその愛知川ダム係でした。私の仕事は、いよいよ水没地から出られて、永源寺の春野で、その生活再建をされる方々の入植地の指導と言いますか、入植者への生活再建への相談、あるいはそういう生活される過程についての支援をしていくという係でございました。それが最初の仕事でして、大変思い出深いダムでございます。

先般の新聞報道等などで既に発表がありましたとおり、去る10月11日に旧永源寺町の愛知川上流に国が計画しておりました永源寺第2ダムに対しまして、国の事業計画決定取り消しなどを求めた行政訴訟で、最高裁は国の上告受理申し立てを退ける決定をし、事業計画を違法と認定し、国を敗訴とした第2審の大蔵高等裁判所の判決が確定したということでございます。

町いたしましては、この最高裁判所の決定は重く受け止めざるを得ないところでございますが、毎年、水不足で苦労されている農家の皆さまのことを考えますと、大変複雑な心境でございます。

本町いたしましては、現在の永源寺ダムからは、流域の最末端地域でもございまして、例年の用水不足は深刻な状況であることは、十分認識をいたしているところでございます。地球温暖化等の影響もあるかと思いますが、地下水も低下してきているといった中で、年々用水不足は深刻になってくるということは、十分認識をしているところでございます。

今後、国・県・関係土地改良区などとも協議しながら、安定的な水源対策等について、幅広い観点から協議検討を進め、具体策を模索しながら、早急な対応が必要であると考えてあります。関係機関へ強く要請をいたしてまいりました

いと考えてあるところでございます。

○議長(珠久清次君)総務課長。

#### 〔総務課長山田清孝君登壇〕

○総務課長(山田清孝君)小川議員の地震災害対応訓練について、お答えをさせていただきます。

今年11月11日に実施した訓練には、地元住民の皆さん300人の他に、防災会役員、地元消防団、消防関係者100人が参加していただき、実に熱心に真剣かつ積極的に取り組んでいただき、大規模に実施させていただきました。この訓練は、平成14年度から導入し、火災予防運動期間を中心に、年1回ないし2回、町の訓練として実施をしているところでございます。

参加者には、内容をあらかじめ伝えず実施する実践的な訓練で、シナリオのない訓練と言われ、訓練会場となる地域の状況に合わせて進行し、参加者は次々と発生していく災害に、自らが考え行動する力を養うことを行なうものです。災害による被害を最小限に食い止めるためには、まず個人の行動が基盤となります。しかし、それには限界があり、隣人、自治会を単位とした自主防災活動、すなわち住民自らの失火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要です。

議員ご指摘のとおり、今後さらにこうした訓練を実施するため、自らの地域は自らが守るという精神のもと、自治会などを生かした自主防災組織を編成し、日頃から大地震などの災害に備えて防災訓練などを積み重ねておくことが大切ですから、愛知郡また町主催の訓練は、おおむね年1回ないし2回と、自主防災組織および自治会からの要請により訓練を随時実施していかたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

なお、来年3月までの、自治会からの今後の訓練の予定でございますけれども、現在1集落からそういった訓練の要望がございますので、その旨申し伝えて、私の答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)農林商工課長。

#### 〔農林商工課長西沢文博君登壇〕

○農林商工課長(西沢文博君)小川議員からのご質問のうち、遊休農地の現状やまほ場整備の考え方などについて、答弁させていただきます。

町内の遊休農地の状況でございますけれども、平成17年の農林業センサスの確定値によりますと、町内の耕作放棄地面積は27haでございます。そのほとんどは、開発待ちの平野部の農地に点在しております。全国的な傾向とされております山間部の放棄田は、ほとんどないのが当町の特徴でございます。

次に、水田1枚を1ha、すなわち1町歩以上に広げる大区画まほ場整備事業計画についての考え方について、答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、作業区画の大規模化によりまして、作業効率は著しく向上いたしますことは、間違いのないところでございますけれども、事業実施のためには農家負担が生じるわけでございまして、米価が著しく生産価格を大きく割り込んでいるために生じております農業所得の、大きな減少の問題、また、土地持ち所有農家におきましては、まだ償還中の負担金がございますので、さらなる負担に対して理解が得られるかどうか。また、事業実施のためには100%の同意、施工同意が必要とされるなど、大変厳しい農業情勢下にあります。クリアしなければならない課題解決が大きなポイントになるものと考えております。

しかし、議員ご指摘のとおり、まほ場整備事業完了後30数年が経過している現在の土地改良施設、特に用水路につきましては、その全域におきまして、漏水や陥没など補修の域を超えている状況も十分承知しております。

また、愛知川および秦荘の両土地改良区の役員会におきましても、用水路改修が必要なことは、最重要の懸案事項として一致しているところでございます。

先ほど、町長の答弁の中でもございましたように、安定的な水源として期待してありました永源寺第2ダムの結論がはっきりいたしましたので、今後、確実に不足してきますダム用水の節水対策上からも、現状の用水路改修また循環利用のための排水路改修などは、緊急の対応が必要であることは十分認識しております。

両土地改良区とも連携を図りながら、今後、国・県に対しまして、具体策および実施の支援につきまして、強力に働きかけていく考えであります。

次に、まほ場整備に合わせて幹線道路の用地確保についてでございますが、現時点では、まほ場整備事業計画とは切って離れて、JR東海吉良駅周辺における組合は、JR東海が主導するアセント方式による、答申書提出の段階で

○議長(珠久清次君)7番小川勇君。

○7番(小川勇君)再質問というようなことではないのですが、もう少し私の思いを述べさせていただきたいと思います。

まず、第2ダムのことについてでございますが、今、町長さんも認識している。あるいは思いのあるダムだと、永源寺ダムはと。こういうようにお答えいただいたとおりでございますが、しかし、現在のダムにおいては、1市3町と言うのですか、東近江市、そして安土町、愛荘町、豊郷町。安土町と豊郷町は一部の地域でございます。愛荘町は全域でございます。この長野地区の下の方々でもし、一部山川原地区だけは除外地となっておりますが、そういう管内を持っております。

そういう中で下流地域にあるがために、やはりどうしても水は上から流れてくるので、上方に水が偏っていくというわけではないのですが、余ってくる分は下の方に流れてくると。これはどう見ても自然な現象なのでやむを得ない。

やはり、下流の者が一生懸命叫ばなければあかんと私は思うのです。特に行政としての、愛荘町の田んぼの水を守ろう、確保しようという意味で、町長さん、これからいろいろなまた再度閉め直して、ダムを何とかしようということは。先ほど申し上げましたが、もう水が、水源を求めると言っても、天水の雨の山の水か、それとびわ湖の水か、もうどちらかしかないのです。地下水に求めても、もうこれは年々水が低下しておりますので、地下水は全然だめだという認識で、びわ湖の逆水はいけるでしょう。うちの管内からだと、びわ湖からあげてくるのに、大変電気代がいるのです。ポンプアップする。それが維持管理費がいる。今、上にダムをつくったら、その落差で自然に今の水路で流れてくる。それが一番管理上も、経費の上においても一番ベストです。こういうことで、もう一度、第2ダムの実現に、もう一度ご尽力を町長さんにいただきたい。これを特にお願い申し上げるところでございます。

次は、課長から答弁いただきました農業のほ場整備のことですが、確かに、今1haあるいは大型なほ場に換えようというのは、作業効率があがるのでよいのですが、やはり、経費の問題、今の農業状況から見たら難しいといわれるには、まったくそのとおりではあるとは私も認識いたします。

しかし、水路、用水路がもう本当に水が今不足しているというのに、それにまた用水路が破損して水漏れして、有効な水が使えない。せひとも用水路の整備というのですか、修理というものを、即差し迫って手をつけなければ、この水不足に、もうひとつ水不足をきたすということになると思いますので、ひとつその点も併せて、町の土地改良区の中で、あるいはまたいろいろな機関の中で検討いただきたいと、こういうように思います。

防災訓練につきましては、ご丁寧にいただきましたが、あくまで各集落の自主的な申し出によってすると。これは当然です。しかし、こういう組織を指導していくと言うのですか、そういうことをせひ、また各集落にも申し出がどんどんあがってくるように、これがまた地域の、町内の安全・安心のまちづくりに大きく貢献すると思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

ほ場整備のことについて再度お願ひいたします。町長の方で、もうひとつ思いもお願いしたいと思います。

○議長(珠久清次君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)用水路改修につきましては、節水対策上、もう第2ダム用水が望めないという段階にありますて、もう待ったのきかない改修でございますので、そのように認識しておりますし、土地改良区の役員会におきましても、もう最重要の検討課題ということで、この年度はじめからあがっておりますので、土地改良区とも十分連携をとりながら進めていく考えであります。よろしくお願いします。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)昨日も愛知川沿岸土地改良区の理事会があったところでございますが、理事会の中では、大変熱い議論がなされていたところでございます。私も大変驚いたのですけれども、新たな事業計画案を策定しようとしないかということで、再度、農家の意向を取り付けながら、一から調査をやり直そうという遠大な構想案が発表を言いますか、提案されまして、これに向けて、せひ愛知川沿岸土地改良区も関係機関、農政局や知事に要望していくということで、早速18日にその要望活動を展開するということになってございます。地下水やため池や水田反復、こういったことではもう追つかないと。やはり、抜本解決はダムしかないという沿岸土地改良区の皆さん方の強いご意志であったというふうに受け止めているところでございますが、一方でまた、農家の方の同意がちゃんともらえるかどうかと言った懸念もおっしゃっていた理事さんもいらっしゃいましたけれども、農政局も来ておりましたので、国の方もやはり前向きの姿勢を感じました。

そういった中で、この少々時間がかかるでも地下水、還元水の状況や面積、宮農形態、いろいろな調査をもう一度やって、ずさんと言われた計画をきちんとやり直しして、もう一度出直そうと、こんな意思であったかと思います。

これから長いことを考えれば、やはりこういう取り組みは必要でありますし、今までやってきた200億円と言われる投資金額を無駄にしないためにも、せひこの取り組みは真剣にやっていくべきということを認識した次第でございます。よろしくお願ひします。

○議長(珠久清次君)7番小川勇君。

○7番(小川勇君)町長さんありがとうございます。

これからも、ひとつ地域の農業が、水があってこそ農業が営めるので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長(珠久清次君)10吉岡えみ子君。

〔10番吉岡えみ子君登壇〕

○10番(吉岡えみ子君)10番、吉岡えみ子でございます。一般質問させていただきます。

まず、滋賀県常備消防広域化(案)について、広域管理者としての町長にお尋ねいたします。滋賀県は、今、県域一消防本部案の実現化をめざし、平成28年度を目標に、統合を検討されております。案について、指令機能や経常経費の効率化、また大規模災害に備えるために指令機能を一本化して、消防救急無線のデジタル化を、平成28年度を目標に検討されております。将来を見据えるためには、当然、私も賛成するひとりであります。

そこで、改めてお尋ねいたします。過日、町長の報告の中で、県域本部化(案)と東近江行政組合消防本部の統合の話をされました。すなわち、県下最小の消防本部であり、消防救急業務の充実など、総合的な見地から見ると規模拡大は必要であり、市町合併の状況から、東近江行政組合消防本部との統合は望ましい。この統合は平成28年度、県域一消防本部案の実現を前提とすること。および平成18年度において、整備した愛知郡広域行政組合消防

本部、愛東出張所、また愛知川出張所および愛知郡広域行政組合消防本部の消防救急機能を存続することなどの案が報告されました。当然、順序として、まず東近江との統合をすべきだと思います。そのことについて改めて町長に、この統合案についてお尋ねいたします。

愛知郡広域行政組合ならびに湖東広域衛生管理組合において、数々の事業を展開実施しております。消防以外に、例えば、ごみ処理場、また斎場、ガレキ場、また上水道など、特にごみ処理場は老朽化してまいります。また、固形燃料の不用化、先行き不安を持っている施設もあります。そうした重要かつ重大な諸問題に、どのように取り組んでいかれるのか。また、平成15年6月30日に4町長ならびに4議長が覚書を締結されております。今一度、その覚書の内容などを重ねてお尋ねいたします。

続いて、買い物袋の啓発活動について、環境対策室長にお尋ねいたします。私、一主婦として買い物に出かけた時に見かける行為に、お店が用意しているビニール袋での買い物をされている方々を多く見ることが、いまだに日常的にあります。今まで進めてきた買い物袋持参運動がどのような状況であるか、お伺いいたします。

現在、内閣府が行なっている「環境にやさしい買い物キャンペーン」は、日常的な行動である買い物において、「マイバッグの持参」や、「環境に配慮した商品の購入」などの行動を実践することで、環境に配慮した生活、経済活動を促進することを目的とされております。

一方、過剰な包装避け、詰め替え商品を選ぶなどの実践が、ごみの減量化につながるように、買い物と環境問題は密接に関係していることから、リデュース・リユース・リサイクル運動が推進されております。また、流通業者からも、環境に配慮した商品の販売、簡易包装による販売、マイバッグ持参などの呼びかけや袋の有料化などのキャンペーンが行われていると聞いております。そこで、滋賀県および愛荘町での取り組みと今後の方策についてお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)町長。

#### 〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)吉岡議員の「消防の広域化」について、お答えをいたします。

小規模な消防本部では、出動体制、消防装備、専門要因の確保などに限界があることや組織、財政運営におきましてもコスト高になっているなど厳しい状況にあります。そこで、消防守はおおむね人口30万人以上の規模拡大と消防無線のデジタル化をあわせ、消防体制の広域化方針を示してきたところでございます。

滋賀県では、広域化計画の中で、県下最小の愛知郡消防本部について、旧愛東・湖東地域が東近江となったことも勘案し、東近江消防本部との統合を打診してきたところであります。町いたしましては、消防、救急体制の効率化や大規模災害に備えるためにも、垣根をなくし、指令機能を統合し、経常経費の効率化を図るため、県の方針にある将来の県一本化を見据えつつ、愛知郡消防と東近江消防本部の統合を進めるべきと考えているところであります。次に、消防以外の広域行政についてでありますが、まず、燃えるごみとし尿処理につきましては、合併前の旧愛知郡4町と犬上郡3町で、つまり現在は合併後の1市4町で構成をしております湖東広域衛生管理組合で処理を行っております。このうち、燃えるごみは、リバースセンターのRDF固形燃料化施設で処理いたしておりますが、現状は、このRDFの処理が年々難しくなってきております。一方、平成16年から彦根市と一緒に湖東地域一般廃棄物広域化事業促進協議会というのが結成されまして、彦根市において検討がされまして、ようやく候補地の調査ができる状況となっていました。

しかし、市町合併後の東近江市は、旧愛東地域と湖東地域の燃えるごみは、将来東近江市で処理するべく、この彦根市を含めた湖東地域一般廃棄物広域化事業促進協議会から円満に、先般脱退されたところであります。

し尿処理につきましては、引き続き、東近江市の愛東・湖東を含めた1市4町の湖東広域衛生管理組合で処理していくこととなります。

次に、上水道および火葬場、最終処分場を含めた不燃ごみ、休日診療業務につきましては、現在の消防本部とともに、旧4町をエリアとしております愛知郡広域行政組合で処理をいたしているところであります。

したがいまして、将来、消防本部が東近江消防本部として統合しましても、残る上水道など他の業務につきましては、東近江市との1市1町で構成いたしております愛知郡広域行政組合で引き続き処理していくことになります。このことは、先般、東近江市長、そして愛荘町長、両議長双方で改めて確認をいたしたところであります。

そして、この広域事務執行の基本的精神は、ご質問にもありましたとおり、旧愛知郡4町合併で、愛荘町・東近江市となる前の平成15年6月に、旧4町長・4議長が覚書を交わしております。その趣旨は、愛知郡4町はこれまで培ってきた歴史を尊重し、愛知郡広域行政組合の維持発展に努めることを基本理念とし、4町住民へのサービスが低下しないよう、組合の事業運営を今後も維持することを確認したものであります。

今回、1市1町の長および議長で、改めてこの覚書の精神を双方確認した上で、消防本部の統合を前向きに進めることと他の事業は引き続き執行していくこと、そして、消防など広域行政の形態に変化が生じた時は、この覚書を再協議することも双方確認したところであります。私は、先人たちがこのような覚書をきちんと締結されていたこの先見の明に敬服いたしますとともに、改めて敬意を表する次第であります。以上、お答えとさせていただきます。

○議長(珠久清次君)環境対策室長。

#### 〔環境対策室長藤野総五郎君登壇〕

○環境対策室長(藤野総五郎君)吉岡議員の質問にお答えさせていただきます。買い物袋の啓発活動についてということで、県においては「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施時期を10月の1ヶ月を重点的に、啓発強調月間と定め、買い物の際には買い物袋を持参し、レジ袋の辞退、環境配慮商品の選択的導入に努め、簡易包装に努めるための啓発を、各種団体および消費者団体に働きかけるとともに、新聞折り込み広告や広報紙に掲載されてきました。事業者への指導としては、エコバックの持参運動を買い物客に呼びかけるよう働きかけるとともに、ポスターの掲載やエコバックの展示販売を積極的に行っていただくよう働きかけてきました。

また、協力店である大型スーパーの店頭において、消費者団体等が強調月間を中心に行なうなどの運動が展開され、同時に、事業者独自においても、レジ袋の有料化やエコポイント制度を設け、買い物客に喚起を促しているなど、レジ袋の減量に向けての取り組みが図られてきました。

一方、町においては、旧秦荘町においては、さわやかまちづくり推進協議会を核として、女性部会がエコパックを作成し、販売普及に努められてきましたところであります。また、旧愛知川町においては、町制45周年記念事業として、各家庭にエコパックを全戸配布し、その普及活動に努めてきたところであります。

もちろん、この問題の基礎には、町民一人ひとりの自覚よりもより、環境問題に关心を持っていただくのが早急な課題であると考えております。しかし、当町には推進母体となる女性を中心とした活動団体および指導者が少なく、最も買い物が主となっている女性への働きかけが少ないなど、多くの課題があるのも実態であります。このような実態を踏まえ、現在、策定しております環境基本計画が目標としている環境像「人と自然がやすらぎをおぼえる愛荘町」の実現に向けて、推進体制を整備しながら、議員指摘の取り組みを図ってまいりたいと考えております。

議員各位の格段のご協力を賜りますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)10番吉岡あみ子君。

○10番(吉岡あみ子君)再質問させていただきます。ただいまの町長の答弁、私も反対するものではございません。湖東広域衛生管理組合1市4町、また広域行政組合4町、そしてまた湖東・愛東は東近江に合併と、そうした中で今、町長は円満に解決したと言われましたけれども、まだその中でも十分に議論をもって、これは根深いいろいろな問題がございますので、円満な解決をしていただきたい私は思います。その上また、将来にも大変な過言を残すと思われます。そういう問題について、特に今に重要課題でありますインターにも影響すると思われますので、そういうことも踏まえてしっかりとやっていただきたい、そのように思っております。

そしてまた、東近江市の管外になっております愛知郡広域消防の範囲については、全国平均の面積をはるかに大きく、しかも湖東という山間部も多く、隊員の指揮系統も完璧にとは決して言えない気がします。広域化の将来像についてのメリットは、先日聞かせていただきましたが、それの反対のデメリットについてはどうであるかということを、重ねて聞かせていただきたいと思います。

そして、最後に覚書について説明がありましたら、県・国の指導があったとしても、4町の代表者が十分な協議の中に調印されたものでありますので、簡単に見直してよいものか、今一度尋ねたいと思いますのでお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、デメリットの面につきまして、東近江消防本部と統合した時の心配だと思いますが、私どもも、どんなデメリットがあるかというのには、消防本部ともいろいろと議論してきたのですけれども、これと言ったデメリットはない、メリットばかりで、と言うとちょっと言い過ぎかもわかりませんけれども、実際そのとおりで、あまりデメリットはないなど。

医療圏の問題については、もう少し進める必要があるかなというところがありますが、現在でも住民一人当たりの消防費経費は、東近江消防本部の方が2,000円ぐらい安く経営をやっておられるということもございますし、私どもの方は3つの消防署を持っているということもあって、万全の体制にはなってありますけれども、規模が小さいということでお若干コスト高になっている、そういうこともあります。

それと、もう1点、覚書の件ですね。これについては、やはり当時の覚書に、将来変更が生じてきた時に、お互い協議をして協定をし直そうと、こういうふうになってしまって、その当時からやはり時代の流れとともに、そういうものまで読み込まれていたということがあります。これはやはり改正した時には改めて今後の取り組みについて、双方がきちんと取り組みをしておく必要がありますので、協定の内容が変わった時には議論をしながら、やはりきちんとしていったほうが双方のためだというふうに考えているところでございます。

○議長(珠久清次君)10番吉岡あみ子君。

○10番(吉岡あみ子君)再々質問でございます。

今ほど環境対策室長に質問するのを忘れたので、すみません。啓発運動を進めておられるということは大変ありがとうございます。また1人でも多くマイバックを持参して、この袋を持たなければ恥ずかしいと、そういう気持ちに1人でもなっていただけるように、そういうふうな運動をやっていただきたい。それは私個人の考え方でございますけれども、そういうふうに、また1人でも多くの方に啓発運動をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。そしてまた、県下でそういう啓発推進活動を進められておられる市町がありましたら教えていただきたいと思います。そして、こちらの広域行政の方ですけれども、秦荘町の時に、私もこの消防の跡地ですけれども、消防が向こうへ行かれた時に、跡地をどのように利用されるかなということを懸念しておりましたので、今回また重ねて、消防の跡地の利用計画、いかなる構想を持っておられか、お尋ねいたします。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)旧消防組合の跡地の問題ですが、これは今年の初めぐらいから、処分問題の検討会を広域行政組合の中でつくりました。この財産は、旧4町の組合財産でございまして、もう使わなくなったこの用地をどうするのか。そこで議論をしながら、組合議会とも相談しながら進めているところですが、

まずは地元、香之庄そして小八木地区の自治会として利用されることがあるのかどうか。そういう打診をして、今後の処分についての地元としてのご意見を聞いていくことで、おおむね両方とも意見をいただいたところでございまして、自治会としては、今それを活用・利用することはないので、考えはないので、今後適切な処分をしていただきたいと。十分公表や環境等に気をつけた処分をしていただきたいと、こういうことになっておりまして、早々に方向をこの検討会の中で目指していくという段取りになってございます。

○議長(珠久清次君)環境対策室長。

○環境対策室長(藤野総五郎君)吉岡議員の質問にお答えします。

現在、県内においていろいろな取り組みをされております。近隣で、具体的な事例として取り組まれている多賀町の取り組みを紹介させていただきます。多賀町におかれましては、平成15年に買い物袋持参運動の一環としてエコパックを全戸配布するとともに、ごみ減量リサイクル推進協議会および商工会の協力を得て、レジ袋辞退運動を展開されています。

その内容として、町独自のエコポイントカードを作成し、町民全戸に配布するとともに、町民の皆さんのが町内の店舗に買い物に行かれ、レジ袋を辞退された場合には、持参されたカードに、町指定のゴム印を押印し、カード1枚、これについては20ヶ所ですけれども、押印済みのカードで、町指定のごみ袋5枚と交換する運動を進めておられます。

実績として、1年にだいたい16,400枚ぐらいのレジ袋の減量に成功しているという、そういう実態でございます。

町内の方では、事業者の取り組みとして、町内にあります大手スーパーは、カードにエコポイント5点を加点すること

により、少しでも多くの方が買い物袋を持参していただくよう呼びかけるとともに、身近な環境保全活動の関心を高めるための活動を展開されています。その結果、同店舗の湖東地域の店舗においての持参率、これは愛荘町だけではないのですけれども、持参率として43.8%、前年同月を5ポイントアップしているという結果が出ております。以上のような取り組み状況を踏まえ、先ほど答弁いたしました推進体制の整備を図りながら、よりよい方法を選択し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご協力を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長(珠久清次君)これで一般質問を終わります。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第4、承認第11号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求ることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、承認第11号につきまして説明させていただきます。議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、次のように10月5日付をもちまして専決処分をいたしております。同条第3項の規定によりこれを報告させていただいて、承認を求めていただくものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億5,489万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、5ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入につきましては、前年度繰越金150万円を充当させていただいております。歳出につきましては、消防費の委託料、一時避難施設耐震診断業務委託料といったまして150万円を追加補正させていただいたものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。

これより承認第11号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、承認第11号、平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求ることについては、これを承認することに決定しました。

◎議案第74号・議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第5、議案第74号愛荘町情報公開条例の一部を改正する条例についておよび日程第6、議案第75号愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長山田清孝君登壇〕

○総務課長(山田清孝君)議案第74号愛荘町情報公開条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

これにつきましては、愛荘町情報公開条例の一部を次のように改正する。第7条第1項第1号ウ中「および日本郵政公社の役員および職員」を削るというものでございます。この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

議第75号でございますが、愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても、第20条第1項第1号ウ中「および日本郵政公社の役員および職員」を削るものでございます。なお、これにつきましても、この条例は公布の日から施行するものでございます。

両方ともでございますけれども、郵政民営化の施行に伴い、日本郵政公社が民営化されたため、これまで同公社の役員および職員については公務員と同様に、当該個人に関する情報が公開されたところでございますけれども、公開の対象から省くものでございますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第75号、愛荘町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでは、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第76号・議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第7、議案第76号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についておよび日程第8、議案第77号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

(総務課長山田清孝君登壇)

○総務課長(山田清孝君)議案第76号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

これにつきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、いわゆる育児短時間勤務制度というものが導入されたことに伴う条例の改正をお願いするものでございます。

育児短時間勤務の制度につきましては、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことができるよう、常勤職員のまま育児のための短時間勤務を認める制度の導入でございます。

これにつきましては、今まで育児のための部分休業につきましても、対象となる子どもが「3歳に満たない子」から、「小学校就学始期に達するまでの子」というふうな形で、これにつきましても改正され、対象児童の拡大が図られたところでございますので、よろしくお願ひしたいわけでございます。

なお、提出議案書の8ページおよび9ページにつきましては、るるそのことについてあげさせていただき、部分的な字句の修正ならびにこの短時間勤務でできない対象職員のこと、あるいは、特に10ページの第11条につきましては、この勤務形態につきまして、第11条第1項第1号および第2号について、こういった形で勤務時間の選択をするものでございます。

なお、これにつきましての勤務体系、あるいは給料の関係等につきまして、12ページおよび13ページにあげさせていただいたものでございますので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

なお、この条例は、平成20年1月1日から施行するものでございますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、議案第77号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、これも今申し上げました育児短時間勤務の制度の導入に伴い、勤務時間および休暇の関係をうたったものでございます。この条例につきましても、平成20年1月1日から施行するものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)これより議案第76号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第76号、愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第77号、愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

④延会の宣告

○議長(珠久清次君)お諮ります。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮ります。議事の都合により、12月8日から12月18日までの11日間、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、12月8日から12月18日までの11日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれをもって延会とします。再開は、12月19日でございます。どうかよろしくお願いします。

## ■愛荘町議会議事録

お問い合わせ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する

▼ 移動

開催日:1日目/2日目

## 平成19年12月愛荘町議会定例会

2日目(平成19年12月19日)

開会:午前9時00分 閉会:午後4時07分

## 議会日程

- 日程第 1 議案第78号 愛荘町総合計画基本構想につき議決を求ることについて  
日程第 2 議案第79号 訴えの提起について  
日程第 3 議案第80号 平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)について  
日程第 4 議案第81号 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について  
日程第 5 議案第82号 平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第3号)について  
日程第 6 議案第83号 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について  
日程第 7 議案第84号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 報告第13号 専決処分の報告について  
追加日程第 2 議案第14号 専決処分の報告について  
追加日程第 3 議案第85号 契約の締結につき議決を求ることについて  
追加日程第 4 議案第86号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
追加日程第 5 議案第87号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例について  
追加日程第 6 議案第88号 平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)について  
追加日程第 7 議案第89号 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について  
追加日程第 8 議案第90号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について  
追加日程第 9 請願第 2号 愛荘町西部地域に駐在所設置を求める請願  
追加日程第 10 意見書第3号 「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書  
追加日程第 11 意見書第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書  
追加日程第 12 議提第 7号 議員派遣について  
追加日程第 13 意見書第5号 愛荘町西部地域に駐在所設置を求める意見書

## 出席議員(16名)

- 1番 辰巳 保  
2番 上林 貞  
3番 森 隆一  
4番 西澤久仁雄  
5番 河村善一  
6番 本田秀樹  
7番 小川 勇  
8番 久保田九右衛門  
9番 竹中秀夫  
10番 吉岡ゑみ子  
11番 森野榮次郎  
12番 小杉和子  
13番 瀧 すみ江

欠席議員(0名)

なし

④開議の宣告

○議長(珠久清次君)ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

⑤議事日程の報告

○議長(珠久清次君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

⑥議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第1、議案第78号愛荘町総合計画基本構想につき議決を求めるについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。自席からで結構です。

○議長(珠久清次君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)皆さん、おはようございます。それでは、議案第78号、愛荘町総合計画基本構想につきまして説明をさせていただきます。座らせていただきます。

まず、議案の基本構想の説明に入ります前に、総合計画の策定過程につきまして説明をさせていただきます。

策定の最初の段階から、住民参加の重要な場であります「総合計画審議会」を昨年11月に発足し、課題の設定から計画案の策定に至るまで、住民の視点から日々にわたりましてご審議をいただき、先般、総合計画(案)の答申をいただいたところでございます。

また、その間、計画策定の段階ごとに広報やホームページなどで情報公開に努めながら、アンケート調査、まちづくりフォーラム、100人委員会、パブリックコメントなどで寄せられました住民の意向を反映したみんなの計画になるよう、十分な議論をいたしましたところでございます。

また、この総合計画の特徴点であります、3点ございます。

まず、第1点目が住民と自治体が役割分担をしながら連携・協力し、地域の経営を行っていく協働の自治を目指すことです。協働のまちづくりにつきましては、住民、自治会、NPO法人、町民活動団体、企業などが行政と協力し、共通の目的のために、それぞれの得意分野や活動を生かして、知恵や汗を出し合い、ともにまちづくりに取り組む姿勢とその仕組みのことを言っております。

そして、2点目は、住民と行政が協働で取り組むまちづくりの思いを共有するため、まちづくりの目標とともに目指す目標指標として数値化をいたしました。

3点目でありますが、協働のまちづくり3原則として、自助・共助・公助の区分にわけました。自助につきましては、自分たちでできることは自分たちです。住民がそれぞれすることやできることの計画を言います。共助につきましては、地域共同でできることは地域です。集落、職場や活動団体など、互いに力を結集し、共同ですることや共同でできることの計画を言います。公助につきましては、自助・共助でできない町全体にかかわりますことは行政が行う。こういうことを、それぞれ自助・共助・公助ということで区分分けをいたしまして、それぞれの施策の役割分担をこの計画にあげさせていただいたところでございます。

それでは、別冊の総合計画基本構想によりまして説明をさせていただきます。

2ページをご覧いただきたいと思います。『1策定の趣旨』。平成18年2月13日に、秦荘町、愛知川町が合併して愛荘町が誕生いたしました。

新しいまちづくりを進めるにあたっては、人口減少社会の到来、地方分権・社会福祉基礎構造改革・教育改革の推進など、大きく変動する社会情勢のもとで、住民のニーズに的確に対応し、住民と行政による協働の努力を積み重ねながら、新町の一体化の醸成と地域の均衡ある発展、住民福祉の向上を図り、合併して良かったと思えるまちづくりを進めていかなければなりません。

そのため、合併協議会による協議と合意のもとに策定されました「新町まちづくり計画」の内容を尊重しつつ、これらのまちづくりを住民と行政がそれぞれの役割を担いながら、より発展的かつ具体的に推し進めることを目的として、ここに愛荘町総合計画を策定いたしました。

この計画は、「私たちのまちは、みんなで創る」という基本姿勢のもと、「みんなの計画」「ひろがる計画」「できる計画」を合言葉に、新しく誕生した愛荘町の明日への想いを自分たちの言葉で描き、住民と行政のパートナーシップを築くより所となることをめざしたものであります。

次に、3ページ、『2計画の構想と期間』でございます。

愛荘町総合計画は、基本構想、基本計画および実施計画により構成をいたしております。基本構想につきましては、愛荘町の10年後の将来を展望し、まちづくりの基本的な理念や目標像と、その実現のための基本方針を示し、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるべきものとしております。

計画期間は、平成20年度から29年度までの10年間といたしております。

基本計画は、基本構想で示すまちづくりの基本方針に基づいて、各分野において取り組む施策方針を体系的に示しております。

計画期間は、基本構想期間の前期に相当する平成20年度から24年度の5年間とし、施策方針に基づく目標指標を示し、達成度を点検するものとしております。

また、平成25年度から29年度の後期につきましては、社会経済情勢の変化や計画の評価をふまえ、改めて見直しを行うものとしております。

実施計画は、基本計画に掲げた施策方針を具体的な事業として定めるものであり、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら、5年間の計画をローリング方式で毎年度更新することにより、実効性の高い計画としております。

次に、4ページでございます。計画の背景の『1まちの概況』でございます。

本町は、滋賀県の東部に位置し、東西約18km、南北約7km、総面積37.95km<sup>2</sup>というコンパクトな地形の中に、約2万人の住民が暮らしております。

また、本町の人口は増加傾向にあり、平成17年国勢調査で1万9,729人、6,192世帯となっております。平成12年からの5年間ににおける増加率は3.9%で、県下では6番目に高い増加率でございます。また、65歳以上の高齢化率は18.8%であります。

次に、5ページでございます。平成17年国勢調査によりますと、外国人が850人で、総人口の4.3%を占めており、滋賀県平均の1.6%を大きく上回っております。

また、本町の人口のうち昼間人口は1万9,500人となっており、夜間人口の1万9,729人をやや下回っている状況でございます。

6ページにいきますと、産業の関係でございます。産業別就業構造につきましては、平成17年国勢調査によると、第2次産業が46.4%と半数近くを占めているのが特徴であります。滋賀県平均より多くなっております。ただし、近年は第2次産業よりも第3次産業が増加しております。生産額や従業者数については、工業が多いのが特徴で、工業の生産額は県内では14番目、市を除きますと4番目となっております。

7ページにつきましては、公共施設の状況につきまして掲げさせていただいております。

8ページから10ページにつきましては、『2住民のまちへの想い』ということで、新しくスタートしました愛荘町に対して、住民はどういう想いを抱いておられるのか。子どもたちの言葉、まちづくりアンケートの結果、審議会での話し合ひなどから、その一端をあげさせていただきました。

11ページをご覧いただきたいと思います。『3時代の潮流』ということで、愛荘町を取り巻く社会経済情勢は、わが国がこれまで経験したことのない人口減少社会に突入したことと、自己決定・自己責任の原則にたった地方分権を軸として変化を続けております。愛荘町の将来展望やまちづくりの課題にかかる時代の潮流について、主要な動向をあげてみました。

社会情勢の動向として、人権の尊重、環境問題を軸とした社会経済の転換、人口減少と少子高齢化を軸とした社会経済の転換、グローバル化と情報化の進展、安全・安心へのニーズの高まり、地方分権とパートナーシップの構築、行財政改革の推進についての動向をあげさせていただいております。

13ページにつきましては、広域におけるプロジェクトにつきまして、(仮称)湖東三山インターチェンジ整備、国道8号バイパス構想、びわこ京阪奈(仮称)鉄道建設構想がございます。

14ページにつきましては、国・県等の関連計画をあげさせていただいております。

15ページにつきましては、『4まちづくりへの課題』といたしまして、まちの概況、住民のまちへの想い、時代の潮流をふまえ、愛荘町のまちづくりの主要課題として、(1)人権の尊重のまちづくり、(2)参加で支え合う安心と生きがい、成長への支援、(3)自然豊かで、やすらぎのある小都市の形成、(4)広域的な視点にたった都市基盤の整備、(5)産業の活性化と交流の促進、(6)学び合い、活かし合う生涯学習の推進、(7)住民と行政とのパートナーシップの7つにまとめさせていただいております。

17ページにつきましては、第2部といたしまして、基本構想をあげております。

まちづくりの基本目標。『1まちづくりに取り組む基本姿勢』としまして、新しい時代のまちづくりは、行政だけの力では進められません。住民も公共を担うパートナーという認識が広まりつつあります。これからまちづくりにおいては、一人ひとりの対話と共感を基調とし、地域の個性や資源に磨きをかけながら、住民自ら責任をもった主体的なまちづくりと、そのような住民を主体とした行政の展開が必要であります。

地方分権時代において、自分たちのまちのことは自分たちで考え、話し合い、決定し、ともに取り組むという自己決定・自己責任の原則にたって、相互理解と信頼に基づいた住民と行政の協働によるまちづくりをめざします。

このようなことをふまえ、まちづくりに取り組む住民と行政のスタンスとして、「自然と人が輝き、豊かさを協働で追求するまちづくり」を、まちづくりの基本姿勢とします。

『2まちづくりの基本理念』につきましては、住民のまちへの想いを受け止め、住民が主体となったまちづくりを進めるため、これからまちづくりの基軸となる考え方として、安心・いきいき笑顔あふれる「くらし」、快適・便利で元気な「まち」、心ふれあい、学び合い、分かち合う「ひと」を、基本理念としております。

19ページは、まちづくりの将来像としまして、このような基本理念のもとに、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を考え、共に知恵と力を結び、心を通わすことによって、子どもから高齢者まで元気で笑顔あふれた暮らしができるまちをめざすとともに、本町の良さや特徴を発揮しながら、新たな出会いによってオンラインの文化が育まれるまちをめざして、「心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまち」を、まちの将来像としてあります。

次に、『4まちの将来人口』でございます。総人口の推計につきましては、コーホート要因法によりまして将来人口を推計いたしております。平成17年の1万9,729人から平成32年には2万1,421人になると推計をしております。

年齢3区分別人口の推計につきましては、年齢3区分別の人口構成割合は、平成32年には年少人口17.4%、生産年齢人口61%、高齢人口21.5%と見込まれてあります。

21ページにつきましては、将来人口の設定をあげております。

このような推計に加えて、今後、インターチェンジの開設とそれに伴う企業誘致や既存産業の振興による雇用の増加、若い世代をはじめとした住みよい定住環境の整備などによって、政策的な人口増加を見込まれていただいているとあります。

基本構想の目標年次であります平成29年度の人口を、2万2,000人と設定いたしました。

世帯数の見込み状況につきましては、(3)にあげさせていただきました。

22ページにつきましては、将来の地域構造ということで、本町の自然的・歴史的・社会的特性をふまえながら、都市的な利便性とやすらぎに満ちた田園環境の良さを兼ね備えた魅力的なまちとして、さらなる発展をとげ、調和のとれたまちとなるよう、将来の地域構造のイメージとして図示したものであります。

それぞれの計画につきましては、個別計画によりまして計画をたてるこになつてございます。

24ページ以降につきましては、まちづくりの基本方針としまして、6つに分類いたしております。

まず1番目は、安心すこやか健康・福祉のまちづくり。子どもから高齢者まで、すこやかに、いきいきと社会参加できるまちをめざします。このため、互いに参加し支え合う中から安心や生きがいが築かれるという視点にたって、住民・

争業者・行政の協働によって取り組むこととなります。

主要施策につきましては、健康づくりの推進、医療体制の充実、子育て支援の充実、高齢者・障がい者福祉の充実、地域福祉の推進をあげております。

25ページは、2番目として、安全・安心・やすらぎ生活環境のまちづくりでございます。水と緑の豊かな自然と心なごむたたずまいの集落、便利な市街地が調和した本町の良さを守り、活かしていきます。地球の温暖化をも視野にいれ環境へのこだわりをもちろん、誰もが住みよいまちづくり、災害に強く犯罪の少ない安全なまちづくり、資源循環型のまちづくりを推進することとしてあります。

主要施策は、やすらぎ居住環境の整備、地域安全と防災体制の強化、環境の保全、循環型社会の構築をあげております。

3番目が、明日を拓く都市基盤のまちづくりでございます。広域的なつながりとコンパクトな地形の中で、より利便性が高く、活力ある都市基盤を築くため、名神高速道路へのインターチェンジ開設を活かした広域交通網の充実や地域交通の充実を図り、調和のとれた計画的な土地利用を推進することとしてあります。

主要施策は、調和のとれた土地利用の推進、交通体系の整備、地域交通の充実、情報ネットワークの整備をあげております。

4番目は、元気な産業活力のまちづくり。人・モノ・情報などが活発に動く活力ある地域を築くため、インターチェンジ開設を起爆剤として、新たな産業立地を促進するとともに、農林業・商工業・コミュニティ・ビジネスなどが交流・連携する産業振興を図ります。

また、これら各産業の連携を促進する切り口として観光を位置づけ、来訪者と豊かに交流するまちづくりに取り組むこととしております。

主要施策は、各産業の連携、農林業の振興、商工業の振興、観光の振興、新産業の創出をあげております。

27ページは、5番目として、共に育つ学びと文化のまちづくりをあげております。一人ひとりが生涯にわたって共に学び、活かし合うまちをめざし、家庭・地域・学校・職場などあらゆる場において生涯学習を推進するとともに、文化の香り高いまちづくりを進めます。そして、豊かな知識・技能をもった人材がまちづくりの各分野で活躍し、情報発信できるよう、その受け皿づくりに取り組むこととしてあります。

主要施策は、幼児・学校教育の充実、生涯学習の推進、生涯スポーツの推進、歴史文化の継承と活用、芸術文化の振興、青少年の健全育成をあげております。

次に、6番目として、共に築く協働のまちづくり。自己決定・自己責任の原則にたちながら、共に考え共に取り組む住民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを進めるため、人権の尊重と男女の共同参画を基本に、国内外のはばひろい交流を推進し、地域のことは地域で取り組む分権型コミュニティづくりや新たなまちづくりの担い手育成、効果的・効率的な行財政運営を進めることとしてあります。

主要施策として、人権の尊重、男女共同参画社会の構築、国際・国内交流の推進、コミュニティの振興、住民と行政のパートナーシップの確立、行財政改革の推進をあげております。

次に、29ページのまちづくりの重点プロジェクトにつきましては、町の重要施策のうち、福祉や教育など1分野にとらわれず、複数の分野において横断的に取り組まなければならないものを、その重点プロジェクトとして大きく3つに分類いたしております。

まず1つ、みんなの安心を支え合う重点プロジェクトをいたしまして、全国的に少子化が進む中で、本町は、子どもが増え続いている活気あるまちです。

子育てと仕事が両立しやすい環境整備や、子どもがすくすくと育つ環境整備を進め、子育て・子育ちしやすいまちを、住民と行政の協働でつくります。

また、水と緑豊かな自然は、私たちの暮らしを支えてくれる大切な財産であり、しっかりと次代に継承していくなければなりません。このため、自然と共生したやすらぎのある生活環境づくりに取り組みます。

さらに、誰もが安全に安心して暮らせるまちにするために、災害に強く犯罪のない地域づくりや、不安を抱え困っている人が孤立することのない地域の見守りと支援のネットワークづくりに取り組みます。

その中で、さらに、「子育ちのまち愛荘町」プロジェクト、やすらぎエコタウンプロジェクト、支え合う安全・安心のまちプロジェクトの3つに分けております。

2番目として、みんなの元気を応援する重点プロジェクト。町の内外の往来が便利な都市基盤をつくることによって、活発な出会いやコミュニケーションがひろがります。また、各産業において生産・加工・販売・交流に携わる人々のつながりから、新たな社会的価値をもった生産・開発・発信が生まれます。そして、一人ひとりの元気が發揮され、まちの活気とともに増しています。

このため、高速道路、一般道路、鉄道、バスなどさまざまな交通手段によって、まちの内外との交流に活気をもたらす都市基盤の整備や、人材のつながりを通じて農林・商工・観光が一体となった産業振興に取り組みます。

その中でさらに、つながる、ひろがる交流都市プロジェクト、農林・商工・観光一体型の産業振興プロジェクトの2つに分けております。

3番目が、みんなの喜びがふれあう重点プロジェクトとして、昨日よりも今日、今日よりも明日と、学びを通じて成長することは、子どもだけではなく大人にとって喜びです。また、どんな人もひとりでは生きていけません。人の役にたてることで喜びを得ることができます。生涯にわたって学び合い成長する喜び、学んだことを地域に活かす喜び、地域内外での交流を通じて新たな発見に出会う喜びを大切にするまちづくりを進めます。

このため、まち全体を学びと交流の場とする(仮称)まちじゅうミュージアム構想を推進するとともに、住民が主体となって取り組む住みよい地域づくりを推進します。

その中で、さらに、(仮称)まちじゅうミュージアム構想プロジェクト、住民主体の地域づくりプロジェクトの2つに分けております。

そして、最終の31ページにつきましては、愛荘町総合計画基本構想の体系を図示したものでございます。

以上が愛荘町総合計画基本構想の概略説明とさせていただきます。合併後の新しい愛荘町の将来ビジョンであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げて、議案の説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番宇野義美君。

○15番(宇野義美君)非常にこの計画においては、ち密に各分野において漏れのない構想ということになっておりま

して、ここまでおまとめいただきました関係の皆さんには、本当に敬意を表するわけありますけれども、まちづくりと申しますと、やはり一番には、言葉の中にもありましたように、オンライン、あるいはアズナンバーワンという愛荘町の特徴づけた部分、柱の部分ですね、この部分がすべてにおいて網羅されておりまして、愛荘町というのはどういうまちであるかというふうに聞かれた時に、一番の特徴、地域性をもった特徴というものが非常に明確でないような感じをいたします。

そこで、まず町長として、こうしておまとめいただいたものを踏まえた上での町長としての思いというものをお聞かせ願いたい。将来のまち、ここに書いておりますけれども、これらも非常に平凡な言葉、言葉としては非常に平凡でありますし、ほかの隣接の町、あるいはほかの市町村と比較しまして、差別化できるような特徴あるものはいったい何をうたうのであらうかなということを考えますので、その辺を町長のお考えをお願いしたい。

それから、この地域の特性から見まして、農村地区であります。それと、商工業の地区とが2つに分かれるわけありますけれども、地区別ゾーンを踏まえた上での農村地区と、それから言葉の上では、農商工業すべてが連携をとったということでございまして、これは将来としては当然当たり前のことであるわけですけれども、まず農村地区としての振興をどういう位置づけにしていくとされてあるのか。あるいは、商流物流という方向づけから考えて、どのように考えておられるのか。あるいは、工業ゾーンの一体化ということにおきまして、この連携を考えておられますけれども、総合的に考えていくその道すがらと言うか、道がちょっと見てこないような感じがいたします。

それから、もう1つは、将来、農村地区でありますから当然、食糧の自給率、当町内における食糧の自給率をどのように分析されておられるのか。それにおける農地はどれほど必要であって、工業地をどのように考えておられるのか。この辺をお考えか、もしまとまつてあるならば、お聞かせ願いたい。なおかつ、これからそれは審議して検討していくことであれば、そのようでも結構でございますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、この基本構想に対する私の思いということをごりますけれども、この2万人のまち、ここは子どもからお年寄りまで、それぞれの職場、あるいは地域でがんばっておられるさまざまな人がおられまして、その生き方もさまざまあります。

まちの柱と言いますか、そういうものは、やはりそれぞれの人にも安心して暮らしてもらえるまちづくりというのが、行政としては必要なわけでございまして、どこかの部分に焦点を当てて、そこだけをということはできません。そういう意味でも、この基本構想策定にあたっては、本当にたくさんの人が意見を述べていただきました。アンケート等も含めますと、数千人の方々の声が集約されていると考えているところでございます。

まちづくりのこの基本構想は、10年間を見越したものということでございまして、非常に変化の激しい時代にあって、10年先がまともに見えたらすごいことでございますけれども、差し当たってですね、この10年間に取り組むべき仕事は何なのかといったことになりますと、やはりインテグレーションが思い浮かぶわけでございますけれども、先般もですねテレビ俳優の板東英二という人が、誰しも知っている方ですけれども、当町に来られまして、あるところでお会いしたのですけれども、その時に彼が一番に言っていたのは、ここは田舎でもないし都会でもないなど、こんな表現でございました。まさしく、ここは広大に広がった農村もありますけれども、愛知川周辺は、それなりに活気のあるまちを形成しておりますし、工業もある。そういう見方からいきますと、決して田舎でもない、まちでもない、都会でもない、まちではありますけれども都会でもない、そういうのが外から見たこのまちの印象かなと思うわけでございます。

そういうことから、まちづくりの基本は、やはり一言で言えば、「心・心・愛・笑顔いっぱいの元気なまち」ということになっておりますが、またやはり人を大切にする、これがやはりこのまちにとって一番大事なことかななど。子育ちが安心していただける福祉が充実したまち、これがやはりめざすべきだと考えております。

インテグレーションと言いましても、これはその手段でありまして目的ではない。こういうインテグレーションを説いて、そして人々の交流を図り、産業をおこし、企業誘致をしていく、そうすることによって元気なまちづくり、これが将来の一人立ちできるまち、福祉や医療・教育にそのお金を投じることができるまち、こういうことであろうかなと思っておるところであります。

次に、農村地区としてどのように思っておられるのかということでございますが、旧秦荘町地区は本当に広大な農地が広がっております。農地のもう機能は非常に多面的な効果がありまして、1,500haほどこのまちにもあるわけですが、この広大な空間、そして環境やあるいは地下水とか、いろいろな面に大きな多大な貢献をしていると思いますし、文化を育んできた土地であります。

そういうことから、今後も農村の大切なものを守っていかなければならぬと思っておりますし、いろいろな意見を聞いておりますと、このままでいいのではないかという人のご意見もたくさんあります。このままで、このまちが維持できて、若い人たちが定着できるのならそれにこしたことはないと思っているわけですから、ここは、やはり今後のまちづくりの育成を見定めて、ここで自立できるまちをめざさなければならないと考えているところであります。

それら、食糧の自給率もこれもですね、つい最近私もある人たちから、2万人のまちが自給自足できる面積といったいどれだけなのかというような提案がありまして、将来開発が進むにしても、それは残さないといけないぞという話がありました。

私も、なるほどなと思ったのですが、先般も職員と、いったいどれだけあったら、2万人の人間がどんな危機がきた時にでも暮らせるのかなというようなことを議論していたことですかけれども、食糧からいきますと、これは本当に大難把な話ですけれども、米だけですと、本当に少ない面積で200haもあればいいけるということなのですけれども、もちろんそれだけではすみません。そこには野菜也要るし、もちろん家畜也要る、果物也要る。いろいろなことを考えて800haぐらいは最小限でいるかなという話が出てきましたけれども、いっべんこれは県立大学の先生でもお願ひして、一つの試算として、これは国も考えなければいけない、一地域としても考えていかなければならぬテーマとしては、おもしろいテーマかなと思っておりまして、大学の先生でもいっべん研究材料としていただいたらどうかなということも思っていた次第でございます。

まあ1,500ha、先般も全協か何かの時にお話しさせていただいたのですが、工業誘致と言いますと、非常に反論も多くございます。しかし、そのうちの2%、1,500haの2%を転換するだけでも30haものの面積が出てくるわけで、自然環境やいろいろな面に多大な影響を及ぼすほどの開発をめざさというものでは決してございません。これから農村としてこの景観を大事にし、守っていける、これは非常に大切なことかなと思っている次第でございます。

このまちの顔づくりということになりますと、どうしても行政が取り組みますと縦花的になりますけれども、人を大切にしながら元気なまちということになってしまうわけですけれども、ちょうど日本のここはへその位置にあたります。こういった天から与えられた立地条件を活かすということは我々の責任であるかなと思っている次第でございます。ちょっとお答えになったかどうかわかりませんが、そんなことを考えております。

○議長(珠久清次君)ほかにございませんか。1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己。総合計画基本構想でありますので、当然、今も町長自らも縦花的に出されているわけです。それはそれとして、当然大事なことで、合併して、いよいよ合併したまちが新しい構想・ビジョンをもって突き進むというものの方向性を示すわけです。

それ自体はいいのですが、今、ただ非常に気にしているのは、ただ縦花的に記載している中にも、農業問題で今言われた質疑があって、答弁があるわけですが、では愛荘町の特性として、どういう位置にあり、今「協議が必要だ」とかいふ言葉もありました。いろいろなところで研鑽を積んでいかなければならないとか、そういう答弁もあるわけですが、されど一定のビジョンというものが、本当にこの構想計画の中を見ても出ていない。

では、愛荘町の農業が、今言われるよう、どういう位置にあるのか。愛荘町として何をめざそうとしているのか。それが公助として何をしようとしているのか。そこがしっかりと欠落している。その点だけは、なぜその方向性が見えないのかだけは聞かせていただきたいと思います。

協議の中で町長が提案しているのですが、言っている協議の中で、いろいろな問題が出ていたけれども、整理としてはこうなったというプロセスがあるかもわかりません。ですから、町長が答弁をしていただかなくとも結構です。わかる者が答えればいいと思います。

そして、もう1点は、やはりインターチェンジという問題。再三、私が一般質問等々で言うのですが、インターチェンジという、設置することの効能・効果。町長もいみじくも、目的ではなくて1つの手段と。それは、1つの手段と言うのは地域の活性化、総称してそなるだろうと思うのですね。でも、愛荘町につけようと、設置しようとするインターチェンジは、今、具体的な流れは、果たして全国で言われている300のETCスマートインター、ETC設置、それをめざそうとしている構想と大きくかけ離れている。要するに、使えるハイウェイを推進していかたい。その上では、ETCのスマートインター、要するに、「利用が簡単ですよ、しかも設置も簡単ですよ」というものをめざしているわけです。どうしても必要なインターチェンジは、高速道路会社が当然計画を組んでやっているわけです。

そうした中での、当然ここは今、構想ですので、湖東三山インターチェンジを設置するという、そういう記述で止まっているわけです。だから、湖東三山インターチェンジそのものが悪いのか、いいのかという議論ではないわけです。1つの手段ですから、ないよりはあった方がいいだろう。でも、それは突き詰めていけば、スマートインターをめざしているわけですから、果たして今の現状がどうであるのかということは問われていくと思います。

では、具体的な数値はまだ出ていないと言いつつも、町民さん1人あたりが7万5,000円も負担するインターチェンジが要るのか。それとも、今、全国的にめざそうとしている目標数値300箇所の設置が、それは5億円ほどで済む設置を目指しているわけです。その3倍もかけて設置しなければならない地域なのかどうか。こうした総合的な観点から、総合計画の中での意味を込めておかなければならぬと思います。

この点についても、この地域での1つの手段として、町民1人当たり7万5,000円も負担をかける、こうしたことがこの構想上でも必要なのかどうかはどのような議論をされたのかを、お尋ねしておきたいと思います。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、この総合計画の基本的な取り組みにつきましては、一番のこの特徴は、これからまちづくりは、やはり住民の皆さんとともにパートナーシップでやっていくというのがこのまちづくりの基本でありますし、この基本計画構想のものに、この基本計画も一緒に添付させていただいておりますが、自助・共助・公助、住民自らお願いすること、そして地域でお願いする公助、そして行政で担当する共助、ちょっと間違えました。公助は行政であります。共助は地域ということでございますけれども、これをそれぞれ分担して明確に書かせていただいたというのは、たぶんこの県下の基本計画の中でも初めてだろうと言われているのですけれども、これも大いに皆さんとともに議論して、こういったことは自分たちでやろう、これは地域でやろう、これは行政でやるべきというような議論を仕上げてきたところでございます。

それと、インターチェンジの話でございますが、今、県民1人当たり所得というのが時々公表されます。もう言うまでもなく、1位は東京都ですが、2位は愛知県であります。そして3位が神奈川県、次が滋賀県ということで、3位と4位、神奈川と滋賀の間はもうごくわずかでありますけれども、そういうことをよく言われますが、なんで滋賀が4位なんやと。大阪や京都、兵庫といった工業県もある。これはですね、港もない、空港もない。こんな内陸のところで、どうしてそれだけの県民所得があがっているのか。これは、いつかNHKでも見たのですけれども、それは、空港もない、港もない。ところがそこには高速道路があった。高速道路があって、そこにインターチェンジが10ほどあった。これを核にして、いろいろな産業・工業が集積してきた内陸工業地帯をつくり上げた。これこそが原動力であったということを言っていました。

実は、私も今年の秋ごろにスマートインターチェンジをめざす全国大会がございまして、各町の思いを言えというので、このことを言いましたら、拍手喝采で、国土交通省からもお褒めの言葉をいただいたというのは蛇足でございますが、あったのですけれども、まさしくやはり、これからの中陸のこういったところで工業を振興し、若い人たちが定着できる、そしてまた税収もいただけるというまちづくりをしていくためには、せっかくこの国土の真ん中で、国土地区の真ん中にあって、高速道路が通っている。そして大陸を見通した敦賀港があり、あるいは四日市、名古屋の港がある、阪神の港がある。空港もセントレア、そして関西空港のちょうど中間にある。こういう立地条件を活かして、インターがここにないのが本来おかしいというぐらいに思っていますが、そのとおりであって、これをぜひ実現して、これからのおいしいまちづくり、夢と希望の持てるまちづくりが絶対必要な社会資本だと思っています。

秦荘町時代からいきますと、もう30年前からこの話はあって、住民の悲願であったわけでございます。合併後も合併協議会の中でも、このまちづくり計画の中で、十画中十画も記載があって、これがやっぱり新しいまちの1つの柱という位置づけがなされてきた。これを今回も基本構想・基本計画の中で、まちづくりのハードな面での1つの柱に据え置いているところでございまして、ぜひとも住民の皆さんにもご理解を賜っていただきたいなと思っていますところでござります。

○議長(珠久清次君)1番辰己君。

（）甘利（木石）甘利（秋田）つゝ、イノベーションに付けておさんと志します。

農業については本当に、されどやはり愛荘町は農業の地域です。ですから、やはり構想の中で、愛荘町独自の中には先ほどの宇野議員の質疑の中の答弁で、大胆な発想と言いますか、私もそれなりにかなり近頃は大胆な提案をしていると言うのか、そういうことをしています。それほど今、愛荘町独自の農業施策というものを打ち出してもいいのではないかと。当然、政治の状況から見ても、私は許されるものだと思っています。

ですから、公助として、愛荘町としてどういうふうなものをしていけばいいのか。速やかにやっぱりその議論をして、方向性を見つけてほしいというのがまず強く思います。

本当に残念なのは、そこが公助のところにないというのだけが非常に気になったところです。そこだけを指摘しておかざるを得ないだろうと思っています。

インターチェンジについては、では内陸部で長野県は残念ながら、そういう状況を、ネットをつくったのだけれども、実際は若者たちが東京に行きやすくなっている、新幹線にしろ高速道路にしろ、そういうものができたのだけれども、もっと企業誘致ができるかと思えば、できなかった。なかなか進まない、という内陸部での事情、これはあくまで地域性です。

ですから、関西圏の大坂という通勤圏内にある愛荘町というものもあるでしょう。では、第二名神ができたことによってどういうふうに変化するのかと、そういうこともあるでしょう。私が言いたいのは、湖東三山インターチェンジというインターチェンジをつけることは是非について、今、構想の中では必要でしょう。是非についてはね。だから私はあえて、使えるハイウェイ推進会議の上申書と言いますか、そういうものを持ち出しているわけです。1人当たり7万円もかけてつくらなければならないインターチェンジなのかどうかは、非常に注意をしなければならないですよ。1つの手段としては、あるかもわかりません。しかし、その手段が町財政をどれだけ投資してもいいのだというものではないわけですから、当然限られてくるわけです。そのことが私は訴えたいわけです。

ですから、企業誘致についても優遇をするわけですから、ではその費用対効果を問うるのは、プログラムとして、計算上、机上では潤うように見えても、実際はどうであるのか、非常な検討が必要ですよということが、私は警鐘を鳴らしたいわけです。

ですから、インターチェンジをつけるのか、つけないのかという議論は、当然、構想上はつけた方が1つの手段としていいでしょう。でも、今現実に進んでいるプロセスは、議論は、そうではないところがありますよということが私は訴えたいわけです。

農業問題についてだけ、どういうふうな考え方であるのかだけ、再度答弁をいただいておきます。

○議長（珠久清次君）町長。

○町長（村西俊雄君）まず、インターチェンジに住民さんの負担が莫大なものがかかるよという印象でいつもお話をいただきのすけれども、現実は、これは県事業が主体になっておりまし、県と町が負担をし合いながら実現をしていくことになります。町の負担は、今、幼稚園をやろうとしておりますが、幼稚園一園分、あるいは、秦荘西小学校の大規模改修をしていますが、これの3分の2ぐらい、あれは5～6億円かかるのではないかなどと思いますから、そんなところです。東小学校の大規模改修もありますが、たぶん5億円を超えるでしょう。

そういうふうに考えていますと、決して小さいとは言いませんけれども、これから約100年の計を考える上においては、そんなに莫大な、町が傾くほどの投資ではないと考えているところでございます。

農業施策につきまして、これはもう本当に大事なところでございますが、これからどういうふうな生き方、生き残りがしでいるのか。今の基本構想の中では、この保全ということを中心に取り組んでいくところでございますけれども、これは若い人たち、農業を担っていただける人たちと今後十分な議論を詰める必要があるのではないかと思っているところでございます。

○議長（珠久清次君）農林商工課長。

○農林商工課長（西沢文博君）農業振興につきまして、総合計画で述べておりますポイント的なことを申し上げたいと思います。

まず、この計画におきましては、まちづくりというマクロの視点から見て記述しております。その点でご理解をお願いしたいと思います。それぞののミクロの視点から見ますと本来の目標を見失いますので、まちづくりという観点から記述しているものでございます。

それともう1点は、現在、農業に関しては、維持・継続が非常に難しいという大きな課題を抱えております。その大きな課題を持っておりました中で、では行政はどうするのだという、どういうスタンスかということで、その2つから論じておりまして、1つは、キーワードを「環境」と「健康」ということで、昔から中国の古い言葉にありますように、医食同源とか、身土不二とかいう古い明言があるわけでございますけれども、キーワードを「健康」「環境」ということに置いておりまして、その成立させる要件としまして2つございまして、品質重視、質を重視していくという1点と、それから次の育成を、次の世代を育てるという2つの視点を持っております。

まず、品質重視でございますけれども、それぞれのできること、生産者のできること、それから消費者できること、それから商業者ができること、それから地域資源を活かしていく、それぞれのできることをベースに品質を高めていきたいということで、中身は論じております。

そこで、つなぎとめるものは何かと言いますと、ベースはやはり交流だということで、合併してわづかの新町でございますので、ベースは交流のもので、それを組み立てていきたいと思っております。

農業施策に公助がないということでございましたけれども、現在の関係事業、フレキシブルに対応できるようにそれぞれ列記したものでございまして、今後、交流をベースにして農業施策を組み立てていきたいと思っておりますので、公助にはすべての関係事業をあげておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（珠久清次君）13番瀧君。

○13番（瀧み江君）13番瀧み江。先ほどの発言の中にございましたが、総合計画基本構想ということで、この書かれてあるまちづくりが進められていけば、本当に住みよいまちになるのではないかと感じるわけですけれども、合併されてから、やはりまちが大きくなつたということで、不便な部分もあるあるかと思いますけれども、それに対しても公共交通手段の確立なども本当に支持するところです。

しかし、中で、構想の28ページのところですけれども、人権の尊重という部分で「あらゆる差別をなくすために」の前に、「同和問題をはじめ」という文言があります。これについては、私も個人的に意見を提起させていただいたところですけれども、「同和問題をはじめ」というこの文言を先に置くということについては、今までの町の行政の姿勢、そし

て10年後にわたる基本構想ですから、これから行政の姿勢を表わしているのではないかと思われます。それで、私はその意見の中では、「同和問題をはじめ」という言葉は省いたらどうかと。ただ、「あらゆる差別をなくすために」ということに意見を述べさせていただいたところですけれども、それが取り入れていただけなかったということは大変残念に思うわけです。

やはり、これは必要ないのではないかと。この「同和問題をはじめ」と、「同和」を突出するようなこの文言は必要ない。今の現状にはふさわしくないと、総合基本構想の記述にはふさわしくないということで、再度提案を申し上げておきますので、見解をお答えいただきますようにお願ひいたします。

また、25ページですけれども、循環型社会の構築ということで、このようにごみの減量化、再利用、再資源化を進め、限りある資源を有効に利用する。このような資源循環型社会づくりに取り組みますということで書かれてあるわけですけれども、これは本当に私も支持するところで、ごみ問題は本当に世界的な大きな問題ですので、やはり住民、事業者、行政が一体となって、それに向かって、正しいモラルを持ってごみを分別し、再利用・再資源化をするということは、本当にやっていかなければならぬにとどかと思うわけですけれども、ここにこの記述があるにもかかわらず、今この議会の一般会計の補正予算にも、このあとに提案されますわけですけれども、湖東地域の広域ごみ処理場の建設設計画がありますが、その部分では、ガス化溶融炉というのに、今決まつていませんと先日の委員会協議会でも答えていただいているけれども、やはりこれが有力であるということも言われているわけで、ガス化溶融炉と言ふと、やはり分別、そういうものに遠のいていくというようなことを考えるわけです。この動きと逆行するのではないかということで訴えたいと思いますけれども、これについても行政の見解を求めたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

○議長(珠久清次君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)まず1点目の「同和問題をはじめ」という部分につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、先般の議会でも、人権尊重のまちづくり宣言ならびに人権尊重のまちづくり条例を制定させていただきました。そうしたものを基本としながら、今まで愛荘町以前の旧の秦荘町・愛知川町につきましても、同和問題をはじめあらゆる差別の解消に向けて、いろいろな形で条例等を制定して取り組みを進めてまいりました。

この今日までのいろいろな取り組みをやはり大切にしながら、今後のまちづくりの基本として同和問題の解決に向けて取り組みを進めていくことから、こういう形で表明させてもらっておりますし、なお、人権尊重のまちづくり条例の中でも、こういった表記させていただいてあるということをご了解をいただきたいと思います。以上です。

○議長(珠久清次君)環境対策室長。

○環境対策室長(藤野経五郎君)ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの循環型社会の構築という部分から、今の動きはかけ離れているのではないかというご質問でございますけれども、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会におきまして、十分な議論を踏まえながら、リサイクルできるものリサイクル形式をとり、その中で議論を踏まえながら焼却炉を設置していかたい。今後の構想等も今後協議されるということになっておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)ちょっと補足して、この資源循環型社会づくりについての補足をさせていただきます。

今、彦根市と合わせました1市4町でごみ処理の広域化協議会で今、候補地の選定がござなされてきたところでございますが、私は、あの計画も溶融ということが視野に入っておりますけれども、この資源循環型リサイクルの理念にも合致するものだと思います。

私も当初、熔融とは莫大なエネルギーを使って溶かすのかというふうに正直思つたこともあります。しかし、現実にやっているところを見ますと、自然エネルギーはごくわずかしか使わずに、自らのそのごみのエネルギーで燃えていく1,000°Cを超えるような高温にしていくというシステムのようございまして、ほとんど石油はごく補助的にしか使わないということでございまして、そういう意味では、エネルギーをどんどん使うものではありませんし、また、最後溶けたものは路盤に使う、ガラス状のものになってしまいますから路盤に使える、道路とかあるいはグランドの下とか、そういうところで全く捨てるものはなくなってしまう。そしてまた、熔融の際に出る莫大なエネルギーは、見に行ったところは発電に使っておりましたし、地域エネルギーにも使える。いろいろなエネルギーの使い方があって、決して、あの形式が無駄だというふうには考えておりません。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)これで質疑を終わります。討論ありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。議案第78号愛荘町総合計画基本構想につき議決を求めるについてに對し、反対を表明します。同議案には、賛成の部分が多くありますが、討論においては、反対部分を取り上げさせていただきます。

「第1部はじめに」の「時代の潮流」の中に、「公共投資についてはどのような費用対効果を想定したか」という事前評価や、どのように進捗しているかという現状評価、実際どのような効果があったかという事後評価を行い、思い切った改革を推進するとともに、住民に対する説明責任応えていく必要があります」と記載されていますが、湖東三山インターチェンジについては、工事費そのものも不明確であり、町民1人当たり7万5,000円以上の極大な投資にもかかわらず、いまだに費用対効果が示されず、優遇税制の企業誘致のみを強調する「設置先にありき」というまちづくりの構想が示されています。

まちづくりの基本方針、「6共に築く協働のまちづくり」の「人権の尊重」の部分に、「協働社会の基本として、互いの人権を認め合い、同和問題をはじめ、あらゆる差別をなくすために、人権意識の高揚と人権擁護に努め、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場で人権教育・啓発を推進します」と記載されています。名実ともに協働のまちづくりを進めるためには、人権尊重まちづくりを進めなければなりませんが、「すべての人権」と記述されているのに、「同和問題をはじめ」と特別に記述する必要はありません。「同和問題をはじめ」を記述することにより、町政では物言えない環境がつくられ、歪められてきました。

なお、まちづくりの基本方針の「循環型社会の構築」の部分では、住民・事業者・行政が一体となったごみの減量化・

再利用・再資源化を進め、限りある資源を有効に利用するための資源循環型社会づくりに取り組みます」との記載があります。その内容そのものには反対ではありませんが、湖東地域広域ごみ焼却場建設計画を進めていくことはこの内容に逆行する動きではないかということを訴えまして、反対討論をいたします。

○議長(珠久清次君)ほかに討論ありませんか。7番、小川勇君。

○7番(小川勇君)議案第78号、愛荘町総合計画基本構想について賛成討論を行います。

地方分権時代において、これまで以上に必要になってまいりますのが、住民と行政の協働によるまちづくりであると考えています。住民、自治会、NPOや企業などが町行政と協力し、共通の目的のために、それぞれの得意分野や活動を活かして、知恵や汗を出し合い、共にまちづくりに取り組む姿勢とその仕組みをつくることが強く求められています。

そこで、本町の総合計画におけるまちづくりに取り組む基本姿勢では、「自然と人が輝き、豊かさを協働で追求するまちづくり」と位置づけ、相互理解と信赖に基づいた住民と行政の協働によるまちづくりを掲げています。

また、まちの将来像では、子どもから高齢者まで元気で笑顔にあふれた暮らしができるまちをめざすとともに、合併し、新しく誕生した愛荘町の良さや特徴を発揮しながら、愛荘町の一体感の醸成をめざして、「心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまち」を、まちの将来像に掲げています。

私たちは、大きく変動する社会情勢のもとで、時代の流れに対応した基礎的自治体と行財政基盤の確立をめざし、住民合意のもと合併を成し遂げました。合併協議会による協議との合意のもとに策定された新町まちづくり計画の内容を十分尊重された計画になっており、住民相互の交流の活性化と、合併して良かったと思えるまちづくりに大いに期待するものであります。

また、協働のまちづくりの原点は、住民参画のまちづくりであると考えます。その中で、行政はあらゆる行政情報の公開を原則にし、住民がまちづくりの計画から実施、評価のそれまでの過程に自主的に取り組むことあります。

このことは、総合計画の策定において、8回における審議会での審議とまちづくりアンケートの調査、パブリックコメントやまちづくりフォーラムの開催、住民の自主的活動における100人委員会での意見など、多くの民意が反映した住民参画の計画であったことを認め、愛荘町総合計画基本構想の議案に賛成をいたします。以上です。

○議長(珠久清次君)ほかに討論ありませんか。5番、河村君。

○5番(河村善一君)議案第78号愛荘町総合計画基本構想について賛成の立場で討論を行います。

本総合計画は、平成18年2月13日、旧秦荘町と愛知川町が合併して誕生した愛荘町の将来を展望し、基本構想では20年度から10箇年間の計画、また、基本計画では5箇年計画とされています。

そして、一方、特徴点から見ますと、「自分たちでできることは自分たちでする自助」、「地域共同でできることは地域でする共助」、「行政は法律で定められた責を果たしながら自助・共助を応援する公助」の、自助・共助・公助のそれぞれの役割を標記した協働のまちづくりが明確化されています。

また、住民と行政が協働で取り組むまちづくりの想いをそれぞれが共有するため、まちづくりの目標を数値化し、総合計画の一貫した進行管理ができ、その結果についても公表することとされており、従来の総合計画とは異なり、みんなの計画とされている点が大きな特徴であります。

そして、まちづくりの基本方針としては、1つ目は「安心すこやか健康・福祉のまちづくり」として、互いに参加し、支え合う中から安心や生きがいが築かれる視点で、住民・事業者・行政の協働で、健康づくりの医療体制の充実、子育て支援、高齢者や障がい者の自立支援、地域福祉の推進に取り組むとされています。

2つ目は「安全・安心・やすらぎ生活環境のまちづくり」として、環境へのこだわりをもち、住みよいまちづくり、災害に強く、犯罪の少ない安全なまちづくり、資源循環型のまちづくりを推進するとされています。

3つ目は「明日を拓く都市基盤のまちづくり」として、(仮称)湖東三山・インターチェンジ開設を生かした広域交通網の充実や地域交通の充実を図り、調和のとれた計画的な土地利用を推進するとされています。

4つ目は「元気な産業活力のまちづくり」として、新たな産業立地を促進するとともに、農林業・商工業などを連携する産業振興を図り、これら各産業の連携を促進する切り口として観光を位置づけ、豊かに交流するまちづくりに取り組むとされています。

5つ目は「共に育つ学びと文化のまちづくり」として、家庭・地域・学校・職場などあらゆる場において生涯学習を推進し、文化の香り高いまちづくりを進め、豊かな地域・技能をもった人材が各分野で活躍し、情報発信できる受け皿づくりに取り組むとされています。

6つ目は「共に働く協働のまちづくり」として、人権尊重と男女共同参画を基本に、いばらき交流を推進し、分権型コミュニティづくりや新たなまちづくりの担い手育成、効率的な行財政運営を進めるとされています。

これら6つの分野に分け、その基本的なまちづくりの方針が明らかにされてあります。社会情勢が大きく変化する中で、住民の生活様式や価値観も多様化し、また生活の場である地域社会では、少子高齢化、情報化、防災・防犯など、さまざまな課題が増えています。また、地域コミュニティの低下も懸念されており、住民間の交流や日常の助け合いなど充実させ、みんなが役割分担を行いながら、住民もまちづくりの一員として、行政とのパートナーシップのもとまちづくりを進めることが重要であり、その基本原則が十分総合計画に反映されています。

そして、愛荘町の将来ビジョンとしての本総合計画の実施にあたり、みんながここで住んでいてよかったと実感できるまちづくりに期待し、賛成するものであります。以上です。

○議長(珠久清次君)ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)これで討論を終わります。

これより、議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(珠久清次君)お座りください。起立多数でございます。よって、議案第78号愛荘町総合計画基本構想につき議決を求めるについての原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩午前10時17分

再開午前10時37分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第2、議案第79号訴えの提起についてを議題とします。

傍聴席の方へお願いします。会議中は静粛にお願いします。静粛にできない方は退場していただきます。

暫時休憩します。

休憩午前10時38分

再開午前10時39分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)議案第79号訴えの提起につきまして説明をさせていただきます。

旧愛知川町下水道工事の入札執行にかかり、昨年の12月から5名が相次いで逮捕され、競争入札妨害罪および贈収賄罪で本年5月から6月にかけて刑の確定がなされました。

この競争入札妨害の3件の工事につきまして、町が被った損害を民法第709条に定める不法行為による損害賠償および同719条に定める共同不法行為による損害賠償請求として民事訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして議決をお願いするものでございます。

賠償請求額は、契約金額の10%に遅延損害金および弁護士費用を加算し、先に3者から損害賠償の内金として弁済されました800万円を差し引いた額、現時点で総額2,100万円余りを請求しようとするものであります。

議案17ページを朗読させていただきます。

次のとおり訴えを提起する必要があるため、地方自治法の規定により議決を求める。

記

1.件名損害賠償請求に関する民事訴訟

2.訴訟当事者

原告滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地愛荘町

被告滋賀県愛知郡愛荘町石橋266番地1石部稔英

被告滋賀県愛知郡愛荘町市709番地1竹山順三こと安順萬

被告滋賀県愛知郡愛荘町東円堂仲切1117番地の5竹山建設株式会社

被告滋賀県愛知郡愛荘町愛知川6番地7井口一男

被告滋賀県愛知郡愛荘町愛知川640番地の2滋賀技研株式会社

被告滋賀県愛知郡愛荘町長野70番地5北川庄司

被告滋賀県愛知郡愛荘町長野70番地の5株式会社アスカ

3.訴えの要旨

(1)被告石部稔英、被告竹山順三こと安順萬および被告竹山建設株式会社は、原告に対し、競争入札妨害および共同不法行為に基づき損害賠償金として、各自金792万6,832円およびこれに対する平成19年5月12日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

(2)被告石部稔英、被告井口一男および被告滋賀技研株式会社は、原告に対し、競争入札妨害および共同不法行為に基づき損害賠償金として、各自金422万9,578円およびこれに対する平成19年5月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

(3)被告石部稔英、被告北川庄司および被告株式会社アスカは、原告に対し、競争入札妨害および共同不法行為に基づき損害賠償金として、各自金897万749円およびこれに対する平成19年5月12日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

(4)訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決ならびに仮執行宣言を求める。

4.訴訟遂行の方針

(1)弁護士吉田和宏を訴訟代理人と定める。

(2)本件訴訟において、必要がある場合は、和解および上訴をすることができるものとする。

以上でございます。何とぞご理解を賜りまして、議決いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹。議案第79号訴えの提起について質疑を行います。

平成17年6月24日の下水道工事入札で競争入札妨害で逮捕され、町が損害を受けたとして、愛荘町建設工事請負契約約款に基づき請求をされると聞いておりますが、全員協議会の中で、報告の中では、当時の愛知川町建設工事請負契約約款には、請求をするにあたり基準がないために、現在の愛荘町建設工事請負契約約款に準じて請求をすると聞いております。

そこで、お聞きしますが、当時の愛知川町建設工事請負契約約款に甲の解除権、第44条を見ても愛荘町建設工事請負契約約款第44条の2・第46条の2についての記載がありません。建設工事請負約款は、契約書と添付され、また收入印紙を貼り、双方が捺印をしてこそ建設工事請負約款が成立立つものであります。

そこで、平成17年に契約をされているならば、当時の愛知川町建設工事請負契約約款に則って行われるのが本来の手続きだと思いますが、答弁を求めます。

○議長(珠久清次君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今はほどご質問いただきました工事の契約約款の関係でございますけれども、今、質問の中にもございましたように、当時につまましては、今質問をされましたように、その関係する条文の方につきましてはうたわれてございませんでした。

平成15年3月に、県の方の工事請負契約約款につきましては、今お話をございました約款の条文を県の方も追加

をしたというようなことで、各市町村においてもそういうことで通知をいただいております。その時点におきましては、本町も合併を控えておりましたので、合併後に新しい例規集をつくるなければならないというようなことから、合併において、新しくその条文を入れさせていただくということで事務を進めてまいりました。

現時点におきましては、愛荘町の工事請負契約約款には、甲の解除権、また賠償の予約等については条文をうたっているというようなことでございます。

今回のこの訴えの提起につきましては、工事請負契約約款にうたわれておりますのは、賠償金10分の1というようなことでございます。そういうことで、この工事請負契約約款に基づいて賠償請求をするのではなく、この約款の10分の1のところを適用させていただいて、最終的には裁判の判断に委ねさせていただくというようなことで考え方させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹。再質問をさせていただきます。

今ほど総務主監から、平成15年度県の諸負契約に基づいて云々とありましたけれども、そこで先ほどもお聞きしていますが、これは日の愛知川町時代のことです。ならば、先ほどお話ししましたけれども、愛知川町の約款に基づいてやってもらわなければいけないというのが私の思いです。ただ、今の話では10分の1という言葉が出来ましたけれども、その10分の1というのは、当時の愛知川町工事約款にもなかったと思います。

そこで、全国的に行政が損害賠償を求める民事訴訟については極めて異例なことだと思います。ほかの問題等で賠償等の民事訴訟がありますが、いきなりの民事訴訟に対してはいかがなものかと考えます。

まず、町が民法第709条および同法719条の規定に基づいて損害賠償を請求されたならば理解はできます。また、それに訴えをされている方が期日までに金額の支払いに応じなければ、私は議会の議決を得て控訴を提起する方法があったと思いますが、なぜいきなりにそのような民事訴訟をするようになったのか、お伺いいたします。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)民事訴訟で損害賠償請求をさせてもらうということになりましたのはですね、あの、町が独自で請求する方法も確かにあります。しかし、それはその請求額の判定において非常に難しいものがありますし、ましてや双方の話し合い、民事による損害賠償請求になりますから、相手にも言い分がありますから、それは当然聞いていかんならん。

そしてそこでですね、額が決まったとしても、密室での取引ということになってしまいます。そうなってくると、住民や議会の皆さんに見えるところで額が決まらない。決めたとしてもですね、これは双方にとって当然ものが言いたくなる。要するに、それぞれの主張が当然起こってきます。

そういうことから、やはり誰しもが公平な立場で額を決めてもらえる第三者の機関、そして住民の見えるところでその額が決まってくる、それこそが公平ですね、一番請求される方もする方も、また住民にとっても、納得のいく金額がそこ出てくるということで、あえて訴訟ということに踏み切らせていただいたところでございます。

○議長(珠久清次君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)今ほどの町長の答弁なんですけれども、密室でのという話がございましたけれども、請求をすれば、結果的に議会の方に報告があると思います。だから密室ではないと思うのですよ。

だから、行政の方にも顧問弁護士がおられると思います。顧問弁護士が今回の被告ですか、その方に話を持っていますね、そこで話し合いがだめだというならば、このように議会の方にあげてもらえれば私は納得できます。そのような手順をなぜ踏まなかったのかということをお聞きしているわけです。

いきなりというのではなくなるものかということで、ただ、業者の方もいろいろな言い分があると思いますが、そのようなことも議会の方には「こういう話があった」ということはたぶん出てくると思います。それについて、再度答弁を求めます。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)この損害賠償請求につきましては、判決があったのが5月頃だったと思いますけれども、6月議会でもいろいろなご質問をいただいて、請求していくことについては明確に議会でも答弁をさせていただいておりますし、まず、自治体で請求するということとももちろん方法があります。

いろいろな資料を見ておりますと、全国でももう何件も、自治体自らが裁判で請求訴訟事件を提起しているというのもあるようでございますし、やはり明確にですね、皆さんが公平に見てもらえる、また、この裁判で調停になるか和解になるかわかりませんが、また判決になるかわかりませんけれども、その場合もこの議会でちゃんと報告ももちろんさせていただきますし、過程も明確になってくるということです、その辺はご理解をいただきたいというふうに思いました。

○議長(珠久清次君)3番森隆一君。

○3番(森隆一君)3番森でございます。今の件について質問したいと思いますが、その前に、今日のミニコミ紙に反論するわけではありませんけれども、私は十数年間議員をやっている中で、常に正論は何か、そして、それにおいて賛成し、反対してきた人間の1人でありまして、少々不満の残るところですが、議会制民主主義というものにはやはり採決によって決まるものだと思っております。そういう中で、反対があり、賛成があって、そして最終は議決にもつていいのが議会であるとこう思っております。

そういう中で、今後もそのような精進をしていかなければならないと思いますが、これから言う今日のこの問題については、裁判の中では、刑事裁判と民事裁判、大まかに分けてですが、ほかにもあるようですけれども、2つあります。

その中で、当時の被告の石部前助役、あるいは井口ほか2者等においては、刑事裁判で入札妨害等においては十分なる判決を受けて、ペナルティを科せられております。それなのに、今、民事訴訟の手続き等を考えますと、いろいろな手続きの方法はあるにしても、今回の場合は、刑事责任でかなりのペナルティを科せられているにもかかわらず、民事訴訟を起こしていかれるということに対し、なぜかということを聞いておきたいのですが、この手続きの方法としましても、私の資料によると、事由は省かせていただきますけれども、判決手続きには強制執行手続き、あるいは特別手続きがある中で、訴えに対し、裁判所は訴えのあった事項だけについて判決し、積極的に訴えのない事件、また、訴えの範囲を超えた事項については、判決をしないことになっていると書いてあります。

判決は、この事件に対し、国家いわゆる裁判所が法的判断である判決をなすには、まず何が必要かということになり

ますと、法律を適用すべき事実関係を明確にしなければならない。そのために、当事者が必要なことは、その事実証明すべき証拠、いわゆる当事者が中心となって判決に必要な事実と証拠を出していかなければならないと思います。

この事実と証拠が、じゃあ、あるかないかということになりますと、民事裁判の場合、なかなか難しいところではあります、私は、例えての話、町税をAという人に課したと。これは課していることが事実だと思っております。そして、それを何月何日に払いなさい。ではそれを払いきれない、それが証拠。だから、その時には、今の督促状を出したり催告状を出したりした中で、それでも払ってこないということになると相談という手もあります。それを経て、それでもとうことになれば裁判に持ち込むことは何も逆らったりすることではありませんが、そういう手続きをまず無視されたことは否めないと思います。

我々議会が知らないところで記者会見等もされていることをテレビで見て、私もびっくりしたところはあるのですが、そういうことを議会に相談もなくやられた。確かに提案はしてこられたでしょうけれども、その時に今一度「こうやって記者会見をするから」という手続きはなされてなかった。

それと、当時の愛知川町の議員として、賛成した議員の立場を考えて言いますと、やはり町の執行部から、例えば、1億円なら1億円をお願いしますということに対して、設計価格があって、当時私もあまり知りませんが、予定価格と。その予定価格の中で99%なり99%なりと決まっているということになりますと、入札の権利は、1%から少なくとも100%まであると思います。それが75%以上でないとダメだということは、それ以下でも入札が決まった場合、手抜きがあり、その工事が十分なものでないということで、最低制限価格みたいなものがあると、私は素人ながら思っております。

そういう中で、99%で決まることの、例えば、損害を与えたということになりますと、これは議会として、その時可決したことにおいて、かなり愚弄されたことになりますし、どう言うか、そのことが、100%以下で決まったことが、何ら悪ではないと私は思います。

では75%が正しくて、99%がダメだという根拠を示していただきたい。75%であっても、本来、耐用年数が20年のところを10年で終わった時、あるいは99%で落札されて、それが20年以上もった時は、本当に損をさせられたのかということは疑問です。そこらはどういうように解釈されているか、ちょっと教えていただきたいと思います。以上。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、1点目ですね、刑事责任を負わされたのに、まだまだそれに輪をかけて損害賠償請求をなぜするのかという主旨だと思いますけれども、これは全く別のものでありますですね、まず前提として、これはこういう刑事责任まで負わされるようなことをした人たちに裏切られたのは、議会もそうなんです。議会も安全・安心などと言いますが、契約の中身を信用されて、執行してもらえるものとして議決をされてきた。しかし、裏切られたのは議会も執行部も、そして一番損害を被ったのは町民であって、納税者であります。それをなぜそこまでかばわれるのか、私自身も理解に苦しむところでありますけれども、刑事责任と民事責任とは全く別も問題であります、例えば、交通事故を起こしても、交通事故で道路交通法違反に問われる。そして、場合によっては刑事责任も負わされる。しかし、その被害者に対する損害賠償請求というのではなく別であります。これと同じことだというふうに申し上げたいと思います。

また、その損害の事実はどうなのかということをございますけれども、これは明確に訴状の中で明確にしていただきたいと思いますけれども、結局、その設計額を逸漏したことによって、その正当なその入札が行われずにですね、非常に高いところで落札がなされたと、そういう、簡単に言えばそういうことになると思いますけれども、その事実関係は明確に訴状の中に訴えていきたいなと思っています。それを認めるか、認めないかは、裁判所で裁判官であると思います。

記者会見の件は、これはもう執行部の責任でやっていることですから、議会は議会で発表されてもいいことでありますし、執行部の私の責任としてやっているところであります。

だいたい以上のようなことであったと思いますが、もし抜けていたら。

○議長(珠久清次君)3番森君。

○3番(森隆一君)今、町長が、当時の石部助役や業者をかばい立てするようなという言葉がありましたけれども、私はもって言いますと、石部助役も、当時の助役も行政の執行部の一員であるという事実には否めないと私は思います。

そういう中で、本来は石部個人がこういうことを提起してきたことではなく、上程してきたことではなく、執行部全体がこういう工事をお願いしますと言って提案してきたことを議会が審議して決めたことであると思いますので、本来は、今もそうですが、やはり続けてやっていらっしゃる愛荘町長も、「今は私は愛荘町長だから関係ない」ということはなく、やはり執行部の責任というものを聞いていかなければならぬと思いますが、そこらはどう考えていらっしゃるのか、お答えください。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)まあ執行部責任を申し上げるならば、まずはですね、その当時の町長であった人が最も大きな責任を負っていると思います。

しかし、裁判の結果、元町長には刑事责任は及ばなかったということから、あえてそこまでの追及を今の町政がするということは考えていらないところであります。

○議長(珠久清次君)3番森君。

○3番(森隆一君)どうしても理解に苦しむのですが、当時の執行部である執行部が裁判にかけるということはどういうことか、いまいち私もわかりませんが、そこらをやはり、共同正犯ではないけれども、町全体、提案者全体がやはり責任を十分感じ取ってもらわなければ、この件に関しては、特にやはり石部個人でしたことならば、そういうことが生じても当然ですが、町全体で提案してきたことを当時の愛知川町議会が全員賛成という中で議決した件であります。それは少なくとも100%以上で落札していれば、その分に対しての裁判は民事裁判ですので当然だと思います。しかし、100%以内で収まっているものが、何が不正であり、何が損をさせたかということはいまいちわかりませんが、そこらは起点がどこあるのか。あるいは、どこからどこまでが損をさせられたのかということは、一般ミニコミ紙の記事の中での判断だと思いますので、そこらはどういう判断がされたか、言ってください。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)これ3回目違うのかいな。そんなん答える必要がない。

○議長(珠久清次君)おはい石ノ貝川より出まじじ。テの貝川より出まじよりタリビ谷井してください。町長。

○町長(村西俊雄君)当時の契約案件を議会で慎重審議されて議決された、これは確かにそうだったと思います。しかし、その裏に何があったのか。それは住民を裏切らない公正・透明な入札がなされておったということが大前提であったと思うのです。

それがあとからこういう自体がわかつてきて、その落札のことについても非常に灰色になってしまったということで、こういうことで裏切られたのは議会も裏切られた、もちろん執行部も、そして住民の皆さんが一番裏切られたというふうに思います。

執行部が執行部がと言いますけれども、これは個人、当時の助役個人がなされたことで、その当時の執行部も、そんなことがなされていたとは行政職員もあわせて知らなかつたと思いますし、その裏切り行為に対しては、やはりきちんと償っていただく必要があるのではないかと思っているところであります。

○議長(珠久清次君)ほかにございませんか。4番、西澤久仁雄君。

○4番(西澤久仁雄君)4番西澤久仁雄でございます。この入札問題について、町長が提案されましたことについて、2、3ちょっとお聞きいたします。

この前、全協でお配りいただきました最初の文書について、発注者は甲、請負人は乙というふうに明記されておられます。それでお尋ねいたします。入札談合等闇与行為の排除および防止に関する法律、これに関してお尋ねいたします。

この中に、「職員に対する損害賠償の請求等に関する調査結果の公表義務づけ」という文言もあります。これはほんで解釈しますと、これは甲の立場だと思います。それはそれとして、これ裏に甲も乙と一緒に損害賠償を請求されておられるということに関して、これは分けるのではないかと、分けて請求されるのではないかと私は思いますが、それをお答えいただきたいのが1点です。

それから、入札談合等闇与排除条例の中の提議の4の中に、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第3条または第8条第1項第1号規定とこう書いておられますが、この条文をどういうふうに理解されておられるか、お聞きいたします。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)この約款のことがよくお話に出るんですけれどもね、あくまでもこの請求は、請求の権限は民法なのですよ。民法による損害賠償と共同不法行為であって、約款というのはね、当時の契約者同士の話であってですね、いわば内規みたいなものですから、これは、それに書いてある10%を請求の率に使わせていただいたということであってですね、あの甲とか乙とかそういうことで今回の請求をしたんじゃないんです。

この率を10%。いろんな判例の中から請求をしている行為も10%というのは非常にたくさんありますが、社会通念上と言いますか、そういうのが比較的できておりますし、べらボウに高くも低くもないと言いますか、そういうところでこの率を使わせていただいたということでございます。

ちょっと、甲とか乙とか、などのもうちょっとわかりやすく質問していただけませんか、とのやつです。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午前11時10分

再開午前11時11分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、お答えを申し上げます。

今回、訴訟提起をいたしておりますのは、町長が再三お答えいたしておりますとおり、民法上の民事訴訟なんですが、入札談合防止法等々は熟知しておりますけれども、今回、いわゆる刑法でもって競争入札妨害事件ということで判決が下されたわけなのですが、その中で甲乙、いわゆる甲の立場である石部前助役、請負人である乙の立場での業者さん、それらが共同正犯という形で刑法上罰則が与えられております。共同正犯の中で、いわゆる競争入札妨害事件との2つの罪名が掛けられておりますので、直接、今回言われています入札談合防止法の条文に該当しないと我々は認識をいたしております。

そういう中で、民法上709条・719条を適用し、民法上の提起をさせていただくということでございますので、やはり公判経過というのは尊重すべきものというように思っております。それと、判決内容をよく吟味したうちでの民法上の手続きをとらせていただこうとするものでございますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)それでは、第3条を読み上げます。この私的独占禁止および公正取引の確保に関する法律は、六法全書に載っております。その第2章、私的独占および不当取引制限という、第2章にあります。その第3条、「事業者は、私的独占または不当な取引制限をしてはならない」。ということは、事業者は、そういう談合等をしてはならないということ。もう一つ、先ほども言いました8条第1項、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することをしてはならない」というようにうたっております。と言いますのは、民法、民法とおっしゃいましても、こうして立派な法律があるのです。

そこで、私がここで言いたいのは、平成16年12月27日、朝日新聞の上と下に分けて載っておりました。いろいろな情報がある中で、最後に、「調べに対し、逮捕容疑となつた入内で、建設、もう言ってもよろしいけれども竹山建設を含む参加5社すべてが談合があったことを認め」ということを書いてあります。そしてまた、共産党さんがチラシを出されました、それにもそういうふうに一応書いておられます。そういう観点から、この民事としてであるならば、それに携わった6月24日に5社、これを対象にすべきではないかとこういうふうに思います。

そしてまた、ある市民さんは、一応ご存じだと思います。平成17年6月24日に行われた5,000万円以上の5件の工事の工事予定価格云々と書いています。恐らくもうご存じだと思いますので、最後まで読みませんけれども、4名さんの連記として、結局損害賠償を求めなさい、落札価格のこの方は80%と、この方はおっしゃっておられる。そして、私は80%か何%かは言いませんけれども、市民さんもこうして関心を持っておられる方があるということを、ここではお伝えしたいと。

そして、先ほど言いましたように、私は民事でいくならば5社を対象にすべき、刑事の場合は刑事でよかったと思います。こういう立派な法律があるから、そういうことを申し、上げたいとおもいます。

○議長(珠久清次君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)お答えを申し上げます。

ただいまの西澤議員が申されました私の独占および不当な取引制限、いわゆる独占禁止法なのですが、独占禁止法につきましては、ご案内のとおり、公正取引委員会が所管をいたしておりますので、この公正取引委員会の所管部分につきましては、前回の一般質問でも答弁申し上げておりますとおり、町としても公正取引委員会に情報の提供をいたしておりますが、いまだ公正取引委員会のですね動きは承知いたしておりませんので、今回の刑法での司法の動きと、独占禁止法に基づく公正取引委員会の動きとはまた別ということを法律上、制度上、ご理解をいただきたい。そのあと、公正取引委員会が何らかの形で動いてくれば、またこの独禁法は適用されると思うのですが、現在は関係ないということ。

それと、先ほど来、5社というような話があるのですが、刑法上、刑法第96条の3第1項の適用でもって公判確定をいたしています。公判確定というのは、あくまでも競争入札妨害罪という罪が課せられております。ですから、そこで第2項になれば談合罪というのが出るわけなんですが、あくまでも判決調書を見る限りでは、競争入札妨害罪しか適用されておりません。だから、行政として競争入札妨害罪、いわゆる罪が確定しております他の方に、うちが民事上の訴訟を起こすということは全く筋違いであるというように理解をいたしております。そういう主旨から、今回1人と3人3社という形での提訴になったということは十分ご理解をいただきたいというように存じます。

○議長(珠久清次君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)今おっしゃった意味も十分わかっています。わかってますけれど、町民さんの意向というものは、そういうものではないですよと、これ付け加えておきます。

これは要望として、こういうことも愛荘町の町民さんも思っておられる方もたくさんおられますよということだけ伝えておきます。

○議長(珠久清次君)ほかにございませんか。2番、上林君。

○2番(上林直君)2番上林です。まず、本日の訴えの要旨につきましてご説明がありました。けれど先ほども森議員からも質疑ありましたように、入札の予定期限内に入札がされたということで、損害賠償を求めるというこの意義がどこにあるのかということを、もう一度お聞きしたいと思います。

そして、町長がなぜこの事件につき、全協のあと議会開催7日までに、新聞を中心とするマスコミに記事として取り上げなければならなかったのかということを、町長の思いをひとつお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(珠久清次君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)前段の部分について、私からお答え申し上げます。

平成17年6月に執行されました入札につきましては、当時の建設工事執行規則や財務規則に基づきまして事務は肅々と進められておりまして、落札金額につきましても地方自治法で規定されております予定価格と最低制限価格の範囲内で落札されておりまして、工事の起工から入札執行に至る一連の事務手続きにつきまして、問題はなかったものと思慮をいたしております。

しかしながら、先ほど申し上げてあります公判過程におきまして、その当時の被疑者なのですが、その方たち全員ではないのですが、一部、いわゆる前助役、あるいは業者2社からですね、私たちは町に対して多大なる損害をかけたと、その損害をかけた一部として一定の金額を受け取ってほしいという申し出がございました。

その申し出があったということは、先ほども申しましたように、正当な価格で落札されているというような認識は行政としては持っておりましたけれども、その申し出によって、そこら辺が損害を与えたという本人の意思表示が、一定損害賠償を請求するに値する行為になったというのがベースでございます。ですから、そういった行為がなかったら、今これががあったかどうかという方は疑問符でございます。以上でございます。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)先ほども記者説明に対するご質問を、これは森議員にもお答えしたとおりでございますけれども、行政の動きというのは、住民の皆さんに知らせていくと。重要な案件については、これは当然メディアにも知らせていく、住民の皆さんにも知らせていくのは当たり前のことでありますね、今後もどんどんいろんなことを皆さんに知らせていきたいなと思っています。

○議長(珠久清次君)2番上林君。

○2番(上林直君)2番上林です。再質問です。

先の損害を与えたことになるという質問に答えていただきましたけれども、その一部につき損害を与えたと、被告にあたります皆さんから申し出があったから、損害賠償金として町が考えていくという姿勢をとられたということを今お聞きしたのですけれども、その件と、先ほどから出ています新町になってからの第46条の2というのと、これはまた別格ではないのというふうにも考えます。

やはり、愛知川町時代の入札問題ですから、愛知川町時代の第44条の2でしょうか、こうしたことには当てはならないのではないかというふうに思うわけです。

また、町長が今おっしゃいましたマスコミに重要な案件はどんどん取り上げていくとおっしゃいますけれども、なんかちょっと意味が違うような気がします。

この事件につきましては、合併当時から大きな問題となっております。また、一部ミニコミ紙におきましても、本日も入っておりましたとおり、大変な行政の混乱を招くに値する記事ではないかというふうに私は持ります。

先ほども森議員があっしゃいましたように、公平に考えていく私たち議員でございます。また、公平・公正に考えていかなければならない愛荘町の議員として、大変な侮辱をいただいたかなと思うわけです。

この事件で、色々種類いろいろな垣間見る事件の深さを考えるわけですから、この町長が先ほどおっしゃった「何でも重要なことは前々からマスコミにあげていく」というこの姿勢、もう少し冷静に考えていただければよかったですではないかなど先ほどからの質疑の中からも思いますし、この辺のお答えをいたしましたらあります、同じ答えかだと思いますので、もう結構かと思いますが、これからのことにつきまして、どうかひとつ、今一度足を踏まえて考えていただければというふうに思うわけです。

もし、この事件で本日の入札妨害の事件につきまして、これは助役さんが予定価格を漏えいされたということが発端の事件ではないかと思うわけです。けれども、それは先ほど副町長が答弁されましたミニマスコミ紙とか、また界わりで大きく取りざたされている談合事件との差を、違いを、先ほど説明していただきましたので、私はこれにはもうこれ

でいいかなと思うわけすけれども、この事件につきまして、どうしてもこの議会の中で、今関連する竹中秀夫議員がおられますので、もし許されるならば、ひとつ竹中秀夫議員さんから、この事件に対する真意をお聞かせ願えればというふうに思うわけです。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)これから、いろんな町が持っている情報を住民の皆さんに知らせていくということについては、これは法務大臣と積極的に今後もやらせていただきたいなと思っています。

それからですね、先ほども副町長が申しましたように、800万円も既に一部返済されているんですね。この時を見ますと、この時の入札情報の漏えいにより落札価格は予定価格に比べて相当高率に及んでいますと。これは自ら言っているんですよ、自ら。そして、愛知川町には公正な入札が行われた場合と比較して、一定程度の損害が発生しているものと認めると、これは関係者が言っておられる。そしてですね、入札の結果、旧愛知川町が被られた損害の一部の賠償金として金何百万円をお支払いさせていただきました本書をお送りするということで来ているわけですよ。

そして、さらにですね、正式に賠償金の請求および受領の手続きに至らない場合には、せめて将来請求される予定の損害賠償の内金として、金何百万円をお預かりくださるようお願いしますと。これに基づいて、お預かりしているわけなんです。これはもう、みなそういう主旨で一部この弁済をされている。これはあくまでも一部として皆言っているんですよ。それに対して上林さんは、何も町民は損害を受けないと言おうとするのですか。こちらからもいっしんお聞きしたいんですけどね。

○議長(珠久清次君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)上林議員の約款との46条の2との整合性なのですが、今ほども町長が申し上げましたように、将来請求する予定の額それが、我々いたしましても積算上はなかなか出てまいりません。

したがいまして、その当時の工事約款にはなかったのですが、先ほど本田議員の質問にありましたけれども、その当時はなかったのです。しかしながら、今こういった中で、1つの基準として、メモリーとしてですね利用をさせてもらつたというだけあって、これには強制力も何もございませんので、提訴した後の裁判所の判断でもって、これは10%になるのか、7%になるのかはわかりませんけれども、そういうもののでの1つのメモリーという判断材料にさせていただきましたので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長(珠久清次君)ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)ないようでございますので、これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。7番小川君。

○7番(小川勇君)議案第79号訴えの提起について、私は反対の立場から討論を行います。

旧愛知川町の下水道工事にかかる入札妨害および共同不法行為によって、本町は多大な損害を被ったため、損害賠償金を求めるについては何ら異論はございません。

しかし、この賠償金を求める方法を裁判によってするということについて、私は異議を申し上げたいのでございます。もちろん、町行政というものは、できるだけ争いを避けて平和的に話し合って進めていく、これが解決方法の第一であり、損害賠償の交渉も話し合いもせずに一気に裁判によって訴える方法はいかがなものかと私は思います。

したがって、まず損害賠償を求める相手の4名3社に対して話し合いの場の交渉を行い、どうしても交渉が不成立になつた場合には、私は民事の裁判を起こすべきであると思っております。したがって、今回この訴えをするについては、今の現時点では適当な時期・タイミングではないと感じておりますので、本議案に対して、やむ得ず反対をせざるを得ないと感じ取っております。以上です。

○議長(珠久清次君)ほかにありませんか。2番上林君。

○2番(上林直君)2番上林です。反対討論を行います。

この議案第79号の訴えの提起について、反対討論でございますが、まず第1点は、契約約款についてであります。が、該当契約時点での約款には、今回の46条の2、「賠償の予約等」はうたわれていないので、賠償請求する根拠がありません。

2つ目には、当該工事契約は予定価格以下で落札されており、その予定価格自体が設計価格から何パーセントかの分切りがされ、町長が入札直前に決定されているものでありますので、その工事を規格どおりに施工するために、最も適切な価格として設定しているはずであります。町当局が損害を受けたというのなら、町の設計価格や予定価格が適正でなかったと言っているのと同じであります。

3点目は、被告は既にマスコミ報道や有罪判決の決定などで社会的制裁を受けておられ、また、弁済金を自ら支払っているなどを鑑み、今回の議案は問題があるという判断から反対を表明します。

○議長(珠久清次君)ほかにありませんか。1番辰巳君。

○1番(辰巳保君)反対ばかりやって何をしてるんかわかりませんが、議案第79号訴えの提起について、賛成討論を行います。

質疑等の中でも明らかのように、約款に基づくそれは1つの基準とかいうことやらもしっかりと答弁がなされ、その根拠においても刑事確定における民事訴訟を行うと。だから、刑事確定が起こって、そのことによって損害を被って民事訴訟を行うということも明らかになっています。

要するに、手続き上何ら問題なく、また訴えの提起そのものが、96条第1項第12号の規定によって、その押さえも、4訴訟遂行の方針として押さえもされています。何ら訴えの提起に問題があるとは考えず、賛成討論とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)3番森君。

○3番(森隆一君)間に賛成討論が入りましたが、ただいまの議題になっております議案第79号の訴えの提起について、反対の立場から討論します。

平成17年6月24日、旧愛知川町で入札執行された下水道工事3件について、入札執行に対し不正があったとして、競売入札妨害と、すべてではありませんが、收賄容疑で刑事事件となり、公判の結果、競売入札妨害罪および收賄罪が確定し、入札執行に際し不正があったことが明らかになり、入札の公正を害する行為の結果、旧の愛知川町に損害を与えたということから、関与した当時の助役と請負業者に対し、民法第709条「不正行為による損害賠

償」に基づき、旧の愛知川町および愛荘町が被った損害を賠償すべきとの訴えを提起しようとするものであります。旧愛知川町の入札執行の問題で、刑事事件にまで発展したことは遺憾に思っているところであります。しかし、この事件を振り返った時、大きくかかわったのは、報道からして当時の助役であったことは否めない事実であります。助役は、旧愛知川町のナンバー2の立場にあり、当時の管理体制を考えた時、行政の責任はどうであったかということが気になります。

旧の愛知川町は、既に愛荘町に合併しておりますが、旧町を継承した愛荘町が訴えを提起しようとしているものであることから、新町になったから当時のことは関与していないと言いたいところはあると思います。新町になって、確かに入札制度の改革がなされ、透明性の確保はされておりますが、同時に遅れ、新町として今一度、入札執行と手続きの上からも、行政として道義上の責任も含め負うべき責任がなかったのか、見つめ直すことも重要と思いま

す。

刑事事件の公判確定により不正があったことは明らかであり、損害賠償請求することは否定するものではなく、何らかの形で損傷賠償請求のアクションを起こすことは理解できますが、拙速に民事訴訟ありきで突っ走るのではなく、他に損害賠償請求をする手法がなかったのか。行政上の責任も少なからずあるのではないかと考えた時、この行為は疑問に思うところであります。したがいまして、私は、議案第79号に反対するものであります。以上。

○議長(珠久清次君)ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)これで討論を終わります。これより、議案第79号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(珠久清次君)着席してください。起立少数です。よって、議案第79号、訴えの提起については否決されました。

#### ◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第3、議案第80号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

(総務主監細江新市君登壇)

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第80号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)につきまして説明をさせていただきます。

議案書の19ページをご覧いただきたいと思います。この補正につきましては、先の全員協議会におきまして詳しく説明をさせていただきましたので、その概要のみ説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,141万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,631万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。詳細につきましては、事項別明細によりまして25ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。歳入につきましては、負担金では、小規模土地改良事業地元負担金318万円の追加、統一して、使用料については、ハーティーセンター秦荘自主事業入場料7万2,000円の減。

次に、国庫負担金、保険基盤安定負担金33万9,000円の追加、国庫補助金では、地域生活支援事業補助金51万2,000円の追加。

次に、県負担金につきましては、保険基盤安定負担金660万7,000円の追加、県補助金では、福祉医療費補助金384万7,000円の追加、障害福祉費補助金216万6,000円の追加、農業振興費補助金100万7,000円の追加、農地費補助金130万5,000円の追加、林業費補助金85万5,000円の追加。

次に、委託金の関係につきましては、参議院議員通常選挙市町村交付金88万3,000円の追加、それから住宅・土地統計調査交付金3万6,000円の追加でございます。

次に、基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金3,050万2,000円の減、減債基金繰入金5,113万3,000円の追加でございます。

雑入につきましては、姉妹都市交流事業参加者負担金として40万円の減、財団法人地方自治情報センター助成金として4,032万2,000円の追加、歴史文化博物館物品売買代金として20万円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳出の部でございます。まず、総務費の総務管理費の関係でございます。この関係につきましては、上段の方から公有財産有効活用検討委員会を発足する委員に謝礼といたしまして、3万5,000円の追加でございます。

次に、消耗品費では200万円の減でございます。

それから、次に、役務費・委託料につきましては、合わせまして62万円の補正を計上させていただいております。しかしながら、2件の62万円につきましては、ただいま議案として提出させていただきました79号の訴訟の提起にかかる費用でございます。そういうことで、今ほど採決によりまして否決というようなことの判断をいたしましたところでございます。この役務費10万5,000円、委託料51万5,000円、合わせました62万円につきましては、不執行ということできさせていただきたいと考えております。なお、次期議会におきまして、62万円につきましての減額補正を上程させていただきたいと考えさせていただいているので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、愛知川庁舎設備修繕管理業務委託料170万円の減、それから中学生海外派遣事業委託料328万円の減、国保保険者証のカード化電算システム開発委託料として141万8,000円の追加、それから選挙費につきましては88万5,000円の追加、それから統計調査費につきましては、報酬として3万6,000円の追加でございます。

以上、社会福祉費の関係でござりますが、これにつきましても、福祉医療費の手数料と同番号

手数料を合わせまして170万円の追加でございます。

福祉医療の関係につきましては、139万7,000円の追加、介護用品の支給事業として100万円の追加、それから老人保健事業特別会計の繰出金につきましては145万4,000円の減、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては1,272万2,000円の追加をお願いするものでございます。それから、障害関係につきましては、在宅重度心身障害者激励金5万円の追加、日中一時支援事業委託料としまして81万6,000円の追加を計上させていただいております。次は、31ページの方にわたりまして、こちらの方につきましては、支援給付支払事務負担金および通所サービス利用促進事業補助金、障害児を育てる地域の支援体制整備事業補助金を合わせまして227万4,000円の追加でございます。

次に、扶助費関係につきましては20万8,000円の追加、それから前年度国庫補助金返還金といたしまして、44万4,000円の追加でございます。それから、愛の郷およびさきいきセンターの修繕といたしまして、36万5,000円の追加でございます。

次に、介護保険事業特別会計の繰出金につきましては、60万8,000円の追加でございます。

次、衛生費関係につきましては、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会負担金としまして、243万円の追加でございます。

次に、農業費の関係につきましては、農業振興費といたしまして、農業経営基盤強化資金利子補給ならびに担い手利用集積緊急加速化事業補助金といたしまして、101万1,000円の追加でございます。

次に、農地費の関係につきましては、工事の事務、それから土地改良計画の大規模調査委託につきましては、143万円の減でございます。それから、小規模土地改良の関係につきましては、長野東・上田池揚水ポンプ改修工事といたしまして、525万円の追加でございます。それから、経営体育成基盤整備事業負担金64万3,000円の追加でございます。

林業費につきましては、桃の木林道伐採作業道の整備といたしまして、85万5,000円の追加補助でございます。

商工費につきましては、国民宿舎解体の負担金480万円の減でございます。

土木管理費につきましては、登記の手数料といたしまして、99万6,000円の追加でございます。

次に、道路橋梁費につきましては、町内一円にかかります道路維持補修といたしまして、500万円を追加させていただいております。

都市計画につきましては、登記の手数料といたしまして12万円の追加、それから下水道事業特別会計繰出金に255万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、消防費につきましては、長野西の消火栓整備事業に対しまして56万円の追加補助、それから防災行政無線の施設工事といたしまして、556万5,000円の追加でございます。

それから、次、教育費につきましては、愛知川幼稚園、秦荘幼稚園の送迎委託の関係におきまして、208万5,000円の減でございます。それから、小学校費につきましては、講師賃金手当を合わせまして247万円の減、それから秦荘東小学校の修繕料21万6,000円の追加、愛知川東小学校の備品を合わせまして62万円の追加でございます。

次に、社会教育費につきましては、女性会の関係補助35万円の減、それから愛知川図書館の修繕が53万円の追加、それからハーティーセンターの自主事業経費21万9,000円の減、歴史文化博物館の売払物品、販売物品の購入が20万円の追加でございます。

次に、給食センターの関係につきましては、器具購入といたしまして、入札差の110万円の減でございます。

最後に、公債費関係につきましては、長期借入金4件を繰上償還させていただくということで5,113万4,000円の追加を計上させていただいているところでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。以上です。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。31ページですけれども、環境衛生費のところの湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会負担金の243万円ですが、教育民生常任委員会協議会でもるるお聞きしたところですけれども、この詳しい説明、湖東地域広域のごみ処理焼却施設にかかる説明をこの場でも求めておきます。

そして、その時点において、近隣住民に対する説明はどうなっていたのか。これについても把握しているのかどうかについても答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)環境対策室長。

○環境対策室長(藤野絆五郎君)瀧議員の質問に答えさせていただきたいと思います。

既に候補地の選定につきましては、コンサルタントに委託し、社会的・地理的見地から協議会として選定してきたものでございます。候補地としての発表を控えてきたのは、あくまでも地元役員さんの要望でございまして、今回、11月26日に彦根市の12月補正予算の発表とあわせて、予定地、彦根市石寺地先という形での発表がされたところでございます。

既に委員会で説明させていただいたとおり、実はこの8月2日に東近江市から、来年度この協議会から脱退するということで、新たに1市4町でこの廃棄物処理広域化事業促進協議会を構築してきたところでございます。

11月5日に湖東地域広域ごみ処理施設の整備基本構想策定業務を入れさせていただきました。これにつきましては、既にいろいろな情報として、今まで当初の協議会が発足した当時から、どの規模の内容の事業概要で進めいくのかということの議論から、こういう形での内容を発表させていただいたところでございます。

今まで示してきた数値等は、あくまでも協議会発足当時のモデルとしての数字であり、目標年次もこれから具体的な処理整備基本構想、11月5日に広域促進協議会から発注しました基本構想の策定業務の中で、いろいろな要素を踏まえながら取り組んでいきたいと考えております。

どのような地元の説明をなされてきたのかという部分でございますけれども、11月24日・25日につきまして、石寺・下石寺の両地区において、今回のボーリング調査・地質調査の説明会を実施して、地元の同意を得ているという形になっております。ボーリング調査につきましては5箇所、深さ60mの調査を行う予定で、総額予算1,500万円を予定させていただいております。今回の広域促進協議会、今後は、皆さん方の情報を察知しながら、新たに国に補助金制度ができております。補助金制度ではないに、これは平成17年4月に廃棄物リサイクル対策部廃棄対策課が出ております循環型社会形成推進交付金制度にのりまして、その地域計画を今後構築していくなければならないと。広域化する中で、その地域計画作成を進めていきたい。その中で皆さんの意見を聞きながら、リサイクルも含めた形

の中での取り組みを深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(珠久清次君)ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)ないようですので、次に討論に入ります。討論ありませんか。13番瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。議案第80号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)に対して反対を表明します。

先ほど質疑もさせていただきましたけれども、この議案の中に、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会負担金として243万円が計上されています。湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会における施設建設の候補地および計画については、滋賀県の滋賀県一般廃棄物処理広域化計画の中でも計画段階で十分な説明を行うことを要綱で定めているにもかかわらず、平成25年度供用開始と言いつながら、いまだに議会にも住民にも説明されていません。

しかし、関係市町の12月議会に出された予算案では、彦根市石寺地先において地質調査をする費用を突然提案されてきました。候補地と噂されている石寺町においては、補正予算提案に間に合わせるかのように、地質調査の是非については自治会総会が持たれたそうですが、この席においても行政は一切出向いていなかったとのことです。このような施設建設の計画について、滋賀県と彦根市・犬上3町と愛荘町の各自治体は、計画段階での情報公開をしていません。具体的な動きが始まれば、建設に向けての動きは加速していくはずです。情報公開をして、住民・議会の声を聞いて、慎重に進めていくべきです。内密に進めることは大きな間違いです。

ならびに、この焼却炉計画はガス化溶融炉が有力とされる建設計画であり、愛荘町が現在策定している環境基本計画、また、先ほど議決されました総合計画基本構想などの中で示されている再使用やリサイクルなどの循環型社会とは矛盾する動きであることを訴え、反対討論いたします。

○議長(珠久清次君)ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)賛成多數です。よって、議案第80号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

休憩午前11時59分

再開午後2時35分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第4、議案第81号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第81号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)をご説明申し上げたいと思います。議案書の39ページをお聞きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,050万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,536万4,000円とする、というものでございます。

事項別明細書でご説明をさせていただきたいと思います。44ページをお聞きいただきたいと思います。

歳入の部といたしまして、国庫負担金といたしまして、療養給付費分として2万3,000円の追加、そして療養給付費交付金現年度分といたしまして2,749万2,000円の追加、県補助金といたしまして、普通調整交付金27万3,000円の追加。

そして、45ページでございますが、他会計繰入金といたしまして、一般会計繰入金といたしまして156万4,000円の追加、保険基盤安定繰入金といたしまして858万5,000円の追加、保険基盤安定繰入金の保険者支援分といたしまして67万9,000円の追加、財政安定化支援事業繰入金といたしまして44万2,000円の減、助産費等繰入金といたしまして233万4,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳出の方を説明させていただきます。

46ページをお聞きいただきたいと思います。療養諸費といたしまして、一般被保険者の診療報酬につきまして、4,173万8千円の追加、退職被保険者等診療報酬といたしまして2,749万2,000円の追加、そして、高額療養費といたしまして、一般被保険者の高額療養費といたしまして586万8,000円の追加。

そして、続きまして、47ページですが、葬祭諸費の方で葬祭費の給付費といたしまして81万円の追加、そして出産育児諸費といたしまして、出産育児一時金といたしまして350万円の追加、そして老人保健拠出金、これは確定でございますが4,176万2,000円の減額。

そして、続きまして、48ページをお願いします。介護納付金、これも決定に伴いまして577万4,000円の減額、そして、償還金および返付加算金といたしまして、療養給付費交付金等の返還金でございまして、18年度国庫分でございますが、863万6,000円の追加をお願いするものでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君) 質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 討論なしと認めます。これより、議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(珠久清次君) 全員賛成です。よって、議案第81号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決しました。

**◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長(珠久清次君) 日程第5、議案第82号平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

(住民福祉主監西村久昭君登壇)

○住民福祉主監(西村久昭君) 議案第82号平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)をご説明させていただきたいと思います。49ページをお聞きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,932万7,000円とするものでございます。

事項別明細でご説明をさせていただきたいと思います。54ページをお聞きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、他会計繰入金といたしまして、一般会計繰入金といたしまして145万4,000円の減額、そして、これは決算の確定分でございまして、前年度繰越金といたしまして698万1,000円をお願いするものでございます。

続きまして、歳出で55ページの方ですが、償還金および還付加算金といたしまして、国県支払基金償還金といたしまして552万7,000円の追加をお願いするものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 討論なしと認めます。これより、議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(珠久清次君) 全員賛成です。よって、議案第82号平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

**◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長(珠久清次君) 日程第6、議案第83号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

(農林建設主監北川利夫君登壇)

○農林建設主監(北川利夫君) 議案第83号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。議案書の56ページをお聞きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,8692千円とするものでございます。事項別明細書の61ページのほうをご覧ください。

まず歳入は、繰り上げ償還の財源として一般会計からの繰り入れで、歳入の繰入金、他会計繰入金で255万3千円の増額です。また、歳入の繰越金で、41万円の増額です。これは前年度の繰越金でございます。

続いて次のページ、歳出でございますが、公債費の元金ですが、財政融資資金公営企業債ですが、その高利率年利7%以上の流域下水道3件分の平成19年度末残高296万3千円を、繰り上げ償還のため補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 討論なしと認めます。これより、議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第83号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第7、議案第84号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第84号をご説明申し上げたいと思います。議案書の63ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,858万2,000円とするものでございます。事項別明細書でご説明をさせていただきたいと思います。68ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入の部でございますが、国庫負担金の現年度分といたしまして、これにつきましては、施設外給付の減と施設給付の増によりまして、44万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、国庫補助金につきましては、現年度分といたしまして、この給付費の増に伴いまして31万円の追加、そして、同じく地域支援事業の交付金の介護予防事業分でございますが、これも現年度分につきまして、4万9,000円の追加をお願いするものでございます。

支払基金交付金といたしまして、介護給付費交付金といたしまして、現年度分、これは給付費の増に伴いまして、192万2,000円の追加をお願いしたいと思います。それと、地域支援事業の支援交付金といたしまして、現年度分、これは介護予防事業の増に伴いまして6万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、県負担金でございますが、介護給付費負担金の現年度分といたしまして、157万5,000円の追加をお願いします。これにつきましては、施設外給付の減と施設給付の増に伴うものでございます。

続きまして、県補助金でございますが、現年度分といたしまして、介護予防の増に伴いまして2万3,000円増の追加をお願いするものでございます。繰入金といたしまして、一般財源の繰入金でございますが、現年度分といたしまして77万5,000円の追加、そして、事務費繰入金といたしましては19万5,000円の減額、そして現年度分といたしまして、これにつきましては介護予防関係でございますが2万3,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、70ページでございますが、基金繰入金といたしまして、介護給付費準備基金繰入金でございますが、これは給付費の増に伴いまして121万8,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。一般管理費の委託料でございます。これにつきましては、19万5,000円の減額をお願いするものでございますが、これにつきましては、後ほど73ページの方でご説明申し上げますが、振り替えをさせていただくものでございます。

続きまして、介護サービス等諸費につきましてでございますが、居宅介護サービス給付費につきましては1,000万円の減額、そして施設介護サービス給付費につきましては1,600万円の増額、居宅介護サービス計画給付費につきましては300万円の減額。

続きまして、めくついただきまして72ページでございますが、介護予防サービス等諸費の中の介護予防サービス給付費につきましては200万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、高額介護サービス等費につきましては、80万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、73ページでございますが、特定入所者介護サービス等費につきましてですが、これにつきましては440万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、介護予防事業費につきましてですが、委託料、先ほど申し上げましたように、特定高齢者の介護予防教室の委託料として19万5,000円をこちらの方へ振り替えをさせてもらったものでございます。以上、よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第84号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午後2時52分

再開午後2時52分

◎追加の宣告

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま報告2件、議案6件、請願1件、意見書2件、議提1件が提出されました。これを日程に

追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、報告2件、議案6件、請願1件、意見書2件、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第1、報告第13号専決処分の報告についてを議題とします。

町長部局の報告を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第13号につきまして報告させていただきます。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更について、平成19年12月12日に専決処分をいたしました。同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

1契約の目的平成19年度工事第7号

秦荘西小学校大規模改修第1期工事(建築)

2変更契約の金額変更前の契約金額1億5,120万円

変更後の契約金額1億5,441万3,000円

3契約の相手方滋賀県甲賀市土山町大野2637番地

大宝株式会社

代表取締役社長前野研吾

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)これで報告第13号専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第2、報告第14号専決処分の報告についてを議題とします。

町長部局の報告を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第14号でございます。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更について、平成19年12月12日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

1契約の目的平成19年度工事第9号

秦荘西小学校大規模改修第1期工事(給排水・冷暖房設備)

2変更契約の金額変更前の契約金額6,604万5,000円

変更後の契約金額7,061万9,850円

3契約の相手方滋賀県長浜市勝町113番地の1

川瀬産商株式会社

代表取締役川瀬努

以上でございます。

○議長(珠久清次君)これで報告第14号専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第3、議案第85号契約の締結につき議決を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第85号につきまして説明させていただきます。

契約の締結につき議決を求めるについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものでございます。

1契約の目的平成19年度工事第48号

愛知川南面整備工事(国8御幸・祇園工区)

2契約の方法一般競争入札

3契約金額1億395万円

4契約の相手方住所滋賀県彦根市地蔵町71-1

氏名株式会社彦根営業所

所長安田光男

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定すること

に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第85号契約の締結につき議決を求めるところについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第4、議案第86号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長山田清孝君登壇〕

○総務課長(山田清孝君)議案第86号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

まず、第1条の関係でございますが、育児短時間勤務の制度の導入に伴い、文言を改正するものでございます。第2条、第3条の関係でございますが、これにつきましては、平成19年の人事院勧告に基づきまして、まず給与の改正の関係でございます。それにつきましては、第2条の一番下の欄に別表を次のように改めるということで、6ページ・7ページの方に改定するものでございます。

なお、扶養手当の関係でございますが、扶養手当につきましては500円引き上げさせていただいて、6,000円から月額6,500円に改めるものでございます。

また、一時金としまして、勤勉手当の関係でございますが、0.05月引き上げさせていただいて、年間4.5月に引き上げさせていただくものでございます。

また、第3条の関係でございますが、これにつきましては、平成19年12月適用の分を20年度から適用させていただいた形になりますと、0.05月上がりました勤勉手当を6ヶ月と12ヶ月に支給を分けるものでございますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

1条の規定につきましては平成20年1月1日から施行、そしてから3条の規定につきましては平成20年4月1日から、改正の給与表につきましては平成19年4月1日から、そして、先ほど申し上げました勤勉手当の基準月につきましては平成19年12月1日から施行するものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第86号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第86号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第5、議案第87号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第87号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

まず、この一部改正の理由でございますけれども、来年4月1日から窓口業務のサービス向上を目指して計画をいたしております住民票・印鑑証明・戸籍証明・所得証明書などを自動的に発行いたします自動交付機を、両庁舎の玄関風除室にそれぞれ設置することとしております。その際、住民基本台帳カードが必要なことから、この住基カードの交付定数料500円につきましては、カードの普及促進を図ることから、向こう2年間徴収しないことに考えておりました。

しかし現在、国税庁が住基カードによる電子申告を推進されていることから、来年の申告時期に合わせ、前倒しをして、20年1月1日から向こう2年間、住民基本台帳カードの交付手数料500円を徴収しないことにするための一部改正でございます。

9ページをご覧いただきたいと思います。別表の種類の欄中、「住民基本台帳第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付手数料」を「住民基本台帳第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付および再交付手数料」に改めるものでございます。

付則に次の1項を加えるということで、これにつきましては経過措置でございます。

4項といしまして、第2条の規定にかかるわらず、平成20年1月1日から21年12月31日までの間ににおいて、住民基本台帳第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付(再交付は含まない。)に係る手数料は、徴収しない。

付則につきましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

11月9日

○議長(珠久清次君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 討論なしと認めます。これより、議案第87号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(珠久清次君) 賛成多数です。よって、議案第87号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君) 追加日 程第6、議案第89号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

(総務主監細江新市君登壇)

○総務主監(細江新市君) それでは、10ページでございます。議案第88号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,553万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、今ほど議決をいただきました人事院勧告に伴います給与改定によるもの人件費の補正予算でございます。

なお、そのほかには、10月1日付けでもって人事異動をいたしております科目の増減、また退職者1名によります減、また、2名が育児休業を取得している関係で補正をするものでございます。

また、もう1件につきましては、監査委員の報酬につきましては、今年の3月議会におきまして条例改正をお願いしております。予算計上ができておりませんでしたので、今回補正をさせていただくものが補正予算の主な理由でございます。

それでは、その概要を説明させていただきたいと思います。

16ページをご覧いただきたいと思います。歳入につきましては、財政調整基金の繰入金として、77万4,000円を減額させていただくものでございます。

次に、歳出につきましては、17ページからでございます。議会費7万3,000円の追加、総務費の一般管理費158万3,000円の追加。

次に18ページにいきまして、税務総務費359万1,000円の追加、戸籍住民基本台帳費8万1,000円の減、統計調査総務費18万3,000円の減。

それから、20ページにいきまして、監査委員費、監査委員報酬としまして22万8,000円の追加、それから民生費では、社会福祉総務費20万円の減、社会福祉施設費では19万5,000円の追加、国民健康保険費10万9,000円の追加、介護保険費17万2,000円の減、保育園費2万2,000円の追加。

22ページにいきまして、衛生費では、保健衛生総務費11万4,000円の追加、保健衛生諸費では225万4,000円の減。次に、農林水産業費の農業総務費では254万5,000円の減、農地費では8万2,000円の追加。

次、商工費の商工総務費では27万6,000円の追加、土木費の土木総務費では51万1,000円の追加、土木費の道路橋梁総務費では7万2,000円の追加。

26ページにいきまして、下水道費では47万5,000円の減でございます。小集落地区改良事業費では6,000円の追加。

次、教育費の事務局費では1万8,000円の追加、小学校費の学校管理費では5万9,000円の追加、中学校費の学校管理費では2万1,000円の追加、幼稚園費では291万円の減でございます。

次に、社会教育総務費9,000円の減、公民館費では50万8,000円の追加、図書館費では47万9,000円の追加でございます。

最後に、学校給食費につきましては10万8,000円の追加でございます。以上、よろしくご審議をお願い申し上げたいと思います。

○議長(珠久清次君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 討論なしと認めます。これより、議案第88号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(珠久清次君) 賛成多数です。よって、議案第88号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)について

は、原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第7、議案第89号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)議案第89号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明させていただきます。

議案書の37ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,821万7,000円とするものでございます。

事項別明細書の40ページをお開きください。人事院勧告に伴う給与改定および時間外勤務の縮減によりまして、歳入では、一般会計繰越金47万5,000円の減額でございます。

歳出につきましては、総務費の一般管理費の人件費として47万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第89号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第89号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第8、議案第90号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)46ページをお開きいただきたいと思います。議案第90号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)をご説明申し上げたいと思います。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,867万1,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明させていただきたいと思います。49ページをお開きいただきたいと思います。これも先ほどのご説明と一緒にございまして、人事院勧告に伴う給与改定によりまして、歳入では、一般会計繰入金8万9,000円の追加、歳出につきましては、地域包括支援センター運営費の人件費として、8万9,000円を追加補正するものでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第90号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第90号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第9、請願第2号、愛荘町西部地域に駐在所設置を求める請願についてを議題とします。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、請願第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。11番、森野栄次郎君。

○11番(森野榮次郎君)お手元の議案書の56ページに掲載しております請願書の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

愛荘町西部地域に駐在所設置を求める請願

平成19年12月17日

愛荘町議会議長珠久清次様

諸願者愛荘町長野東758番地区長野口圭一

愛荘町長野西1713番地区長谷川聰一

愛荘町長野新町1094-22番地区長藤堂光一郎

愛荘町亀原2248-49番地区長北村健次

愛荘町川原622番地区長辻野登喜雄

愛荘町百々町241番地区長福永司郎

愛荘町山川原461番地区長本田憲次

紹介議員愛荘町長野西1735番地森野榮次郎

愛荘町山川原345番地本田秀樹

#### 《請願の趣旨》

先の愛知川警察署の統合廃止の方、治安体制の変化の為なのか、本年度地域内各所において答てない盗難事件が頻発し、人心は動揺し不安は高まり、安心安全のまちづくりの必要性、重大さを痛感する状況にあります。

愛荘町西部地区は国道八号線以西の地域の通称で、世帯数にして千数百世帯。人口三千余名の居住地域であります。JR稻核駅が至近距離にあり、国八沿いの為移住者も多く、新興住宅団地も既に数箇所が形成されています。この傾向は今も衰えず、どの集落でも宅地開発が為され、在来集落共々人口は増え続けています。外国人世帯も百世帯以上あり、国際化も急速に進展しています。

開発のスピードに社会資本の整備が伴わず、道路アクセスにも多くの問題があり、自治会の連絡網、配布物の遅延、ラッシュ時の交通渋滞等々、新旧住民の融和体制等枚挙にいとまがない状況にあります。

表沙汰になってしまい犯罪、盗難も多数あると伺っています。通過地点なるが故の行きすりの犯行とも伺います。放置しがたい情報であります。愛荘町最西端の地域であり、幾多の課題を抱え持つ地域であります。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定に基づき、下記の事項について請願いたします。

#### 《請願事項》

愛荘町の問題として標記「愛荘町西部地域に駐在所設置を求める」ことを採択されることを請願いたします。

大変ご用の多い中、恐縮でありますが、よろしくご審議賜り、ご採決賜りますようお願いいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、請願第2号を採決します。請願第2号を採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、請願第2号愛荘町西武地域に駐在所設置を求めるについては、採択することに決定しました。

#### ④意見書第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第10、意見書第3号「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番、本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)意見書第3号「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書

上記の議案を愛荘町議会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成19年12月19日

提出者愛荘町議会議員本田秀樹

賛成者愛荘町議会議員辰己保

愛荘町議会議員竹中秀夫

愛荘町議会議員水野清文

愛荘町議会議員森隆一

愛荘町議会議長珠久清次様

朗読をもって提案説明をさせていただきます。

「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書

滋賀県におかれましては、来年度以降に予想されるこれまで以上の財源不足に対応し、持続可能な行政財政基盤の確立と自立型の県政経営を実現するため、「新たな財政構造改革プログラム」を策定された。厳しさを増す財政状況と地方分権の進展に伴い、行政組織のスリム化や新たな行政システムへの変革、さらには、行政サービスの再構築などを内容とする改革の必要性は、本町としても同じ行政環境に置かれていることから、十分に認識しているところであります。

しかしながら、同プログラムにおける市町への補助金の見直しについては、地方自治体にとっての重要課題である少子高齢化や環境問題の対応として、これまで県と市町が築き上げてきた信頼関係に基づいて、それぞれの役割分担を決定し、継続して県民福祉の向上のために行ってきた成果を、何ら協議のないまま一方的に補助率を削減し、補助対象を縮小するもので、その影響は市町の財政や県民生活にとってあまりにも大きく、極めて遺憾な措置と言わざるを得ない。

また、このことは同プログラムの方針に示す県と市町が対等のパートナーとして連携、協力する必要があるという主旨からも逸脱しており、再考を求めるものである。

については、本町財政の健全化と県民生活の安定を図るために、「新たな財政構造改革プログラム」の策定にあたって、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

## 記

1. 市町に対する補助金の見直しについては、県と市町と協議を重ね、市町の理解のもと実施すること。
2. 県民生活に直接影響が予想される補助金の見直しについては、県民に向けて県としての説明責任を明確に果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

滋賀県知事嘉田由紀子様

愛知郡愛荘町議会

「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書を提出いたしました。この意見書に関しましては、去る9月に市町の総意として、県と市町が役割を担い、今まで進めてきた事務事業の一方的な廃止や縮小、補助金のカットなど認められないなど強く要望されたところである。

しかるに、このたびの見直し案は、県以上に厳しい状況にある市町財政を無視したものであり、滋賀県市町会、滋賀県市議会議長会、滋賀県町村会、滋賀県町議会議長会の4団体から、既に12月10日に滋賀県知事に対して緊急要望を提出されたところでございます。

これを受け、12月11日付け県町村会より意見書提出のご依頼がございました。この見直し案は、地域住民に対する影響が大きく、とりわけ経済的に弱い立場である子育て世代、高齢者等への影響が憂慮されるところあります。こうしたことを十分認識していただき、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君) 討論なしと認めます。これより、意見書第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君) 全員賛成です。よって、意見書第3号「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

### ◎意見書第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君) 追加日程第11、意見書第4号道路特定財源制度の堅持に関する意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番、竹中秀夫君。

○議長(珠久清次君) 9番竹中秀夫君。

〔9番竹中秀夫君登壇〕

○9(竹中秀夫君) 意見書第4号

道路特定財源制度の堅持に関する意見書

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条に規定により、別紙のとおりに提出する。

平成19年12月19日

提出者愛荘町議会議員竹中秀夫

賛成者愛荘町議会議員宇野義美

愛荘町議会議員久保田九右衛門

愛荘町議会議員本田秀樹

愛荘町議会議員森野榮次郎

愛荘町議会議長珠久清次様

朗読をもってご説明をいたしたいと思います。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書

道路は、国民の日常生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる国土の実現を図るために、国民共通の財産である道路を計画的に整備・充実することが重要である。

しかしながら、本町内の道路整備水準は未だ不十分であり、21世紀に誇れる活力と魅力溢れるまちづくりを推進す

るためには、本町の財政力と資源を最大限に活用する必要があります。そのためには、道路整備水準を向上させることが重要です。

生活を支える県道や町道の整備促進、さらには、渋滞解消による沿道環境保全、交通安全対策、道路防災対策等、計画的かつ緊急的な道路整備の推進が強く求められているところであり、これらを今後も着実に推進していくうえで道路財源の確保は不可欠である。

昨年末には、「道路特定財源の見直しに関する具体策」を閣議決定、本年12月7日に「道路特定財源の見直しについて」を政府・与党で合意され、道路特定財源制度については、「毎年度の予算において道路歳出を上回る税収についても、納税者の理解の得られる範囲内で一般財源として活用する」とされた。

本町が真に必要としている道路を着実に整備するためには、地方の実情や意見を踏まえ、道路整備のための財源を安定的に確保することが重要である。

このため、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

#### 記

1. 地方が、真に必要な道路整備を計画的に進めるため、道路特定財源の現行の税率水準を維持し、地方における道路の整備に必要な財源を安定的かつ十分に確保すること。
2. 地方公共団体が、遅れている地方道の整備や維持管理を主体的に行うため、道路特定財源の地方への配分割合を高めること。
3. 真に必要な道路整備の姿を示す中期的な計画の策定および推進に当たっては、納税者の代表でもある地方議会や地方の行政を担っている地方自治体の意見等を十分反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月19日

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長様  
滋賀県愛知郡愛荘町議会

何とぞご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 討論なしと認めます。これより、意見書第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(珠久清次君) 賛成多数です。よって、意見書第4号道路特定財源制度の堅持に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議題第7号の上程、説明、採決

○議長(珠久清次君) 追加日程第12、議題第7号議員派遣についてを議題とします。

会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(珠久清次君) 賛成多数です。よって、議題第7号議員派遣については、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長(珠久清次君) 暫時休憩します。

休憩午後3時34分

再開午後4時00分

○議長(珠久清次君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○議長(珠久清次君) お諮りします。ただいま意見書1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 异議なしと認めます。よって、意見書1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎意見書第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君) 追加日程第13、意見書第5号愛荘町西部地域に駐在所設置を求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。11番、森野榮次郎君。

○11番(森野榮次郎君) 愛荘町西部地域に駐在所設置を求める意見書

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成19年12月19日提出者愛荘町議会議員森野繁次郎  
賛成者愛荘町議会議員本田秀樹  
愛荘町議会議長珠久清次様  
以下、ほとんど同文でありますが、朗読をもって報告に代えます。  
愛荘町西部地域に駐在所設置を求める意見書。  
先の愛知川警察署の統合廃止の方、治安体制の変化の為なのか、本年度地域内各所においてかつてない盗難事件が頻発し、人心は動搖し不安は高まり、安全・安心のまちづくりの必要性、重大さを痛感する状況にあります。愛荘町西部地区は、国道8号線以西の地域の通称で、世帯数にして千数百世帯。人口3千有余名の居住地域であります。JR稻佐駅が至近距離にあり、国道8号沿いのため移住者多く、新興住宅団地もすでに数集落が形成されています。この傾向は、今も衰えず、どの集落でも宅地開発がなされ、在来集落ともども人口は増え続けています。外国人世帯も百世帯以上あり、国際化も急速に進展しています。  
開発のスピードに社会資本の整備が伴わず、道路アクセスにも多くの問題があり、自治体の連絡も配布物の通送、ラッシュ時の交通渋滞等々、新旧住民の融和体制等枚挙にいとまがない状況にあります。  
表ざたになつてない犯罪、盗難も多数あります。通過地点なるがゆえの行きすりの犯行との説明です。放置しがたい情報であります。  
愛荘町最西端の地域であり、幾多の課題を併せ持つ地域であります。  
これらの趣旨から、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望します。

## 記

### 1. 愛荘町西部地域駐在所の設置を求ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月19日

滋賀県知事、滋賀県警察本部長様

愛知郡愛荘町議会

この宛先につきましては、知事局4名様、警察本部の方へ4名様の送付をさせていただく、このようなことであります。

なお、お手元にあります文言と今朗読をさせていただきました文言は、2点食い違っておりますが、先ほどの全協でご指摘をいたしましたところを今お聞きいたいたように訂正をさせていただいたものであります。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長(珠久清次君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君) 討論なしと認めます。これより、意見書第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君) 全員賛成です。よって、意見書第5号愛荘町西部地域に駐在所設置を求める意見書は、原案のとおり可決しました。

## ◎閉会の宣告

○議長(珠久清次君) これで本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成19年12月愛荘町議会定例会を閉会します。

○議長(珠久清次君) 閉会にあたりまして一言ございさつ申し上げます。

平成19年12月定例会を12月7日に閉会させていただき、13日間の会期をもたせていただきました。その間、本会議をはじめ各常任委員会協議会、また特別委員会協議会と4つの委員会で、あらゆる角度から熱心にご審議をしていただき、大変ご苦労さまでございました。

今後とも愛荘町の発展と住民福祉の向上のため、特段のご尽力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げる次第であります。

本年もあと残り少なくなってまいりました。各位におかれましては、健康にくれぐれもご自愛いただきまして、新年をご家族お揃いでお迎えいただきますことを心より祈念申し上げ、閉会にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。

## 町長

○町長(村西俊雄君) 今議会の閉会にあたりまして一言お礼申し上げたいと思います。今議会提案させていただきました愛荘町総合計画基本構想や損害賠償請求の提起などの重要案件のほか、本日の追加案件を含めまして、条例の改正案件6件、専決処分の報告案件3件、契約議決案件1件、一般会計および特別会計の補正予算案件8件、合計20案件につきまして慎重審議いただきました。そのうち19件につきまして可決いただき、誠にありがとうございました。否決されました件につきましては、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。さて、去る11月28日、福田総理大臣をはじめ河野衆議院議長、江田参議院議長、また増田総務大臣、冬柴国土交通大臣のほか、党から二階総務会長、鳩山幹事長など、多数の関係者ご出席のもと、恒例の全国町村長大会がN

HKホールで開催されました。

この大会に初めて出席されました福田総理大臣は、地域活性化のため統合本部を挙げて支援し、財源確保のため

努力していく。自立と共生の社会を目指し、行政改革にぜひ地域も取り組まれたいと述べられたところであります。

このあと大会には、地方交付税の財源調整、財源保障機能を堅持するとともに、地方交付税総額を復元すること、少

子高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策を強力に推進すること、道路特定財源の税率を堅持し、市町村に

に対する配分割合を高めて、その拡充を断行することなどの緊急決議を採択いたしたところでございます。

また、翌11月29日には、日比谷公会堂におきまして、道路整備の促進を求める全国大会が、綿貫大会長をはじめ

冬柴国土交通大臣らをお招きし、盛大に開催されました。この大会では、暫定税率10年間の延長と、平成20年度

以降も地方道路整備臨時交付金を継続することなどを決議いたしました。

また、これに先立ちまして、11月27日、砂防会館におきまして、安全で活力ある21世紀の地域づくりのため、土砂

災害から尊い人命・貴重な財産を守るために、砂防関係予算の所要額を確保することなどの提言を採択し、いずれも

関係省庁ならびに国会議員に対し要望活動を展開してきたところであります。

いよいよ今年もあと2週間足らずとなりましたが、2007年は国政も県政も激動の1年でした。年金問題の渦中に実

施された参議院議員選挙での与野党逆転、その後、安部総理大臣の退陣による福田政権の発足、また、県政にお

きましても、春の県会議員選挙による勢力伯仲の中の議長交代、新幹線栗東新駅の中止、県財政における巨額収

支不足による財政改革プログラムの発動などがありました。

また、原油の高騰によるガソリン価格の暴騰や物価への影響、米価の下落による農業経営の悪化など、地域住民

の暮らしにとって経済的な重荷を背負った年でもございました。

最後になりましたが、議員各位、職員の皆さんに大変お世話になりました2007年でしたが、来る2008年、平成

になって早くも20年目を迎える来年こそ、よい年になることを願いつつ、今後とも変わらぬご指導、ご支援をお願い

いたしまして、閉会にあたりましてのお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。